

国際専門家会議および公開フォーラム

# 「国際人身売買」禁止法 は必要か

報告書

2003年11月25日～27日  
東京

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

---

無断転載を禁じます。

(財)女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)  
2004年3月発行

東京都千代田区九段南2-7-6 相互九段南ビル4階

電話 (03) 3514-4071

FAX (03) 3514-4072

e-mail: [dignity@awf.or.jp](mailto:dignity@awf.or.jp)

<http://www.awf.or.jp>

# 目次

公開フォーラム 基調講演	1
報告	
カンボジア	7
ラオス	12
フィリピン	
1) 司法省	19
2) 社会福祉開発省	22
3) 人権擁護委員会	25
4) DAWN	33
タイ	
1) 社会開発および人間の安全省	39
2) 検察局犯罪研究所	45
3) 人権擁護委員会	55
ベトナム	61
国際機関	
1) 国際労働機関 (ILO)	65
2) 国際移住機関 (IOM)	68
在日米国大使館	76
日本	
1) 人身売買禁止ネットワーク	82
2) アジアの問題を考える会	88
3) 警視庁生活安全局生活環境課	105
補足資料	91
参加者名簿	109



日時 2003年11月27日(木)18:30～20:45

場所 東京ウィメンズプラザホール

## 「国際人身売買」禁止法は必要？

林 陽子

弁護士、アジア女性基金運営審議会委員

### はじめに

アジア女性基金は、1995年、第2次世界大戦下での日本軍によるいわゆる慰安婦制度の被害者の方々に対して日本政府として道義的な責任を果たすために、日本政府のイニシアティブによって設立されました。当時の首相であった村山富市さんが、現在、理事長をされています。

基金の大きな活動の柱として、この被害者の方々に日本国民から集めた「償い金」を内閣総理大臣のおわびの手紙とともにお渡しする「償い事業」があります。これは5年間の当初の期間が過ぎましたので終了いたしました。現在は、活動の二つ目の柱である二度とこのような性暴力被害を世界中に起こさないように、日本から女性に対する暴力をなくす運動を発信していくという意味で、女性に対する「尊厳事業」を進めております。

### 国際人身売買への対応

今回、開催しました人身売買についての会議も、基金としては3回目で、最初は97年にマニラで、その後98年にバンコクで会議を開いております。この間、5年空いてしまったのは、この問題を忘れていたためではなく、女性と司法、特に刑事手続き、拘禁中の女性に対する人権問題についての国際会議を毎年開いておりましたので、ちょっと間が空いてしまいました。しかし、この5年の間に人身売買については、特にアジア地域で非常に大きな動きがあったということが、今回、専門家の方々にお出しいただいた大変豊かな内容のレポートで克明に分かりました。そのことは今回ご参加いただいた専門家の皆様に本当に感謝いたします。

なお、「償い事業」について一言付け加えますと、今日ご発表いただきましたフィリピン司法省の検察官であったグチャレス検事に、この被害者の認定につきましては多大なご尽力をいただき、基金ではいつも大変お世話になっておりました。グチャレスさんは現在、司法省の事務次官をされておられて、「慰安婦」の問題だけではなく、それ以外の組織犯罪の問題について、責任者として大変多忙な方でいらっしゃると思いますが、今日ご参加いただき、皆さまにお話しいただきましたことを大変うれしく思います。

## なぜ人身売買問題へ関わるようになったか

私が人身売買の問題に関心を持つようになったのは、先ほど松田さんがご紹介くださいましたが、86年に「女性の家HELP」というシェルターが基督教の団体によって東京都内にオープンしたことからです。そのとき、別に頼まれたわけでもないのですが、弁護士として何か手伝えることがあればやらせてくださいと押しかけて顧問弁護士になったというのがそもそものおつきあいの始まりで、それから10年間、HELPに来る女性たちの救援に携わりました。

その間、89年に私は初めてバンコクに行ったのですが、今は亡き松井やよりさんが1枚の紹介状を書いてくださいまして、「タイに行ったらここを訪ねてごらん下さい。素晴らしい女性の弁護士に会えますから」と言われ、訪ねていったのが今回参加していただいたナイヤナさんの事務所でした。そのときにナイヤナさんは「タイ女性の友」のオフィスで、恐らくまだ20代で、はつらつと働いていらっしやいました。その後、彼女はめきめきと頭角を現し、39歳でいちばん若いタイの人権擁護委員(Human Rights Commissioner)になって、現在、タイの中で、またアジア地域の中で、この問題について中心的な活動をされていることも大変うれしく思います。

## 女性の家HELPの10年

この「女性の家HELP」にいた10年間ですが、96年に弁護団での10年の回顧というのをやりまして、これが印刷物で残っているのですが、96年の段階での記録を見ても、「一生懸命告訴をしたけれども、やはり警察が受けとってくれない」とか、「検察庁に送致されたけれども一向に捜査が進まない」という愚痴のような話が山ほどあることを改めて思い出します。

当時は私も今ほど忙しくなかったものですから、例えば埼玉県の上野の何とかなというスナックにフィリピン女性が監禁されているらしいというので、自分でカメラを持って、東北線に乗って埼玉県の上野まで行き、お店の写真を撮って報告書を作り、告訴状と一緒に警察署に持って行きました。警察官にも感心されて、「これは先生がお撮りになったのですか。よく撮れていますね」と褒めてはくれるのですが、そのあと捜査が進むかというので一向に進まず、被害者が帰国してしまったので捜査は中止しましたという中止処分の紙をもらったことがあります。私は刑事訴訟法があまり得意ではなかったものですから、検察庁は起訴か不起訴かのどちらかを決めると思っていたのですが、「被害者がもう強制送還されて在留していませんので中止します」という三下り半のような手紙をもらって大変ショックを受けたこともありました。

## 「国際人身売買」禁止法は必要？

今日の私の話は「『国際人身売買』禁止法は必要？」というタイトルがついていますが、今日この会場にいらっしゃる皆さんで「必要ない」と思っている方はあまりいないと思います。もしいたら手を挙げて欲しいのですが(笑)、一応皆さん必要だと思って、そういう関心があるのでここに来てくださっているのだと思います。ところが、まだ日本政府の中には「必要ない」という方たちがたくさんいる

わけです。日本は女性差別撤廃条約を批准しておりますので、今年7月にニューヨークで政府報告書の審査がありました。その日本政府報告に対して女子差別撤廃委員会の最終見解が出されていますが、そこでも日本の人身売買に対する現行の法律の取り組みは必ずしも十分ではないのではないかとというやりとりがなされています。

私を見る限り、人身売買についての法律が必要ないという人たちの根拠は大きく二つあると思います。なぜ必要ないかという第1の理由は、既存の法律ですでに十分保護されているのではないか、カバーされているのではないかということが挙げられます。これについては、今回、多くの方がペーパーを出してくださいました。京都の吉田容子弁護士やアメリカ大使館のアン・カンバラ参事官からも大変まとまったご報告がされました。労働者派遣法や売春防止法、入国管理法、刑法、風俗営業適正化法、職業安定法という法律がばらばらにはあるけれども、これらの法律はいわゆる犯罪構成要件、その犯罪の中に書かれている要件に当てはまれば起訴されるという要件にはなりえても、そのあとの被害者に対する保護や支援という視点を全く欠いている点で、人身売買禁止法に代わるものにはなりえないと思います。

今、私たちが議論している人身売買禁止法は、犯人を捕まえて訴追していくことももちろん大事ですが、やはり被害者の社会の中への統合や人権を回復していくプロセスを、コミュニティとして、あるいは国家として、どのように支援していくかが現代的な意味での人身売買禁止法ですので、その意味では1949年の国連条約からもとめられているものとは大きく変わっています。そこに今の日本の法律がキャッチアップ(追いついて)していないという現実は見えていかなければならないと思います。

## 新しい動き

今日のご報告の中でも、フィリピンでは今年新しい法律ができ、またはタイその他、今回ご参加になった各国でも新しい法制ができていますが、新しい動きは何かというと、被害者を支援していく、被害者の在留を認める、被害者に権利を与える中で加害者を訴追していく、そういうプロセスの中で人身売買を地球上からなくしていこうという視点に変わってきていることだと思います。

人身売買禁止法が必要ないという二つめの根拠は、最初に述べたことと裏腹で、被害者に対する偏見があると思います。どうせ知っていて来たではないか。もともと何の技能もないくせに、日本などに来てお金が入ることといえばもう売春しかないことは分かっていたはずだ。それが分かって来ていた人たちに、どうして権利の保護や損害賠償を認める必要があるのかということが、まだ根深い偏見となって社会の中にあると思います。

これについては、第2次世界大戦下で日本軍からの性被害に遭った「慰安婦」の人たちに対しても、あれは実質的な公娼制度だった、韓国やフィリピンの女性は売春だと分かっている自分の意思で慰安所に行ったのだということを信じている男性がいまだにたくさんいます。女性運動はまさにそういう偏見に対して闘ってきているわけですので、被害者の落ち度を言う中で加害者を免責することはやってはいけないことで、だれが被害者なのかという視点を持ちながら運動を進めていくことが

フェミニズムの原点だったと思います。その意味で、基金が取り組んでいるこの「慰安婦」の問題と人身売買被害者の問題は共通するものがあると思います。

では、人身売買禁止法が必要だという前提に立ったうえで、次のステップが何かを考えてみますと、この闇の数を全部あぶりだしていくことは、特に不法滞在者の問題や人身売買被害者の場合大変難しいので、やはり典型的なケースについてケーススタディをやっていく。何が障害になって今の日本の制度のもとでは捜査などが進んでいかないのか、あるいは公判請求されても必ずしも量刑などの面で反映されていないのかを徹底的に見ていく必要があると思います。

今回、会議に警察庁の雲田さんが参加してくださいました。今までの基金の会議は、法務省の入管からはゲストをお迎えしたことはありましたが、今回は法務省の刑事局からも検察官がご参加くださいましたし、警察庁の生活安全局からも大変りっぱなご報告をいただきありがとうございました。

私をご報告を聞けなかったのですが、日本の警察庁のパワーポイントの資料では、人身売買被害者を国別で見ると、いちばん多いのがタイ、2番目がフィリピン、その後、インドネシア、中国、ロシア、コロンビア、韓国という順番になっています。私は数年前に横浜女性フォーラムが主催した人身売買の集会でお話をする機会を与えられましたが、聞くところによると、暴力団の中ですみ分けがあり、コロンビアの女性は歌舞伎町、ロシアや東欧系の女性は横浜や伊勢崎町が多いというのがあるそうです。私は今日、たまたま1日横浜の裁判所で集中審理をしていたのですが、昼休みに関内スタジアムのあたりでお昼を食べていると、スラブ語を話す集団がざわざわとたくさん公園の中にいるものですから、もしかしてこの人たちはリクルーターなのだろうか、それとも、中に女性がいましたから、被害者なのだろうかとも気になりました。

国別でどこの被害が多いかという現状は、ある程度、警察のほうでも把握されているわけですから、こういう国との2国間の取り決めができないだろうか。すぐに大きな条約を批准することが難しいのだとすれば、バイで、二つの国の間で被害者の支援についてのいろいろな方策、特に公判請求した場合の被害者の保護などについて取り決める。政府レベルではすでにお話が始まっているのかもしれないませんが、必ずしもNGOに情報が下りてきていませんので、そういう取り組みをしていただきたいと思います。

## 被害者保護

私は被害者保護といった場合に、心理的な面は置いておいて、制度的に法律家から見たときとても大事だと思うことが二つあります。一つはやはり在留権で、日本にいられる、加害者を訴追し民事で損害賠償をしている間は強制送還されない権利を、入国管理法上認めていただきたい。そうでなければ、いくらやってもざるで水をすくっているような話になってしまい、加害者は捕まったけれども被害者はいないという状態が変わらないと思います。アメリカの人身売買禁止法ではTビザといわれるトラフィッキングの被害者のための特別在留のビザがありますので、日本もそういうものを導入する必要があると思います。

二つめに、これは刑事訴訟法ではすでに被害者保護の一環として実現していますが、被害者保護のためのビデオリンクとあって、訴えた人が法廷の中で加害者と対峙しなくても別室から加害者の尋問を聞ける、あるいは傍聴席で顔を見られたくない人が傍聴席の前にスクリーンをかぶせて尋問できるといった手続きをもっと活用していく必要があると思います。

国連の人権小委員会のマダガスカルのライラ・ラコトアリソアさんという方が、性犯罪の加害者の立証責任について今ペーパーを書いていらして、先日、日本の法務省と裁判所を見学された際に私もお供をしました。裁判所が模擬で実演してくれたのですが、一緒に日本のビデオリンクを見る機会がありました。2年半の間に42件くらい使ったと裁判所ではおっしゃっていました。日本はそういう技術は大変進んでいますので、これを活用しない手はないと思います。ただし、刑事ではそのくらいあるのかもしれないですが、民事で損害賠償を請求するときには、裁判所の訴訟指揮権の一環でするのでお願いベースなのです。権利があるというのではなく、この件はセクシャルハラスメントの被害者で加害者と顔を合わせたくないから、ついたてを立ててくださいというお願いをして、まあいいでしょうと言われれば認められる状況です。

私は今まで2件やったことがあります、一つは少年が男性の雇い主からレイプされたという事件で、これはついたてを立ててくれました。ところがもう1件、就職を控えた女子学生が大学の講師から性被害に遭ったというキャンパスセクハラ的事件で、傍聴人の前で証言したくないからパーテーション(衝立)を入れてくれと言ったのですが、裁判所から認めないと言われ、結局、傍聴人がたくさんいる法廷でやらざるをえなかったということがありました。ですから、そういう点をもっと弁護士のほうも勉強して使っていく必要があると思います。

最後に、私は93年にNGOの調査で初めてフィリピンに行って「慰安婦」の人たちにインタビューをしたのですが、そのときフィリピン政府のタスクフォースの人から非常に強く言われたことをお話したいと思います。その時、私は「フィリピンにいる私たちも一生懸命やっています」と言われました。つまり「フィリピンに慰安婦制度の被害者が生きているということは、彼女たちをレイプした加害者も日本で生きているのでしょから、あなたたちはフィリピンに来て私たちを調査するのではなくて、自分の国に帰って日本の男性で韓国やフィリピンの女性をレイプした人の調査をしてください」と言われたことが、鮮烈な記憶として残っています。

それはこの人身売買の問題についてもまさに言えることで、今、もちろんそれぞれの国が、フィリピンの場合もマレーシアに行く、周辺の国の女性たちがフィリピンに人身売買で送られてくるという問題はあるのでしょう。しかし、日本との関係では、やはり日本が受け入れ国でアジアの国は送り出し国という関係が厳然としてありますので、送り出し国の人たちが今これだけ知恵と努力を絞って新しい仕組みを作ろうとしているときに、受け入れ国である私たちが何もしないでそれを傍観しているのは許されないことだと思います。

ドメスティック・バイオレンス防止法が日本では2001年から施行されましたが、これも日本政府は当初、「日本では夫が妻を殴れば刑法の傷害罪が適用されます。もう法律があるからDV法は要りま

せん」とずっと言い続けてきたわけです。ただ、それも台湾、韓国、マレーシアを含め、アジアの周辺国でどんどんDV法ができて、先進国はもちろんそれよりずっと前にできていたわけですが、アジアの中でもこの法律がないのは日本だけだという状態になって、ようやく議員立法で成立したという経過があります。

ですから、人身売買禁止法もそれと同じような経過をたどるのかなという感じはしますが、それはだれかがやり始めなければならぬことです。今回の専門家会議が一つのきっかけになって、NGOの運動がますます活性化し、この中で出てきた知恵をどこかに結集して、人身売買禁止法の新しい法案作りに次の一歩を進めていきたいと個人的にも強く思いました。

大変早口でざっばくなお話で恐縮でしたが、残りの時間、皆さんからのご質問をお受けしたいと思います。どうもありがとうございます(拍手)。



## I. 序論

カンボジアの人口は約1300万人、そのうち45%以上が15歳以下である(計画立案省)。東南アジアに位置するカンボジアは、ベトナム、ラオス、タイに次ぐ農業国である。農民は人口の80%を占める。

## II. 女性と児童の人身売買の実情

女性や子どもたちが農村部から売春目的で都市部へ売られている。とくにプノンペンやシェムレアップ、ポイペット、コーコンといった地方都市へ売られてくる。また、マレーシア、タイ、台湾へ売られる女性や子どももいる。ベトナムの少女たちはカンボジアへ売られてきたあと、さらにそこからタイ、マレーシア、台湾へ売られていく。

2002年にCWCCは210人の人身売買被害者を受け入れたが、2003年は10ヶ月の間に220人の被害者を受け入れた。その内訳をみると、30%が18歳以下、47%が強制売春の被害者、35%が衣料工場や家事労働、レストランのウェイトレスなどなどの仕事をやると騙された売春婦、1%が誘拐の被害者、11%が親に売りとばされた被害者だった。

カンボジア人権委員会と国民議会苦情オフィスによると、現在プノンペンだけで1万4000人を超える女性と子どもが売春宿やバー、マッサージパーラー、ゲストハウス、ホテルなどで売春婦として働いている。計画立案省の調査結果では、2001年の時点でカンボジアには6万人から7万人の売春婦がいた。仕事を提供するといわれて売られたり騙された売春婦がほとんどである。

### A 人身売買の形態

#### 1. 強制売春

売春宿で売春婦として働いている被害者は、強制売春にあてはまる。つまり、自らの意志で働いているのではない。なかには客をとらないという理由で部屋に鍵をかけられたり閉じ込められる売春婦もいる。さらに、1日5人から10人の客をとらされたり、国の祝日(水祭りやクメールの新年)などに

は1日20人も客をとらなければならない。収入は売春宿のオーナーに没収され、1日2回の食事と化粧品しか与えられない。客を取るのはいやだといったため、拷問されたり電気ショックで痛めつけられたり、殺すぞとおどされた売春婦たちもいる。

## 2. 物乞い

女性と子どもの人身売買は売春目的だけにかぎらない。ベトナムやタイで物乞いとして働くためにも売られている。大抵はぼん引きにカンボジアや近隣諸国で割りのいい仕事があるよ、とそそのかされる。実際には、割のいい仕事を手に入れるにはぼん引きに手数料を払わなくてはならない。そのため、土地や家売ってその金を手に入れる。

## 3. ポルノグラフィ

ポルノとセックスビデオはいたるところで、とくにコーヒーショップやカラオケ・パーラーなどで上映されている。ポルノのCDもカンボジア中どこの市場でも買える。カンボジアにおけるポルノとセックスビデオの氾濫ぶりは常軌を逸している。そのため、教育のない人たちは、セックスビデオを観た後自分の感情を抑えきれず、隣りに住む女性や子どもをレイプすることになる。セックスビデオをみた後、売春宿へ行き売春婦を相手にする人もいる。ポルノとセックスビデオは売春目的の人身売買の需要を高めているのである。

## 4. 強制労働

子どもたちは家が貧しいという現実の前で学校をやめざるをえなくなる。子どもたちは家族を支えるため家の中で働いたり、外で働いて親のために稼ぐ必要がある。

### B. 人身売買のルート

農村部から売られてくる被害者は都市部、とくにプノンペンに連れてこられるが、同時にカンボジアからさらにベトナム、タイ、マレーシア、台湾に売られる人も多い。

### C. 労働条件

- 売春婦の中には部屋に監禁されたり、棒で打たれたり殴られたり、電気ショックの拷問を受けていた。
- 病気や月経の間でさえ1日20人の客を相手にさせられた人たちもいた。
- 酸をかけられて醜くさせられることもある。
- ポルノ行為を強制される。

- － 朝9時から翌朝3時まで働かされる。
- － 資格のない産婆に危険な中絶を強要されることもある。

#### *D. 人身売買の根本原因*

- － 貧困
- － 家庭内暴力
- － 教育や職業訓練を受けていない
- － 地雷
- － 観光(伝統的結婚)。シエムレアップ州を訪れる観光客の中には、性的搾取を行ったり、アンコールワット付近でみやげ物売る子どもを相手に小児性愛にはしる者もいる。
- － 医療費の支払い
- － 人身売買による人権侵害

#### *E. 健康およびHIVエイズ感染(2002年)*

- － HIV/エイズ感染者は18万人にのぼった。
- － そのうちの36%から40%が売春婦であった。
- － 4%は警察官であった。
- － 3%が妊婦であった。

### **III. 人身売買に対する国家の対策**

#### *A. 政府:カンボジアにおける人身売買関連の法律および警察の対応*

1993年に制定されたカンボジア憲法の46条は、「人間の商品化、売春という搾取、わいせつ行為は女性の評判に悪影響を及ぼすものであり、禁止すべきである」と述べている。カンボジアは1996年、誘拐・人身売買・人間の搾取を取り締まる特別法を制定し、売買や売春目的の人身売買を違法としている。この法律は第3で、「売買や売春目的で成人ないし未成年者を売買することは、本人の同意のあるなしにかかわらず犯罪である」と規定している。成人に対する人身売買と搾取は懲役10年から15年、15歳以下の未成年者をそそのかした場合は10年から20年の懲役、猥褻行為や肉欲にふけるための場所を開設した場合は500万から3000万里エルの罰金が科せられる。共犯者、人身売買業者、売り手、買い手、世話人などすべて、加害者として同じように処罰の対象となる。

## B. NGOによる女性・児童の人身売買防止と廃絶、被害者支援の活動

人身売買問題に対応すべく、人身売買防止と被害者支援に取り組むNGOがいくつか創設され、以下の活動を行っている。

カンボジア女性危機救援センター(CWCC)は、カンボジアにおける女性と子どもに対するあらゆる形態の暴力を削減するため、5つのプログラムを実施している。CWCCのオフィスはプノンペン、バンテイミンチェイ州、シエムレアップ州にある。さまざまな事例を合法的に扱うため、裁判所関係者、女性省、復員軍人局などと協力している。

### 1. 被害者支援

- a. モニタリングと救出 — 新聞報道や申し立ての受け付け、人身売買事件の調査などを通して情報を収集し、証拠を警察に提出して、売春宿やナイトクラブ、バーなどから被害者を救出する。加害者を告訴する。さらに、医療や安全なシェルター、カウンセリング、法律相談などのサービスを利用できるテ助けもNGOが行う。
- b. 法的援助 — 法律相談を行い、最初の申し立てを書いたり提出する手助けをすると同時に、被害者の法的代理人となる。
- c. 安全なシェルター — これには必要物資、カウンセリング、治療、ヘルスケア、教育、識字、生活のスキル訓練なども含まれる。
- d. 職業訓練と雇用支援 — 売春をしなくてもすむよう経済的に展望のある機会を提供する。
- e. 社会復帰、帰還、追跡調査 — 売春宿か逃げ出したり救出された女性や子どもが故郷へ帰りたいと言え、CWCCの職員が親や親戚に連絡して連れて帰らせる。親戚が故郷へ連れて帰りたいが、都市部まで迎えに行く旅費がないと言う場合は、CWCCの職員が故郷まで送っていく。たいてい、その後3ヶ月はそれぞれの暮らしぶりを観察し、村で行われている既存のプログラムに合わせた手助けができるよう試みる。このプログラムは秘密保持を原則としている。さらに、CWCCは国際移民機構(IOM)と協力して、ベトナム人の売春人身売買被害者をベトナムへ帰還させる活動も行っている。

### 2. 予防活動

- (1) コミュニティ教育——女性や子どもにこの問題に対する意識を持たせ、危険にさらされている集団が人身売買に対して自衛できるようにする。
- (2) 研究調査——CWCCでは法執行官や裁判関係者が人身売買問題とその被害者に対し法的にどう対応し、そういう態度や行動を取っているかを調査している。これがステップとなって法的キャンペーンをふくむ次ぎの行動プログラムへとつながっていくことを願っている。

(3) メディアとポスターを使った提言活動——NGOは農村部の女性が都市で売春をしたり、タイで売春婦や物乞い、建設労働者、雑役婦として働くため売られていく問題を扱ったビデオを制作し、全国向けのテレビとラジオに提供した。意図は人びとが移民することを決める前に都市部やタイで待ちうけているわなや危険性について情報を提供することにある。国政選挙の期間中、この問題を行動公約にいれるよう各政党に働きかけた。

人身売買に関する地域の組織化——地域社会の意識を高め、人身売買などの問題に地域で対応できるようにする。この問題を有効に、十分かつ即座に防止し、被害者を守り、対応できるのは地域だけだとわれわれは信じている。

#### IV. 勧告

CWCCは6年巻、売春目的の人身売買問題と取り組んできたが、その結果次ぎのような改善策が必要であることが明らかになった。

- 都市部から遠く離れた地域に住む女性や子どもに、人身売買業者のわなについて情報をできるだけ提供すること
- 女性と子どもの教育の機会を拡大すること
- 売春目的の人身売買に関する法律改正を提言すること
- 売春目的の人身売買被害者は勇気をもって業者の実態を明らかにすること
- 被害者および関連プロジェクトの実施機関の安全が保障さ、保護されること。
- 国境の管理を強化すること
- 加害者を裁判にかけ、責任をとらせること
- 売春目的の人身売買を防ぐため、地方自治体とのネットワーク、地域間のネットワークを組織すること。
- 社会復帰、帰還、記録保持などのサービス改善
- 最良の実践、法律、人身売買の現状などをeメールやウェブサイトを通じて情報交換すること。
- 起訴までの協力改善
- 見学旅行やスタディツアーを通じた2国間協力を目的とした介入のための情報交換
- 人身売買の防止とモニタリング改善のための2国間ないし多国間協定の作成に協力すること
- カンボジアはいぜんとして貧困国であるため、引き続き各国からの支援を受けられること。

アンファヴァン・ピラチャレン

査察局長官

ラオス労働・社会福祉省女性連合会長 (MLSW)

周知のようにラオスは5カ国と国境を接している。北はビルマと中国、西はタイ、南はカンボジア、東はベトナムとそれぞれ接しているが、メコン川に沿ったタイとの国境がもっとも長い。

ラオスのこうした地理学的な位置が、女性と子どもの人身売買に非常に大きな影響を及ぼしている。とくにタイと国境を接している各省でこの問題が広がっている。

## I) ラオス政府の政策

ラオス政府は1991年に子どもの権利条約(CRC)に調印した。また1990年には人身売買と売春取締りに関連する条項を含んだ女性差別撤廃条約(CEDAW)にも調印している。1992年には子どもの利益と権利を守る立場から、全国母子委員会(NCMC)を設置した。NCMCの調整によって子どもの権利条約の実際に関する最初の国別報告が準備され、この報告は1995年国連の子どもの権利委員会に提出された。1992年から96年にかけて、とりわけ子どもの人身売買の領域で必要に基づく児童保護のプログラムが立案され、実施されたが、これもMLSWによって導入されたものである。政府は女性と少女の生活改善に非常に力を入れている。とくにラオス女性連合(LWU)葉女性の教育と専門職の機会拡大に主要な役割を演じてきた。

ラオス人民民主共和国政府は政権樹立いらい中央計画経済体制を取ってきたが、80年代半ばに経済は破綻した。1986年、政府は「新経済メカニズム」(NEM)と呼ばれる経済改革計画を採択した。

## II) タイにおけるラオス人労働者

タイで働くラオス人出稼ぎ労働者がどれくらいいるかといった情報はないが、主として政府間組織(IGO)が行っている人身売買に関する調査研究から、とくに人身売買の比率が高いラオス各州の情報が得られる。とくに、労働・社会福祉省がタイにおける女性と子どもの人身売買に関して行ったILO調査は、ラオスの5つの省から出稼ぎにいく労働者についての重要な基礎データを提供している。

タイで合法的に働く労働者に関する最新の公的統計によれば、2002年の2月から3月の間に、4万2085人のラオス人労働者が労働ビザの延長を申請していた。

国境近くに住んでいない労働者たちは、村人や斡旋業者、人身売買業の活発なネットワークを使っている。ある村からの報告では、町にいても携帯電話でこうしたネットワークに連絡できる。タイに出稼ぎに行きたいと思えば、手数料を払って、オートバイやワゴン車、あるいは特別のエアコン付バスで連れていってもらえる。斡旋する側がそれを職業としているわけではなく、友人や家族や仲間の村人だったりすることもある。

しかし、人身売買がかなり頻繁に行われていることも複数の調査から明らかである。その場合は、仕事の性質や条件について同意もなければ何も知らされないまま、雇用の形態をとって連れていかれる。タイとラオスの国境沿いにある二つの町で行われた ILO 調査では、村の未成年者が人身売買業者にリクルートされ、タイで働くため連れていかれるケースが非常に多いことが分かった。

ラオス人の出稼ぎ労働者の多くは、タイで何ヶ月あるいは何年も捕まることなく働き、帰国の準備ができると、来た時と同じ道をたどって国に帰る。運悪くタイ当局に逮捕された者たちは、収容され送還されることも珍しくない。その場合、出稼ぎ労働者費は数ヶ月収容センターに容れられた後、自発的に帰国するか強制送還される。

### III) 女性と子どもの人身売買防をめざすラオス政府と国際組織の協力

#### 政府

出稼ぎに関するラオス政府の対応は主として、女性と子どもの人身売買防止、被害者援助、変則的な出稼ぎの削減に重きをおいている。具体的には人身売買の危険についての啓発、農村開発、職の創出計画などである。ラオスで労働力移動に直接取り組む主な政府機関としては、労働・社会福祉省、出入国管理局、内務省および国家の認可をうけて草の根で活動する大衆組織などがある。

労働・社会福祉省 (MLSW およびパートナー組織)

1993年に設立された労働・社会福祉省 (MSLW) は労働問題と社会福祉を扱う二つの部門から成る。MSLW は 1999年に開かれた出稼ぎ労働シンポジウムに参加、その時から国境を超える出稼ぎに一層の関心を抱くようになった。この会議ではモノと労働力の平和と安全保障が主要テーマとして含まれていた。1998年、政府は国連の女性と子ども特別報告者をラオスに招いたが、これを機に人身売買に対する対策が強化された。2000年、ラオスは ILO が世界的に展開している児童労働廃絶国際計画 (IPEC) に加わった。出稼ぎ問題に対する MSLW の主な取り組みとしては、メコン川流域 (GMS) における国連の女性・児童人身売買に関する関係機関合同プロジェクト (UNIAP) で主導的役割を取っていることがあげられる。この取り組みはラオスでは国家人身売買プロジェクトと呼ばれ、社会福祉省 (DSW) の困窮児童援助局が議長役をつとめる国家運営委員会

が設置されている。この委員会は3～4人の職員を持ち、プロジェクトの実施の調整を行っている。内容は、送還プログラム、人身売買と出稼ぎに関する啓蒙と研究などである。さらに二つの地域での収入創出と職業訓練を促進する実験的プロジェクトにも関わっている。国家人身売買プロジェクトの主要な機能は送還プログラムで、その一部はIOMの支援を受け、制度化が課題である。DSWは出稼ぎ労働者の家族と連携をとり、タイ社会福祉省とIOMと連絡をとりながら出稼ぎ労働者をラオスへの帰還を促進している。昨年、121人の出稼ぎ労働者が帰国したが、そのうち25人がDSWの財政的支援を受けていた。ビエンチャンにはDSWの短期滞在センターとシェルターがあり、一時的にここに滞在する帰還者はカウンセリングやその他「家族調査/追跡」などの援助も受けられる。

DSWはまた、ラオス青年同盟(LYU)とラオス女性同盟(LWU)と共に人身売買事件のデータ収集、若い女性を売買するリクルーターの危険を認識するあめの教育活動も行っている。LWUは国境の町の数カ所で小冊子配布などのキャンペーンを展開した。最近のDSWの活動としては、テレビとラジオの番組の監督、人身売買の危険を訴えるカレンダーと童話の制作などがある。

DSWはさらにUNIAPの一環として、ラオスのユニセフやILO-IPECと協力して、タイへの出稼ぎが増える理由に重きをおいた調査を行ってきた。MLSWの最新調査は、ラオスの国家開発戦略が労働力移動を増加させたことを認めており、それによって、政府も開発政策によって出稼ぎ率を高めたことを認識するようになった。MLSW調査は以下のような開発政策を取り上げている。

1. 医療の普及と人口増加が労働力の過剰を招いている
2. 教育の普及と知識獲得。だが、この知識を使う手段が限られているため、教育を受けた層の間でも失業率が高い。
3. 農業技術による農業生産の増大。これが市場での余剰食料をもたらしている。
4. 市場との距離が近くなり、テレビを買う現金が手に入る。テレビでタイの番組を見て、タイへ働きにいきたいという欲望が強まる。

労働局(DL)も就労証明書を持たない出稼ぎを防ぐ努力をしており、政府に対し検問所手続きを再検討し、農村開発と本気で取り組むよう勧告している。さらに、国際労働市場での熟練労働者の需要が高いことから、労働者のためのスキル開発計画を促進している。就労証明書無しの出稼ぎを防止し、熟練労働者の移動を促進することに加えて、MLSWは労働局主導の下に、タイ、韓国、マレーシアとの間でラオス労働者を派遣する定期的なチャンネル創設の可能性について話し合いを始めた。労働局が現在、焦点をあてているのはタイにおけるラオス労働者の地位で、これについては2001年くらいタイ政府との間で二国間協定ないし合意書(MOU)を交わす交渉が続けられている。ラオス政府が先頃出した行政命令は、ラオスからの労働力移動を正規のものとする協定をタイ政府と交わすことを確約している。ASEAN加盟も出稼ぎ労働者保護の手段の一つである。労働局もこの問題についてラオスとタイのILO-IPECと協力体制を取っている。

### 出入国管理局、内務省

ラオスでの出入国を管理することが同管理局の主要な機能だが、これに加えて、出入国管理や領事問題に関する ASEAN 会議にも関わっている。そうした会議の多くは、密入獄、人身売買、出稼ぎ労働といった問題が中心である。ASEAN 加盟国の政府にとっては、移民に関する地域基準や政索を打ち出すためにも、こうした会議は重要な意味を持つ。

### 国立経済研究所 (NERI)、国家計画立案委員会

国立経済研究所 (NERI) の主要な役割は、国家の計画立案や政索開発に関して国に助言をすることで、ラオスにおける社会開発に関連した政索づくりや課題の設定に関し包括的かつ科学的研究を行う数少ない団体の一つとして評価されている。NERI として国際的移民に関する包括的研究を行ったことはまだないが、ラオスに関する国際的労働力移動についての全般的情報をふくむ論文を発表している。この研究所は、国内の女性出稼ぎ労働と生活のための移住に関する調査を行ったことがある。

### ラオス青年同盟 (LYU)

LYU は出稼ぎ労働者を8つの強調分野のひとつにあげている。同連合の青年パイオニア部門は最近、子どもの人身売買と虐待に取り組むプログラムをスターとさせるとともに、UNIAP の一環として MLSW とも協力している。2002 年 1 月、英国のセイブチルドレン基金と共に、出稼ぎのプッシュ要因と地域の実態を調査する参加型の調査活動を開始した。LYU の訓練部門は、ラオス青年の問題と取り組むため、さまざまな省にある11のセンターで職業訓練や開発プログラムを展開している。しかし、こうしたセンターが若者のニーズに答えていないことは LYU も認めており、センターの数を活動を増やす道を模索中である。

### ラオス女性同盟 (LWU)

政府に認可されたラオス女性連合 (LWU) は、人身売買被害者もふくめ女性のためのカウンセリングを行っているが、こうしたサービスは主としてビエンチャンでしか利用できない。同連合ではこれまで約 1000 人のメンバーがカウンセリングの訓練を受け、年間約300人の女性が人身売買関連の問題でカウンセリングを受けている。LWU はまた、7つの地域で帰還した出稼ぎ女性の問題について情報収集を行うとともに、MLSW と共に出稼ぎが持つ危険性とプッシュ要因についての意識化キャンペーンも行った。人身売買に関する基礎的情報が不足しているが、同連合には情報収集のための財源がない。データ収集に関しては現在は、MLSW と共同で行っている。

LWU によれば、家庭内暴力が深刻化しており、その対策を模索中だという。また、限定された能力トレーニングも行っている。女性のための法律事務トレーニングがその一例である。

### *政府間組織 (IGO)*

ラオスでは市民社会の組織がきわめて限定されており、社会開発問題と取り組んでいるのは国際 NGO だけという事実から、各部門を結んだ調整や政府組織の発展に関しては IGO が非常に大きな役割を持っている。こうした組織はラオスでは比較的新しいものである。

### *国連 GMS 内の女性・児童人身売買政府間プロジェクト (UNIAP)*

国レベルや地域間の協力関係を改善して GMS 内の女性と子どもの人身売買を減らすことが UNIAP の目的である。ラオスでのこのプロジェクトは労働・社会福祉省、法務省、内務省で構成される国家運営委員会が先頭に立ち、DSW/MLSW が議長役を努めている。その他、ここに加わっている組織は以下の通りである。厚生省、教育省、国家公認の大衆組織である LYU と LWU、ILO—IPE などの政府間組織、国連開発計画 (UNDP) とユニセフ、およびフセイブ・ザ・チルドレン、ファンド・ノルウェー、チャーチワールドサービスといった国際 NGO。研究、データ収集、教育資料の出版、地域介入の実権プロジェクトおよび、UNIAP 主催の委員会の定期会合などに関して、さまざま機関と調整はかるのも UNIAP の機能に含まれる。国家運営委員会はこれまで2度の会合を持ち、その重要な産物として MLSW が人身売買の調査を実施、2001 年10月に完成させた。

### *ILO-IPEC (ラオス)*

ラオスの移民に関する ILO-IPEC の活動は主として人身売買と就労証明書なしの移民を防止することに重きが置かれている。政府間機関と提携して、人身売買の危険が大きい地域での農村開発計画や意識化キャンペーンが活動の内容である。ILO-IPEC はまた、国家人身売買問題委員会の設置にも助力し他、UNIAP の主要な活動組織であることは変らない。ILO-IPEC が行った女性と子どもの人身売買予備調査は重要な資料としてラオスの政策立案者が活用している。現在、ILO-IPEC は、予備調査のフォローアップとして国内外の出稼ぎのデータ収集にあたっている。ラオスからタイへの労働力移動の合法化問題とも取り組み、二国間協定の成立をめざしている。

### *ユニセフ (ラオス)*

ユニセフは UNIAP の一部として、法律や手続きの改善、改正を政府に提言したり助言することで大きな役割を担っている。また、人身売買された子どもの出入国管理の緩和、被害者救出にあたる担当者のトレーニングも提言している。ユニセフはまた、女性と子どもの商業的な性的搾取の実態調査を行い、その過程でベトナム人や中国人がラオスに来て性産業で働いていることを発見した。

### *国際移住機構 (IOM)*

IOM は MLSW を助ける形で、出稼ぎ労働者とそ家族のラオス国内での社会復帰を促進し、その後の状況を追っている。以前、IMO は社会福祉局の下で労働者の能拡充計画を実施したが、これ

は資金調達に限りがあったため中止された。

### 国際 NGO (INGO)

#### 1) セーブ・ザ・チルドレン基金(英国) (SCF)

SCF は他のメコン川流域(GMS) 諸国における若者の移住に関する調査活動を広げており、ラオスでは三つの州で参加型調査活動(PAR)を展開、青年層のニーズと関心、ラオスの若者が移住を決める理由、子どもの人身売買や移住に歯止めをかけられる実験的活動などを調査している。この調査を行うために3州から LYU に属する村の青年を17人選んでトレーニングを行っている他、DSW/MLSW の困窮児童局のスタッフ・トレーニングも実施している。SCF(英国)も UNIAP の一部である。

#### 2) コミュニティ・エイド・アブロード - オーストラリア・オクスファム(CAA)

この国際 NGO は労働力移動には直接関わっていないが、地域と青年開発の活動を展開することで、移住の流れに歯止めをかけようとしている。CAA は省レベルで LYU と共に青年雇用トレーニング・プロジェクトも実施している。持続可能な生活開発プロジェクトも CAA の活動の一環で、内容は灌漑、持続可能な開発、地域開発、教師のための教育プログラムなどである。

### 女性と児童の人身売買防止

人身売買に関して MLSW は大衆組織と一部の IGO と共同でパイロット・プロジェクトや情報キャンペーンを行っているが、村レベルでは不正規の移住に関する情報が手に入らず、そのプロセスや危険性が十分知られていない。タイのメディアが流す情報や帰国した移住労働者の体験などが主としてタイでの生活を魅力あるものに思わせている。

### 勧告

- 政府、大衆組織およびメディアは広範な意識化キャンペーンを展開して、不正規な移住の危険性と現実を正確に知らせなければならない。タイで登録する際警戒すべきこと、利益や手続きについての啓蒙も必要である。IGO と INGO はこうした取り組みを支援すべきである。
- 政府、大衆組織および INGO は、社会教育の一環として帰国した移住労働者が自分の体験を伝えられるようなプログラムを開発して実施すべきである。
- 政府、大衆組織、IGO はベトナム人と中国人の女性・少女がラオスに人身売買されてくる経過や彼女たちのニーズと問題点について情報を集め調査すべきである。
- 既存の対応策では現実の女性の必要性(生殖その他一般的健康、出稼ぎについての基本的情報)を満たせず、また農村における女性の三重苦や不均等な教育と労働の機会にも取り組めて

いない。家事労働やセックスワークといった弱い立場の動労に女性が圧倒的比率を占め、健康面で直面している問題があまりに大きいため、移住のすべてのレベルで健康や人権侵害に関する情報は不足している。出稼ぎ女性がラオスに帰国しても、とくに村レベルでカウンセリングを行える組織はほとんどないし、女性のためのシェルターや社会復帰のための中間施設もほとんどない。移住問題について女性たちの組織化を進める必要がある。

- 政府は大衆組織や IGO、INGO の助けを借りて政府の役人のジェンダートレーニングを行い、出稼ぎ女性が経験するジェンダー差別について理解を深めるべきである。
- 政府、大衆組織、INGO は、出稼ぎの可能性のある女性と帰国した女性の社会経済的必要に取り組むため、小規模事業融資などの生計プログラムを実施すべきである。
- 大衆組織と INGO は、女性を性産業に駆りたてる問題も含めて、帰国する出稼ぎ女性の問題について、ラオス社会の意識を高めるため、社会教育キャンペーンを展開すべきである。

## 社会福祉

- 政府と大衆組織は、IGO と INGO の支援の下で、帰国する出稼ぎ労働者とくに女性と若者のために心理社会的カウンセリング、安全なホームやシェルターを提供しなければならない。帰国者たちが村や農村生活に復帰できるよう助けるサービスも必要である。
- 大衆組織と IGO は、政府の支援の下に両親と共に外国にいる子どもや移住先から帰国する子どものために、カウンセリングや保育、教育支援を行う必要がある。

## フィリピンにおける行動計画

メルセディタス・グチャレス

司法省 事務次官

新たに反人身売買法が成立したとはいえ、フィリピンの状況はいまだに流動的で、現在の人身売買に対する取り組みの抜け穴をふさぐことを意図した規則や規制、包括的戦略が実施されても、よい方法として結実するかどうか不明である。にもかかわらず、送り出し国の視点から、今後の行動として以下の措置を提案したい。

### A. 回復

- NGO と協力して、人身売買被害者のニーズに応える安全で適切なシェルターの提供を保証すること。被害者が犯罪手続きで証言する意志があるかどうかを、シェルター利用の条件にすべきではない。海外で勤務する外務省職員は、入国管理上の地位のいかんにかかわらず被害者に対しあらゆる形の援助を提供し、緊急シェルターを用意すべきである。
- NGO と協力して、人身売買被害者が基礎的な診断とカウンセリングを必ず受けられるようにすべきである。
- 人身売買被害者からの情報や援助の要請に応えるため、外務省職員は適切なトレーニングを受けるべきである。その中には、人身売買に関する問題の理解や被害者の確認方法なども含まれる。
- 適切な裁判が行われる場合は、受け入れ国の国内法が許す範囲で、人身売買業者や搾取する側に対する刑事、民事その他の行動との関連で、被害者に法的その他の援助を提供すべきである。

### B. 帰還

- 受入国政府の代表は、人身売買被害者の安全で法に守られた、できれば自発的な帰還を実施するとともに、特別の状況（たとえば、報復を避ける、再度被害にあう可能性があるなど）の下では、目的地ないし第三国を再定住地として選択することについても調査すべきである。
- 人身売買被害者となった自国民について、身の安全に配慮しつつ、その帰還を促進し、不当に遅れることなく受け入れるべきである。これとの関連で、送り出し国は、旅行や再入国に必要な書類や認可証書を発行すべきである。

## C. 社会復帰

- NGO や地域の組織と提携して、自国に帰還する人身売買被害者を助け、支援することで、被害者が無事に暮らせるよう社会復帰を促進し、再度被害を受けないようにすべきである。人身売買被害者のための適切な身体的・精神的医療、住居、教育、雇用サービスを保障する措置が取られるべきである。
- 社会復帰プログラムはとくに子どものニーズを考慮に入れるべきである。子どもの被害者には無料の教育を与える必要がある。
- 地域を基盤とする社会復帰プログラムを奨励し、支援すべきである。地方自治体による人身売買被害者のためのシェルター設立と運営、地域協同組合の設立、生計やスキル・トレーニングの実施といった取り組みを支援すべきである。
- できれば、被害者とその家族は社会復帰のプロセスにかかわるべきである。とくに、これは家族が機能不全状態であったり、家族の圧力や影響力によって人身売買にリクルートされた場合に当てはまる。

## D. 一般的事柄

予防策こそ人身売買の最高の解決策と認識されている。人身売買と取り組むあらゆる行動計画の中心に予防措置がおかれるべきである。とはいえ、回復、帰還、社会復帰に関して以下の勧告を提案したい。

- 国連文書の批准。 国内の立法化と国際協力を進める基盤として、国連の国際的組織犯罪に関する条約と2つの議定書を各国が批准することが望ましい。とくに女性と子どもの人身売買を防止し、取り締まり、処罰するための議定書は、人身売買被害者の保護の重要なガイドラインである。
- 協力関係の改善。 さまざまな政府機関の間の調整を強化し、重点的で能率のよい取り組みをめざす。機能が重複したり同じものがいくつもあると、「2重の被害」を招きかねない。これを避けるため、多角的な訓練が必要である。そこで必要となるのは、a) 中央データベースの設置、b) 通報書式の規格化、c) 対応プロセスのさまざまな段階でどこが管轄機関となるかを定めるネットワークの制度化、d) とくに女性と子どもの人身売買問題について、関係する各機関の意識を高め、この問題を主流にする、e) モニタリングとフィードバックの仕組みをつくる、などである。
- 刑事裁判制度の強化。 被害者がどの段階でも保護され、権利が損なわれないようにするために、刑事裁判制度全体を改善し、ジェンダーと子どもの視点を組みこむことが緊急に必要である。既存の証人保護制度をさらに推し進め、被害者が自ら援助を求めかつ当局の協力を得られやすくする特別措置が、警察に反映される必要がある。同様に、刑事裁判制度のすべての

領域で、ジェンダーの視点、子どもに焦点をあてた政策を主流にしなければならない。この目的のために、特別ユニット、子どもデスク、家庭・少年裁判所を適切な能力拡充措置によって支援し、法執行官や判事その他の担当者にも適切なトレーニングを行うべきである。

- 各国との協力。 人身売買は国内だけでなく国境を超えて起こりうる。フィリピンの経験からして、国内の人身売買は国際的人身売買の引き金になりうる。送り出し国は人身売買とたたかうための2国間、小地域、地域規模の取り決めや協定を積極的に交わすべきである。こうした協力のための協定はあらゆる範囲を対象にし得る。国境を超える被害者の帰還協力、法執行、情報の共有と交換、法的相互援助および身柄引渡しなどである。
- 関係者全員とのパートナーシップ。 人身売買は複雑な問題であり、これと取り組むためにはあらゆる関係者間の協力を必要とする。政府だけでは能力も財力にも欠ける。したがって、NGO、地域社会、民間部門、市民社会組織などとのパートナーシップ確立が不可避である。



ローダ・ヤップ

事務次官補

フィリピン社会福祉・開発省

## 序論

フィリピン政府は女性と子どもの人身売買問題を認識し、非政府組織(NGO)および民間部門と協調しつつさまざまな国の機関が共同歩調をとり、この問題を根絶すべく多様な活動を続けている。

この観点から、2003年5月26日、「人身売買とくに女性・児童の売買を根絶する政索を打ち立て、その被害者の保護・支援にあたる制度的仕組みをつくり、侵害その他の目的を処罰するための法」(共和国法第9208)が成立した。この法律は別名「人身売買防止法2003」と呼ばれる。またこの法律の施行規則・規制も承認されている。

社会福祉・開発省(DSWD)は政府の主要な社会福祉機関であり、貧困層、無防備で不利な立場にある個人、家族や地域社会に対する社会的保護、人権と福祉の促進を義務づけられている。また、地方自治体(LGU)、非政府組織(NGO)、民衆組織(PO)その他の市民社会の構成員と協力して、社会福祉と開発政策を実施し、貧困緩和とエンパワメントにも貢献している。

### DSWD が受け入れた人身売買被害者数(1998—2001)

	女性デスク	地域ベース	女性のためのホーム	合計
2001年	458	357	0	815
2000年	111	539	0	650
1999年	773	571	0	1,344
1998年	157	355	0	512

女性・児童の人身売買問題に対処し、あらゆる形の女性に対する暴力根絶に取り組むため、社会福祉・開発省が実施しているプログラムとして以下のものがある。

#### A. プログラムとサービス

人身売買被害者となったフィリピン人女性のためのプログラムとサービスは、地域ベースとセンター・ベースの二種類ある。

##### 1. 地域ベース

地域ベースのサービスは、女性とその家族が住む地域の住民が積極的に参加かするためのものである。

- (1) 情報・教育活動——フィリピン女性の人権を守り、福祉を進めることについて人々の意識を高めることをめざす。
- (2) 緊急対策本部(CIU)の下にある緊急対応班——人身売買被害者の女性の必要に応えるべく一層の努力をめざして DSWD が設置したもの。適切な政府、非政府、専門家、市民組織と協力して取り組み体制を強化し確立することで、さらに充実した対応が可能になった。
- (3) 社会復帰と値域の支援動員——フィリピンにおける人身売買被害者/目撃者の支援強化と対をなすプロジェクト。以下の組織とパートナー関係にある。国際犯罪防止センター(CIVCP)、国連の国際麻薬取締り計画、国家警察委員会(NAPOLCOM)、内務・地方自治省(DILG)。

## 2. センター・ベース/宿泊設備

人身売買被害者の女性のためにホームないし「避難所」が設けられている。癒し、回復、社会復帰を促進する場である。フィリピン全体でこうしたホームは 15 カ所ある。

## B. 介入/サービス

人身売買被害を受けた女性は、地域にしようとセンターにしようと、以下のサービスと介入が受けられる。

1. 支援グループの組織化——子どもの被害者の社会復帰を助けるため、サバイバーや両親のグループを組織する。
2. 人身売買の被害を受けた女性のための支援サービス——人身売買やその他の虐待の被害を受けた女性のために、ケア、リハビリテーション、医療援助、カウンセリングなどを提供する。

とくに人身売買の犠牲になった女性には以下のサービスが提供される。

↳心理社会的サービス——改めて自尊心と尊厳を獲得できるよう、心理社会的介入、カウンセリング、ストレス解消、ピアグループ、セラピーなどを行う。

↳医療面での介入——専門医などへの照会、法医学的検査、必要に応じた入院治療といった形をとる。

↳法的介入——事件にしたいという被害者の意志に沿った法的サービスへの照会。加害者の起訴、親権の剥奪など。

↳精神医学からの介入

↳心理学からの介入

↳その他——能力開発、個人や育児に関する発達学習、雇用や自営業準備のためのスキル訓練、精神的豊かさを得る機会、法律相談、その他の支援サービスへの照会。

### C. パイロット・プログラム

1. 国際的社会福祉サービス——以下の地域にいるフィリピン人労働者に対し、ビザの取得の有無にかかわらず、また人身売買の被害者も含めて、社会福祉政策の対象にしようとする実験的プロジェクトである。対象国は、ドバイ、アブダビ、シンガポール、クウェート、香港、サウジアラビア、台湾。

これに伴い、フィリピン海外労働局の労働担当官を助け、海外移民労働者に心理社会的介入を行い、フィリピン人海外移民労働者(OFW)の事件に対処するため専門のソーシャルワーカーが任命される。

2. フィリピンにおける人身売買の被害者および目撃者の支援サービス

社会福祉・開発省が国連の麻薬犯罪局と提携して行う 18 ヶ月間の実験的プロジェクト。人身売買の被害者と目撃者とくに女性と子どもを直接ケアする人々の能力拡充を目指す。

このプロジェクトの特色は、国内の三カ所をパイロット地域に選び、被害者/目撃者援助ワーカー(VAW)の訓練を行うことにある。

被害者援助ワーカーは、加害者を裁判にかけたいと願う人身売買被害者/目撃者に、情報提供とカウンセリング、援助を提供する。さらに、地域でボランティアを見つけて訓練を行い、サバイバーの社会復帰を促進するピアグループを組織したり、人身売買根絶のための地域での教育や政策提言活動を行うこともこのプロジェクトの狙いである。

### 努力目標

1. 人身売買防止をめざす政策提言活動の強化
2. 人身売買の被害者と証人の社会復帰に重きをおいた支援活動
3. 女性と子どもの人身売買に関するデータ収集と発信能力の拡充
4. 人身売買被害者/証人のための予防、処遇、回復、社会復帰を直接行うワーカーの能力強化。
5. 人身売買に対する政策提言、教育、加害者の監視といった活動を行う地域の支援組織確立と能力拡充。
6. 女性と子どもの人身売買に関連する法律の厳格な施行
7. 女性と子どもの人身売買防止に焦点をあてたプログラムとサービスの継続的開発
8. 国内および海外の政府機関、NGO との連携、ネットワークの強化

ウイルヘルム D. ソリアーノ

フィリピン人権委員会

人身売買はフィリピン政府にとって重大な問題である。主要な送り出し国であるフィリピンはしたがって、国内および国境を超える人身売買問題に目を向けている。また、この国が中継点ならびに目的地となっていることも無視できない。人身売買は重大な人権問題であり、国の独立人権機関である人権委員会も強い関心を抱いている。過去 10 年、フィリピン人がかかわる人身売買事件は驚くべき増加を示し、問題は複雑化しているところから、あらゆる戦線でこの問題に緊急に取り組む必要がある。多角的に問題に取り組む、関係者すべての協力とネットワーキング、協調を強化し、この問題に対する国際的な認識を深めなければならない。したがって、フィリピン人とくに女性と子どもの人権を守り、福祉を促進するため、フィリピンは積極的に数多くの地域的、多角的イニシアチブを發揮してきたのである。

### 1. 法律と政策の枠組み

#### 1.a 国際的レベル

現在、フィリピンは 23 の国際人権法の当事国となっており、その中にはとくに女性と子どもに関する文書も含まれる。すなわち、あらゆる形態の女性差別撤廃条約 (CEDAW)、子どもの人権条約と選択的議定書、移住労働者とその家族の保護条約、人身売買と他者に対する性的搾取禁止条約、反国際犯罪条約および人身売買とくに女性と子どもの売買の防止、禁止、処罰のための議定書、ILO 条約 182 号 (最悪の形態の児童労働廃絶) などである。世界人権宣言は一貫して女性と子どもの人権をふくめた人権問題関連の立法措置や政策づくりの主要な指標となっている。

#### 1.b 国および地方レベル

##### 1.b.1 共和国法 9208. 「2003 年反人身売買法」(2003 年 5 月 26 日成立)

2002 年 5 月 26 日、グロリア・マカパガル・アロヨ大統領は、フィリピン議会が成立させた「2002 年反人身売買法」に署名した。この新しい法律は、人身売買を定義するとともに、人身売買の行為および人身売買を促し助長する行為を処罰の対象とし、とくに女性と子どもの人身売買を廃絶するための政策を打ち出し、人身売買被害者の保護と支援に取り組む制度的仕組み樹立することを定めている。この新しい法律の意図は、国内および国境を超える人身売買に取り組む、女性と子どもの人身

売買廃絶をめざすフィリピンにおける現行の政策、プログラム、実践のギャップを埋めることにある。人身売買の定義——共和国法9208は人身売買を以下のように定義している。

「被害者の同意や知識のあるなしにかかわらず、その人間を国内ないし国境を超えてリクルートし、移送し、移動させたり隠匿したり受け取ること。その手段として、脅し、暴力その他の強制、誘拐、詐欺、ペテン、権力や地位の濫用、当人が置かれている弱い立場の利用、他者に対する支配権をもつ者の合意を得るため支払いや利益の授受をおこなうことなどがある。目的は、他者の搾取、売春その他の形態の性的搾取、強制労働やサービス、奴隷制、隷属、臓器の除去や販売などである。」

「搾取を目的に子どもをリクルートし、移送し、移動させたり隠匿したり受け取ったりする行為も、前項であげた手段が介在していない場合でも、『人身売買』とみなされる。」

共和国法9208が成立する以前は、人身売買という言葉は密入国や不法リクルートと交互に、混同されて用いられていた。そのため、人身売買はさまざまな方法で分類され、統計も不正確なものになっていた。(2)

○法的保護: 支援の仕組み—新しい共和国法9208の下で、人身売買被害者への法的保護と支援の仕組みが確立した。すなわち、

↳ 人身売買された者は犯罪人ではなく被害者として扱われる。したがって、共和国法9208に列挙された人身売買行為に直接関連する犯罪について処罰されることはない。(3)

↳ 捜査、起訴、裁判のあらゆる段階で、人身売買された者のプライバシーの権利を認識し保護しなければならない。とくに、事件当事者だけでなく法執行担当官、検察官、判事、裁判所関係者や医療関係者はこれを遵守すべきである。

↳ 人身売買された者は、政府の商人保護プログラムの下で優先的資格を与えられるべきである。

↳ 人身売買された外国籍の者は、人身売買されたフィリピン人と同じように必要な保護、援助、サービスを提供される。

↳ 政府機関は人身売買される人びとのための予防、保護、社会復帰計画を立てて実施する義務がある。共和国法9208の下でこうした計画の立案・実施を課せられている省庁として以下があげられる。外務省、社会福祉・開発省、フィリピン女性の役割に関する国家委員会、出入国管理局、フィリピン海外雇用庁、内務・地方政府省、地方自治体連合。

↳ 信託資金—予防、保護、社会復帰計画にのみも使える独自の信託資金が、この法律の下で作られている。注目すべきは、この新たな法律の侵害に対して課せられる罰金に加えて、裁判所は、人身売買の遂行から得た利益や財産をすべて、政府に有利な形で押収、没収する命令を下すという点である。ただし、これらの財産がこの法律上責任を負うべきでない第三者に属している場合はそ

の限りではない。これらの利益/財産は信託資金に蓄えられる。

↳人身売買ないしこうした行為を意図した罪に問われ、有罪となった者は、禁固6年から終身刑、および50万から500万ペソの罰金が科せられる。

↳損害賠償の裁定額－被害者への損害賠償裁定額は、加害者の個人的な財産から支払われる。

↳反人身売買政府間審議会の創設もこの新法によって定められている。この審議会の責任には以下が含まれる。(a)人身売買の防止と取り締りおよび社会復帰を含めた包括的、統合的計画の策定、(b)人身売買を撤廃するため、時を逃さずよく調整をとり効果的な対応の仕組みの開発。

↳この新しい法律はまた、帰還と社会復帰の問題も取り上げている。そこで、リハビリテーションや社会復帰関連の既存のプログラムやサービスが強化され、以下のような人身売買被害者に対するサービスが義務づけられるようになった。緊急シェルターや適切な住居の提供、無料法律相談、医療・心理サービス、生計手段とスキル・トレーニング、売買された子どものための教育など。

↳救出、回復、帰還、社会復帰を進める手続きの整備

## ○(フィリピン)人権委員会の役割

反人身売買政府間審議会を構成している機関のほかに、人身売買とたたかうプログラムやサービスの実施を義務づけられている機関がある。そのひとつが(フィリピン)人権委員会で、人身売買問題に関連する以下の問題と取り組む役割と責任をもつ。

- 反人身売買に関連する政策提言やトレーニングを行う
- 共和国法9208の違反を調査し基礎を勧告する
- 人身売買被害者に無料法律相談その他、人権擁護のための援助を提供する
- バラングイ(村)人権行動センター(BHRAC)の反人身売買の取り組みを統括する
- 人身売買の取り締まりと廃絶に関連する国際人権条約下の責務を、政府が遵守しているかどうかをモニターする

こうした役割と責任は、憲法が定める同委員会の責務と一致している。

### 1.b.2 その他の人身売買関連法

共和国法9208成立以前にも、人身売買に関連する法律はあった。そのいくつかをあげると、

↳共和国法8042、別名「移住労働者および海外在住フィリピン人法」。これは不法リクルート犯罪とその処罰を定めている。また、未成年労働者の強制的帰還の実施や、フィリピン・チームによる政府援助の強化も定めている。

↳共和国法7610、別名「児童の虐待、搾取、差別にたいする児童特別保護法」。これは子どもの虐待、搾取、差別にたいし抑止を強化し、特別の保護を与える法律である。とくに子どもの人身売買を行ったりそうした犯罪を意図した者に対する処罰を定めている。

↳共和国法8239、別名「フィリピン旅券法」。真性の旅券や旅行文書はあくまで国家が保持すべきものとし、違反者には厳しい処罰を科すとしている。

↳共和国法6985、別名「メールオーダーブライド法」。フィリピン人女性と外国人との通信販売による結婚斡旋の処罰を定めている。

↳共和国法8043、別名「国間の養子縁組法」。国間の養子縁組の政策と手続き、違反者の処罰を定めた法律。国間の養子縁組の関連事項を扱う中央当局として「委員会」も同法の下で設置された。

↳共和国法8552、別名「1998年国内養子縁組法」。フィリピン人の子どもの国内養子について規則と政策を定めた法律。

↳共和国法3815、別名「改正フィリピン刑法」。未成年者を墮落させる行為および売春犯罪を定義し、処罰を定めている。

## 2. 制度的仕組み

フィリピンには主として人身売買と取り組む政策を方向づけ、被害者を支援するための制度ないし組織がいくつか作られている。代表的なものを以下にあげる。

↳反人身売買政府間審議会(IACAT)。共和国法9208(2003年反人身売買法)20項に沿って創設された。人身売買防止、適切な社会復帰計画をふくめた被害者支援のための包括的、統合的計画の立案にあたる。

↳移住労働者問題のための次官オフィス(OUMWA)。外務省の管轄下にある。このオフィスには人身売買デスクがあり、人身売買と密航に関するあらゆる事柄に対処し、かつ人身売買と密航に関する問題について、外務省内での中心的調整機関となっている。

↳人身売買および密航に関する上級政府作業グループ(SGWG)。人身売買および密航問題と取り組む国家政策の開発と実行、国連反国際的組織犯罪条約の下でのフィリピンとしての責務の遂行が義務づけられている。

↳反不法リクルート調整協議会(AIRCC)。不法リクルートに関係するさまざまな部門で構成する関係省庁間グループ。草の根レベルでの協議や経験交流の場となるほか、政府の反不法リクルート計画の改善策を打ち出す。

↳国家法執行調整委員会人身売買小委員会(NALECC)。この小委員会は定期的に会合を持ち、人身売買に関するデータの共有、訴追された人身売買事件に関する状況説明、この問題に一致した取り組みを強化する措置の採択を行う。

↳フィリピン国際犯罪センター(PCTC)。女性と子どもの人身売買といった国際犯罪の防止と取り締ま

りに関し、すべての法執行機関、情報部その他の政府機関が一致した行動をとれるよう計画を策定することが主たる仕事である。とくに、調整、研究、データ収集に重点を置く。

▶地方児童保護協議会。州、市、町、バランガイ(最小の行政単位)レベルで設置されており、子どもの虐待、無視、搾取につながる状況を見つけたし、虐待や搾取の通報があった場合は即座に対応できるよう助ける。

### 3. 支援プログラムとサービス、連携と連合

上述したように、人身売買と取り組む国の戦略は主として反人身売買政府間審議会(IACAT)によって担われる。

人身売買はすべての人の関心事であるがゆえに、政府、地域社会、非政府組織(NGO)、市民社会などすべての部門が協力して対処している。とくに目立つのは、国際的ネットワークをもつ教会グループと、さまざまな移住問題組織によるサービス活動である。例えば、フィリピン移住労働者のためのカウンセリング、照会、緊急ケアなどがある。新しい法律が制定される以前に政府が取った重要な手段のひとつとして、人身売買と密航に関する上級政府作業グループ(SGWG)の採用がある。関係する第三者すべてがかかわるこのグループは、女性と子どもの人身売買に関し防止、保護、訴追、帰還、社会復帰の領域で包括的、全体的に取り組む国家戦略である。

#### *現在行われている人身売買された人のための回復、帰還、社会復帰の取組み*

フィリピン人移住労働者および在外フィリピン人法(共和国法 8042)は、一般的に困窮した移住労働者、在外フィリピン人に適用されるが、この法律に拠って確定した以下の政策、計画、サービスは同じく「困窮した」フィリピン人とみなされる人身売買被害者にも適用される。

- (a) 法的援助基金。困窮した移住労働者や在外フィリピン人への法的サービスにのみ用いられる基金。外国で告発された移住労働者の代理人として政府が雇った外国人弁護士のコスト、一次的自由を得るための保釈金、裁判費用その他の訴訟費用を含む。一般的には、在外フィリピン人に対するサービスは外務省が出先の大使館や領事館を通じて行う。いずれの機関も就労証明書の有無を問わずすべてのフィリピン人移住者に開かれており、特別の条件や資格を必要としない。
- (b) 国民援助基金。外務省の管轄下にある基金。困窮したフィリピン人の社会復の費用にあてられる。
- (c) フィリピン人労働者資料センター。フィリピン人が集中している諸国に置かれている。センターは

24 時間体制で運営され、在外フィリピン人労働者/移住者が必要とするカウンセリング、法的サービス、福祉支援などを提供している。

- (d) 人身売買被害者のための帰還計画。フィリピン外務省の外務職員によって行われるプログラムで、被害者を早急に帰還させるようにする。フィリピン人労働者資料センターが人身売買被害者の一時的避難所となり、その間に雇用者や労働省に対し適切な介入を行う。
- (e) 緊急帰還基金。労働者が危機に瀕し、その発端となった外国人雇用主やリクルート機関が特定できない場合、本人を帰還させるために設けられている。
- (f) リハビリテーションと社会復帰計画。対象は女性と子どもで、精神的な外傷の原因となった経験からの回復と正常な生活への復帰を促進するためのプログラム。内容は個人ないしグループのカウンセリングやセラピーで、自尊心の獲得、被害者が恐怖や恥、自己否定、罪意識といった否定的感情のわなにはまらないようにすること、被害者/サバイバー状況について情報を提供し、将来の展望を持てるようにすることなどに重きが置かれる。

このほかにも、教育の継続、職業・スキル訓練、収入獲得の道を探る被害者/サバイバーのためのプロジェクト立案に対する財政的、技術的援助とトレーニング、コミュニティの組織化も行っている。

#### 上記のリハビリテーション/社会復帰計画の一端を担う機関

- (a) 社会福祉・開発省 (DSWD) の危機介入ユニットは全国 15ヶ所で 24 時間ホットラインを運営している。電話相談のほか虐待や搾取の犠牲になった女性と子どもの救出にあたる。被害者にとって必要な照会その他の支援サービスも、被害者とその予備軍のニーズに応える形で行われている。
- (b) 社会福祉・開発省 (DSWD) のセンターとしては、ガールズホーム(12)、幼児学校・児童学習センター(12)、リンギャップセンター(4)、女性のための代理ホーム(12)がある。これらのセンターはとくに困難な状況にある女性と子どもに一時的シェルター、リハビリテーションを提供する。心理社会/心理学/精神医学、正規・非正規の教育、職業・スキル訓練、医療・歯科治療、食料その他の物品、レクリエーションとスポーツその他の社会・文化活動ならびに法律相談などを提供している。
- (c) プロジェクト・ヘイブン(暴力を受けた女性被害者/サバイバーのための病院と連携した危機介入プロジェクト)。この政府の関係諸機関プロジェクトには以下がかかわっている。フィリピン女性の役割に関する国家委員会 (NCRFW)、厚生省、女性レイプ救援センター (NGO) およびイーストアベニュー病院。この病院は政府が設立する暴力の被害女性のための治療センターのモデル病院となった。これは病院と提携した初のレイプ救援センターであり、また最初の GO-NGO モデルである。このパイロットプロジェクトの活動としては、病院内の受け入れ書式の

検索で得られた情報の収集と記録化、女性被害者/サバイバーにタイする評価や介入に関する医療専門家のためのトレーニング、病院と提携したレイプ救援センター設立のためのビデオ・マニュアル制作、性暴行の証拠収集キットの開発などがある。また、女性に対する暴力の被害者/サバイバーのために尽力しているさまざまな政府機関をつなぐため、省庁間調整組織の設立にも率先してあたり、厚生省の管轄下にある運営委員会プロジェクトを立ちあげた。女性に対する暴力の被害者/サバイバーと適切に対応するためのプロトコル開発も、このプロジェクトの所産である。

人身売買被害者のためのリハビリテーションと社会復帰の領域では、その他にも以下のような取り組みが始まっている。

*女性と子どもを中心とした人身売買被害者の社会復帰プロジェクト。* とくに困難な状況にある女性のニーズに応えることが期待されるプロジェクト。2003 年中に始まる予定で、カウンセリング・セラピーをはじめ、被害者が普通の生活に戻れるような支援を行うことになっている。国連国際犯罪防止センターの資金援助を受けている。

*フィリピン-ベルギー人身売買プロジェクト。* 女性と子どもの人身売買予防の行動について、教育と訓練を行うこと、またこの犯罪の被害者に社会的、法的援助を行うことが目的。異文化間の法的研究、犯罪防止のための教育、社会的援助と健康なども行う。

先に述べたように、新たな反人身売買法の施行によって、人身売買被害者の救出、回復、帰還、社会復帰のための規則と規制が整備された。しかしながら、送り出し国としてのフィリピンという観点から考慮すべき事柄として以下の問題があげられる。外務省の出先機関の数が限定されていること、行き先によっては大使館の手がおよばないこと、人身売買そのものが秘密裏に組織化されていること、人身売買被害者の識別、外地勤務の外務省職員は人身売買事件に対応し、被害者を識別するため包括的なトレーニングを受ける必要があること、被害者は往々にして自分を被害者と考えていないため、被害者であることを明確にし、被害者として扱うこと、社会復帰計画の実施のための財源不足、サービス提供者の能力欠如、治安と安全、烙印を押されること、などなど。

## 結論

人身売買とたたかうため、フィリピン政府はたゆまず努力を重ねている。共和国法9208という新しい法律の制定によって、国内/地方レベルから国境を超えた地域内での人身売買と取り組むため、

既存の政索、計画や措置、実践のギャップを埋め、強化することが期待される。しかし、包括的戦略/計画の実施とそのために必要な財源・人材を確保することは、関係政府機関、NGO、市民社会、地域社会、宗教界、学界、さらには国際社会まですべての第三者がかかわり、参与することが必要である。なぜなら、人身売買はすべての人にとって関心事だからである。

## 勧告

人身売買根絶へ向けて確固とした協調路線を取るには、政府、非政府組織、市民社会、教会、学界、国際社会すべての協力と支援を確保し、国内および国際的連携、ネットワーキングを強化する必要がある。しかし、これはまず地方/国内レベルから始まるべきであって、そのために政府は協力的な政治的意志をもって法律を執行し、必要な財源を確保し、有能で責任感が強く、説明責任を果たしかつナショナリストでもある個人や集団がこの目的のために作られたシステムの運営に当るようにすべきである。

さらに、送り出し国、通過国、行き先国を問わずすべての国は、人身売買された人びとを犯罪者ではなく被害者として処遇し、人種、国籍、信条を問わず、また法的書類の有無を問わず、必要な保護と援助を与えるべきである。

国連加盟国はすべて、人身売買、密航、奴隷制などに関連する国際条約に調印し、これを批准する必要がある。すでに条約当事国となり批准もしている国々は、国際的責務を遵守し、関連法を制定し、プログラムやサービスを開発し実施しなければならない。

最後に、人身売買に関するすべての法律、計画やプログラムは人権を中心に据えるべきである。

カルメリータ・G・ヌクイ

女性開発行動ネットワーク(DAWN)事務局長

フィリピン移民労働者擁護(PMRW)会長

女性開発行動ネットワーク(DAWN)とフィリピン移民労働者権利擁護(PMRW)はいずれも活発な市民団体ですが、DAWN事務局長、PMRW会長として、私は人身売買問題を労働力移動の避けがたいリスクとして見てまいりました。フィリピン人労働者を合法的に海外に送り出しても、安全で安定した雇用が保証されるわけではありません。1970年代にフィリピンが国際的労働力市場に参加していらい、この国最大の労働力、輸出商品となった女性の場合にはなおさらです。

## I. フィリピン人女性の日本への移民

フィリピン海外雇用局(POEA)の記録によると、海外で働くフィリピン人労働者(OFW)の主要な行き先5カ国の中で、最近日本がトップになった。1996年以来、日本へのOFW派遣は増加の一途をたどり、2002年には77,870人に達した。

こうした労働者の大半が女性エンタティナーないしフィリピン政府の呼び名では「公演アーティスト」(OPA)である。POEAの記録では、2002年だけでも日本へ派遣された73,246人のOPAのうち69,986人が女性であった。OPAは他の諸国にも送り出されているが、日本ほど数は多くない。2002年に送り出されたフィリピン人OPAは73,685人、そのうち日本以外の国へ送られたのはわずか439人である。

日本へ行くフィリピン人女性のOPAがこのように圧倒的多数を占めることから、1991年のマリクリス・シオソンのような虐待と差別の事例が報じられている。マリクリスは19歳のとき、日本の福島県でクラブのエンタティナーとして働いていた。OPAの多くと同じように、彼女も他の女性たちと一緒にひと部屋に押し込まれ、日本人の客とデーとすることを求められた。ヤクザと関係がある日本人の雇い主に、物理的に監禁され、厳しい監視を受けていたのである。マリクリスの遺体には虐待の痕跡があったにもかかわらず、当局は暴力がふるわれた可能性を度外視した。マリクリスの死について誰ひとり情報を提供しなかった。

マリクリス死亡事件のあと、フィリピン政府はフィリピン人移民労働者保護を打ち出すため、労働者

派遣政策の再検討をはじめ、その改正を行った。だが、DAWNが最近日本で働くフィリピン人OPAに関して行った調査では、女性移民の権利は依然として守られていない。この調査は 2002 年4月から 2003 年 8 月にかけて、マニラ首都圏と日本の東京で行われた。この調査によって、DAWNは移民の3段階、すなわち出発前、労働現場、社会復帰の各段階で日本で働くフィリピン人女性OPAが直面する問題、法的・社会的・経済的問題を明らかにした。

調査の実施、OPAのフォーカスグループとの話し合い、主要な政府担当者や業界リーダーへのインタビュー、東京の労働現場の調査などがDAWN調査チームの行ったことである。この調査に参加した女性OPAが経験した2つの異なる経験、いずれも悲劇的な経験をここで紹介したい。

## II. 2つの悲しい話

1995 年に日本で働き始めたとき、メリージョイはわずか21歳だった。当時エンタティナーは 23 歳以上という規定があったので、これは違法行為だった。ここで指摘しておきたいのは、この年齢制限はその後 18 歳に引き下げられたため、メリージョイより年下で、学校へ行っているはずの少女たちが、結果的にどうなるかも知らずにこうした種類の仕事に容易に誘い込まれるようになった。

メリージョイの場合は、年齢が満たず資格がなかったが、代理業者が用意した出生証明書をつかって長々しいプロセスを通過することができた。家族を助けるためと覚悟を決めた彼女は、一連のテストや専門のトレーニングを受けたが、日本で待ちうけていた仕事はつらい思い出しかなかった。成田国際空港に着くと、日本のプロモーション会社の代表、彼女が働くクラブの代表らに連れて行かれた先は、マニラで署名した契約書に書かれていたホテルではなく、クラブだった。他のフィリピン人女性エンタティナーから、こうした仮予約は普通に行われていると教えられた。クラブのオーナーはメリージョイのパスポートを取り上げ、勝手にうろうろして入管に捕まるなど警告した。彼女は到着したその日から働かされた。

メリージョイはクラブでの光景に大きな衝撃を受けた。一部のフィリピン人女性が日本人客と熱々の振る舞をしている一方で、ヤクザが舞台の上で、新来のエンタティナーを前に尻振りダンスを繰り広げていた。セクシーな服に身を包んだメリージョイは、パートタイマーや日本で何度か働いたことのあるOPAの助けを借りて、飲み物を注いだり、客のそばに座ったり、日本語で「同伴」と呼ばれる午後のデートに出かけるなどの仕事をこなした。同伴客を週にひとりとることが割り当てられた。3ヶ月後、割り当ては2人に増えたが、拒むことはできなかった。同伴に出かけることを拒否したほかのエンタティナーたちが監禁されるのを見て、同じ罰を受けるのが怖かったのである。

メリージョイはダンサーとして日本へ来たのだが、1度もダンスする機会は与えられなかった。どういう仕事をしたかといえば、性器をさわられるような類の仕事だった。マネジャーに抵抗したり苦情を言うと、どれもすべてエンタティナーの仕事に入ると叱責されるのがおちだった。時々、ジャンケンポンをしようといわれた。エンタティナーが勝てば客はOPAに金を払うが、客が勝てばエンタティナーを触ったり口説いたりする権利を手に入れる。メリージョイはいやでもこのゲームをするしかなかった。彼女も仲間のエンタティナーも客の言いなりになった。ある同伴相手はメリージョイを自分の家に連れて行き、彼と一緒に出かけたほかのフィリピン女性のビデオを見せた。メリージョイが安心してくつろいでいると、男はポルノを映しはじめ、メリージョイは仰天した。メリージョイが嘆願したので、幸い男はそれ以上無理押ししなかった。彼女が同伴相手を見つけられないことがあった。1万2000円(当時のレートで100ドル以上)の罰金を払わされるのを恐れ、彼女は客たちに電話をかけたが、誰も見つけられなかった。罰として彼女はクラブの外に追い出され、凍えるような中で立たされた。暖かいコートもなしで、屈辱感で寒さにふるえるしかなかった。客がきて隣りに座れると、中へ入れてもらえたが、客が帰ると、次の客がくるまで再び外に出された。

クラブは6時に開店し、エンタティナーのアパートから離れていたため、メリージョイたちは午後3時に早々と夕食を済ませ、クラブへきて掃除その他の雑用をしなければならなかった。これらは契約には含まれていないが、彼女たちに選択の余地はなく、苦情は許されないと、マネジャーに言われた。女性たちは午後6時から翌朝3時まで働き、報酬は週1500円の食費だった。同伴の割り当てを満たすため、休日は無きに等しかった。クラブに食べ物を持ちこむことはできず、客と一緒になければ何も食べられなかった。早朝まで身体をもたせるために、女性たちはトイレで食べるようになった。

メリージョイの契約は1995年12月20日に終了した。その時になってはじめて彼女は月US\$350の給料を受け取った。契約で決められた20万円は支払われず、彼女の収入はエージェンシーが給料から差し引いた額によってほとんど残っていなかったのである。

メアジョイは夢破れ、落ち込み、何の希望も持てずに帰国した。しかし、彼女はこうした困難を乗り越え、今ではDAWNの生計プログラム「Sikhay」のコーディネーターをつとめ、女性の権利のために積極的に活動している。(1)しかし、元エンタティナーのすべてがメリージョイのようなサバイバーになるわけではない。日本での経験がトラウマとなって回復できない女性は少なくないのである。

ロリンダ(仮名)もそのひとりである。苦痛に満ちた経験をした後、ロリンダは精神障害に直面した。すべては1986年に割のいい仕事を約束されてエンタティナーとして日本へ行ったときから始まった。家が貧しく、長女だったロリンダは、父親が死ぬとすぐにこの餌に飛びつき、エージェンシーが用意

した偽造パスポートを使って国を後にした。まだ17歳だった。大阪でダンサーとして働くはずだったが、実際は名古屋の売春宿で毎晩さまざまな男を相手にセックスを強要された。クラブに移されたとき、これで苦しみは終ると思った。しかし、そうではなかった。ビザが切れていたことから、新たな職場でもまた人権を無視されたのである。雑務をやらされた上に、「ホステス」の仕事もやらされた。客のひとりが同伴相手になった。その男の子どもを2度妊娠したが、2度とも中絶した。男が他の女性とも関係をもっていることも分った。こうした不幸な状況に追いこまれたロリンダは精神的に破綻をきたした。1994年、3度目の妊娠をして帰国したが、すでに身も心もぼろぼろだった。精神病院に入院したが、トラウマから完全に回復できなかった。今でも、9歳になる日比混血児を抱えるロリンダは、精神疾患に苦しんでいる。

### III. 女性OPAの弱い立場

メリージョイとロリンダの話は、日本にいるフィリピン人女性OPAが経験してきた悲話のほんの2例に過ぎない。DAWNの調査から、女性OPAは派遣前にいくら集中的訓練を受けても、実際に舞台で演じるわけではないことがはっきりしている。彼女たちの演技は、歌やダンスの巧さではなく毎晩クラブに何人の客を呼べるかで決まるのである。しかも、大半の客は同伴に応じるというのは、セックスに同意したと誤解する。そのため、OPAの多くはセックス取引、売春、さらにはレイプにさらされやすくなる。これは客と買い物したり食事をするだけでなく、客が性的サービスを期待して私的な場所に連れてこられる場合もあるためである。

割り当てを満たせない女性は罰金その他の罰を受け、中にはフィリピンに送還される場合もある。こうした仕事のため、HIV/エイズその他の性感染症に感染するという危険にも直面している。フィリピン人女性の多くは、同伴が自分の職を確保する唯一の方法となっているが、POEAの覚書#02(1997年シリーズ)は以下のように明記されている。「海外で働くアーティスト(OPA)は、同伴その他これに類似した行為、わいせつなショーその他の見苦しい行為、およびウェイトレスや雑役、契約にない仕事関連の下働きを行ってはならない」

外国人労働者に対する差別をなくそうとする日本政府の働きも、フィリピン女性OPAには及んでいないことは、同伴、仮予約その他さまざまな形のホステス仕事に至るところで行われているところから明らかである。DAWNの調査に応じたOPAのひとり、男性客にレイプされそうになったと語り、トップレスで踊らされたと語ったOPAもいた。彼女たちは正当な利益や補償も奪われている。悲しいことに、OPAとして合法的に送られたのに、職場では権利を侵害され、嫌がらせを受け、虐待されるだけである。彼女たちは選択の余地のない状況に置かれているのである。

メリージョイやロリンダの話、その他の女性たちの経験から、就労資格の有無に関わらずOPA女性は性的搾取、奴隷性、強制労働にさらされやすいということがわかる。これらはいずれも、フィリピンの反人身売買法第3項で定義している人身売買にあたる。

人身売買とは、被害者の同意の有無を問わず、国内ないし国境を超えて人間をリクルートし、移送したり隠匿したり受け取る行為をさす。その手段は威嚇、暴力の行使その他の強要、誘拐、詐欺、ペテン、権力濫用、被害者の弱みにつけこむこと、あるいは他者を支配している者の同意を得ることで支払いを授受することなどがあり、目的は最小限売春その他の性的搾取、強制労働やサービス、奴隷的苦役ないし臓器の除去や販売などである」[RA9208第3項(a)]

2002年5月と7月、POEAは業界リーダーとNGOを招いて討論会を開いたが、そこでも実際、日本の伝統的な芸者文化がさらに商業的形態を強め、若くてセクシーな女性が娯楽業界でもっとものぞましい売り物となり、接客担当者やホステス、エスコート、売春女性の需要が拡大していることが指摘された。この日本文化の商業化は、OPA女性をさまざまな形態の日本への人身売買にさらされやすくしている要因でもあるといわれる。

フィリピンにおける反人身売買法の成立は、若いフィリピン女性とくに農村部からリクルートされ、OPAにさそわれ、結果的に売春やホステス仕事その他の搾取や嫌がらせに追いこまれやすい女性たちにとって、重要な意味をもつとDAWNとPMRWは認識する。ロリンダのように18歳以下で、未成年とみなされる女性も少なくない。若さと無知のせいで騙されたり虐待やハラスメントを受けやすいのである。

#### IV. 勧告

悲しいことに、このプロセス、とくに世界クラスのフィリピン人の才能を実際とは異なる形で海外で目立たせるという点で、フィリピン政府は重要な役割を演じている。ビザを取得する条件として、専門的な技術トレーニングやテストを受けてアーティスト・レコード・ブック(ARB)を発行しなければならず、またこうした女性が「海外で働くアーティスト」と呼ばれるわけだが、これはもはやフィリピン人女性エンタティナーが実際に日本で従事する仕事にはふさわしくないし、必要もない。

政府も民間グループも、ドル送金やアージェンシー料金という形でこうした派遣計画で儲けているのであって、そこでは女性の尊厳と福祉が犠牲にされているのである。出発前に書類の準備やトレーニング代として高額の金を払わされる女性もいる。偽造ARBやパスポートなど、書類をごまかさな

ければならない場合は、もっと高くつくだろう。女性の活動家はこれを「女性性器経済」と呼ぶ。重大な人権侵害であることは明らかである。

受入国である日本は、フィリピン女性にも平等の保護を与えるべきである。日本の法律では確かに国内で働く外国人労働も平等に保護されるとされているが、フィリピン女性には適用されていない。その理由のひとつは、エンタティナーが労働者ではなく「ゲスト」として区別されていることにある。彼女たちは実際に歌手やダンサーといったアーティストだろうか。あるいは、エンタティナーを労働力の一部と認める一方で、現行の規則や政策を全面的かつ厳密にモニターし、実施することで日本にいるフィリピン人女性が利益を受けるところまで行っていないともいえる。日本は国連子どもの人権条約は批准したが、すべての移民労働者とその家族の権利条約はまだ批准しておらず、反人身売買の国内法も成立していないことが注目される。

フィリピン人の女性と子どもの日本への派遣が続いていることから、日比両国政府が行政と法的措置とその実施状況を見直し、日本にいるフィリピン人女性OPAおよびその他の外国人労働者を危険にさらす状況やモニター措置の見直しを行うことを、DAWNは勧告する。

DAWBは帰国するフィリピン人女性OPAと日比混血児の生活に継続的に介入するため、「社会サービス、新たな生計手段、研究と政策提言」という主なプログラムの下でプロジェクトやサービスを実施している。また、メリージョイやロリンダと同じ境遇の女性たちが過去の経験を乗り越え、社会復帰する手助けもしている。しかし、これで十分だとは考えていない。日本への女性OPAの人身売買もふくめ、移民の地位に関係なく、広範な問題に対処するには、日比両国政府の関心と支援とが非常に重要である。就労証明のあるなしを問わず、女性OPAには他の移民労働者と同じように情報が与えられ、保護され、エンパワーされ、尊重される必要がある。彼らの望みは収入を得て、故郷の家族を支えたいということにつきるのである。また、この問題に取り組む体制や政策は、移民プロセスにかかわるすべての部門の一致した努力なしには成果を上げることはできない。

DAWNとPMRWを代表して、女性と子どもの人身売買が広がる中で、今回の専門家会議がこの地球的脅威に歯止めをかけるため新たな解決法を見出し、直ちに広めることを期待したい。

ウィラサック・コースラット

タイ社会開発・人間の安全保障副大臣

### 1. 現状

タイは女性と子どもの人身売買と性的搾取という深刻な問題に直面している国のひとつである。とくに、メコン川流域の諸国、ミャンマー、ラオス、カンボジア、ベトナム、中国（雲南省）からの人身売買が多い。世界のいたるところで人身売買が見られるように、タイにおけるこの問題はますます増大している。

現在、タイは人身売買の発生地、通過点かつ目的地とみなされている。多くの外国人女性や子どもがタイにリクルートされ、セックスサービス、強制労働、物乞いその他の非人道的扱いなどさまざまな形で搾取されている。他方、外国へ行ったタイ女性も結局は搾取的状況におかれることになる。交通や通信が便利になったことによって、タイは人身売買された人々を海外に送り出すための窓口となったのである。

### 2. 人身売買の原因

グローバル化を背景にした開発と諸国間の経済的格差が人身売買の拡大を助長している。資源と労働の自由な移動を許す資本主義も、ましな生活や職の機会を求める失業者の海外出稼ぎを引き起こしている。経済不況が続くと、女性や子どもは都市部へ向かい、家族が経済的に生き残れるよう責任を果そうとする。こうした女性や子どもは基本的に非公式部門に属し、開発や雇用で平等な機会を与えられないため、国際的犯罪ネットワークによる誘惑や搾取にもっともさらされやすい。

### 3. この問題に対するタイの対応

この問題は重大な人権侵害であり、また組織犯罪の一形態であるとみなされるところから、タイ政府、NGO、国際機関は一方ならぬ関心を抱いている。人身売買と取り組むための手段として使われる国際条約や国内法は数多くある。タイ政府はこうした国際条約を批准し、問題の防止、被害者保護、訴追、帰還および社会復帰などの面で活動の中心を定め、国内政策を打ちだし、さまざまな介入計画を推し進めている。

安全な帰還と社会復帰は、タイが近隣諸国に働きかける際の主要なテーマとして認識されている。パートナー間で共有され合意されている持続可能な社会復帰の原則とは、安全な帰還、再被害を受けないこと、ないし人身売買のサイクルに再度巻き込まれないようにすることである。これはすなわち、人身売買が発生する国々で、その被害者を長期的に見守る機関が求められているということ

である。

地方や地域的な計画をまとめるための率先した活動や、国際社会による構造的かつ組織的な保護、回復、帰還、社会復帰の仕組みの設置に努力が傾けられている。1999年初め、タイはメコン川流域の女性と子どもの人身売買とたたかう国連計画 IAP に参加することを受け入れた。この、計画はタイ、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム、中国で始まった。各国による国内および国際的ネットワーク確立と拡充のイニシアチブを支援する計画である。同様に、タイは IOM, UNICEF, ILO-IPEC といった国際機関、およびアジア財団、SC(英国)、ワールドビジョン、MRLC などの国際 NGO とも密接に協力し、人身売買の被害者の保護を徹底させ、かつ人身売買との闘いのあらゆる側面での協力拡大に努めている。

最近、フィリピンとスウェーデン両国との共催で、人身売買被害者の女性と子どものための支援拡大、社会政策強化の協力に関するASEMセミナーを開いた(2002年9月1-3日、バンコク)。ここでアジアとヨーロッパかつこくにおけるさまざまな考え方や経験をわかち合うことができた。

人身売買問題に対してタイは多面的に対応している。人身売買の被害者に対してタイ政府が本気で取り組んでいる対策として以下があげられる。

3.1 人身売買取り締まりのための国家政策： 公式には、「国内および国境を超える女性と子どもの人身売買の防止、取り締まり、撲滅のための政府/NGO合同の国家政策および計画」である。(6ヵ年計画)

3.2 理解のための覚書(MOU)： タイは人身売買の被害者を安全かつ効果的に帰還させるため、公式と非公式の両面で有効な手続きの開発につとめている。

— タイ・カンボジアMOUは、人身売買被害者の支援と改善策をもとめるタイの戦略のひとつである。

タイはまた、2国間でも国内でも人身売買被害者に関連する個別のMOUを提案し、成立させてきた。

- 政府間のMOU
- 政府と非政府組織(NGO)の間のMOU
- NGO間のMOU
- タイ北部の9省の間で新たに交わされた地方レベルのMOU

最初の政府間のMOUは、対象となる人身売買の対象になりやすい集団や関係機関を拡大した。こうしたMOUに盛りこまれた範囲や多様性は、タイが人身売買被害者の支援と人身売買業者の追跡に広範かつ有効な手段を見出すことに重きをおいている表われである。各パートナーおよびさまざまな訓練の役割と責任を明確にするため、MOUを実践する人々のためのハンドブックも制作された。法律を実践の場で使いやすくすることで、知識と理解を深めることねらいである。

## 4. 法改正と施行

### 4.1 法改正

- タイには人身売買を取り締まる法律がある。1997年に施行された「女性・児童の人身売買防止・取り締まり法」である。この法律の担当官も任命され、警察や法執行者を補足して法律の有効な施行と適用を保証している。この法律は、女性や子どもを、当人の同意の有る無しにかかわらず、性行為をさせることを目的に売り買いし、そそのかし、送りだした、受け入れ、斡旋することを禁じている。違反すると最大5年の懲役と罰金を科せられる。現在タイは法改正のための聴聞会と全国的な調査が行われている。これは国連の反国際的組織犯罪条約に含まれる「人身売買とくに女性・児童の売買防止、取り締まり、処罰に関する議定書」を遵守するためである。
- タイは売春防止法の改良、改正を率先しておこなってきた国として知られる。1996年の売春防止・取り締まり法では人身売買される人々を求める需要側と取り組むことに重きをおき、18歳以下の子どもを性的搾取することを商売としている者たちの処罰を以前より厳しくした。

### 4.2 新しい法律

- 児童保護法(2003年)は、児童の援助、保護、しつけに関連するそれまでの法や規制を改善し、統合したもので、2003年半ばに成立した。この法律に沿って、国の予算、担当官、地方組織などが整備された。社会の各部門、専門家を結集したチームがこの法律の主要なテーマで、あらゆる部門の人びとが参加して、青少年の保護に取り組むことになっている。

### 4.3 新たに作られた仕組み

タイ王立警察は法執行を改善するためさまざまな動きを展開している。

- 最初の取り組みは、女性と児童の保護、人身売買の根絶に直接責任をもつあらたな体制をつくることであった。タイ王立警察の下におかれた「児童・女性保護センター」がそれである。
- タイの法執行部は人身売買の捜査を優先させる必要があるとして、王立タイ警察と特別捜査部(SID)の両方を含む特別の対応体制の構築を開始した。

### 4.4 労働者保護の仕組み

タイにおける人身売買は性的搾取だけに限らない。矯正労働をさせることも女性や子どもを売り買い外国の移民労働者保護については進展が見られる。人身売買による労働市場への参入と強制労働を明らかにした上で、次のような対応策が取られるようになった。

- ラオス、ミャンマー、カンボジア各国政府とタイ政府との間で労働力移動に関するMOUを締結した。その国で不法に雇用されている人びとを法的な場に連れだし、タイ法の規定の下で権利、保護、適切な処遇を与えられるようにするためである。
- 移民労働者の権利侵害の報告に対応するため、労働省内に特別対策委員会の設置が進められている。

## 5. 人身売買被害者への支援

- 人身売買された女性と児童はすべて、政府間MOUに明記されているように、犯罪者ではなく被害者として扱われる。社会開発・福祉省は女性・児童の人身売買取締り局に対し、以下の分野で被害者支援を行うよう命じた。すなわち、賃金の回収、権利の回復と送還などの法的支援、保護、医療支援、NGOとの協力による被害者との接触および帰還支援。

性的搾取や人身売買の被害者となった子どもを援助するため、政府はクレドトラカン保護・職業開発センターをそうした被害者の援助に責任をもつ政府機関に指定した。被害者がそれぞれ本国に帰されるまでこのセンターに収容される。そこでは非公式の教育、職業訓練、医療、ソーシャルワーカー・サービス、心理的リハビリテーション、社会復帰サービスが受けられる。このセンターではさまざまな問題に直面する若い少女のためのサービスも行っている。国内各地に5ヶ所、保護ホームが設置されている。

1. クレドトラカン・センター(ノンタブリ県)
2. ナリサワス・センター(東部のナコンラチャシマ県)
3. ソンクワイ・センター(北部のスラタニー県)
4. スリスラート・センター(南部のスラタニー県)
5. ノンタブリ県の男子ホーム。人身売買の少年被害者を受け入れる施設。

- この他に、サービスがじゅうぶん行き渡るよう、全国各地に97のシェルターを開設し、社会開発・人間安全保障省の管轄下においている。これらの短期的シェルターとして危機的状態を緩和するための最初の介入を行った上で、主要な機関に照会する。
- このサービスは知識や心理社会的訓練、職業訓練も提供しているが、それらは単なる基本的必要性だけでなく、被害者の身体的またとくに心理的必要性に応えるための活動やプログラムも含まれている。心理学者とソーシャルワーカーがケースワーク、グループワーク、カウンセリングなどさまざまな活動を展開している。その後、被害者は自分のやりたい職業訓練を受けることができる。裁縫、美容、機織、花輪作り、足のマッサージなどで、こうして手に職をつけることができれば、故郷にいても自分の能力を発揮できるからである。さらに、被害者は各シェルターでソーシャルワークのサービスや非公式の教育、訓練を受け、さまざまな知識を身につけることができる。
- 被害者の世話をする人やサービス提供者のための能力拡充。社会開発・人間安全保障省はNGOや国際組織と協力して、「人身売買被害者の心理的社会的リハビリテーション」のハンドブックを作成したほか、「総合的法執行プロセスに関するトレーナーのための訓練マニュアル」を作成した。VDOやVCDといったメディアもライフスキル訓練を使う中で、子どもと女性のニーズ、文化や使う言語の多様性にも配慮するようになった。

## 6. 特別の予防措置

タイはさまざまな予防措置、支援措置を講じているが、その一部をあげよう。

- 女性のための福祉・職業訓練センター設立プロジェクト(現在、社会福祉省が運営するセンターが全国に7カ所ある。施設にいる子どものための職業訓練。公教育を受けたがらず、人身売買の危険にさらされている子どもが、MOLSWが運営する施設やその他それぞれの利益に合う一般的な施設で、職業訓練を受けられるようにする。
- 「農村女性の新生活樹立」プロジェクトの実施。これは性産業に斡旋される危険のある若い女性に、地域内で短期間の職業訓練を与えるプロジェクトである。教育の機会がほとんどない女性、失業したりリストラされた女性労働者が対象となっている。毎年、300名近くの女性がコースを終了し、自分の地域でそれぞれ職業グループを作るよう励まされている。
- 性産業の中での人身売買の危険についての意識化。売春目的で売られる危険のある若い女性が対象のプロジェクトで、家族や地域社会にタイして子どもの性的搾取がもつ危険について意識を赤めることもその中に入る。

## 7. ネットワークづくりと協調

タイがこれまで行ってきたネットワークづくりと協調のころみは以下の通りである。

- 多角的取り組みをするため関連する政府やNGO部門をひとつにまとめ、MOUを取り交わしている。タイはNGOと密接に協力し、事件の協議や保護と援助のプロセスも各部門間の協議で進められている。救出班や人身売買業者を起訴するための相談に関わっているNGOは、FACE、CPCR、女性財団、子ども発達財団、TrafCordなどである。
- 国境を超えて売買される被害者保護のための国連、政府、非政府、国際組織との協調。
- IOMを通じた各国間の人身売買対策を支援。IOMは2000年に発足し、当初はカンボジアから売られてくる女性と少女の援助に重きを置いていた。その後、ミャンマー、ラオス、ベトナムからの人身売買被害者も援助の対象に加えるようになった。
- 社会開発・人間安全保障省の最近の活動としては、すべての関係者を結集して、問題の解決と資源を最大限有効に活用しかつ動員する方法を議論していることである。外務省と一緒に2回のワークショップを行った。とくにバンコクとロンドンで領事や職員と行ったワークショップから、問題がさらに複雑化していることを学んだ。政府がこの問題と取り組むために、新たな戦略と新たなパートナーが必要とされている。わが省はタイのNGOおよび、外国とくに日本とヨーロッパのネットワークを選びだし、バンコクに招き、タイ北部や東北部のネットワーク、関連政府担当者との協議を行った。ワークショップの終りに、参加者は今後さらに防止と意識化の活動を共に進めていくというMOUに合意し署名した。

原則として、わが省の役割はスポンサーであって、商業的性的搾取や女性と子どもの人身売買とのたたかひの主役ではない。国の政策から地域レベルまですべてのパートナーと関係者が共同して問題の根絶に当ることをわが省は奨励する。時には、わが省は単なるスポンサーにとどまらず、社会の各部門、各専門家すべてが参加することを支援することもある。

現在の人身売買犯罪は、麻薬取引と同じく国際的組織犯罪として広がっている。タイ政府はこの影響力の大きい犯罪を取り締まるため、さまざまな手段で努力を傾け、活動を展開している。社会開発・人間安全保障省(MSDHS)は「女性・児童の売買、強制売春、児童売春における重要人物取締り小委員会」を設置した。この小委員会は、Chavalit Yongchaiyua 将軍が率いる麻薬取締り委員会オフィスの下に置かれている。この小委員会の機能は、人身売買犯罪の有力者の取締りに関連する以下の法律が完全に施行されるよう働くことである。刑法、女性・児童の人身売買防止および取締り法(1997年)、不正資金浄化防止および取締り法(1999年)、収入項目関連法など。

この他、MSDHSは不正資金浄化取締り局と協力して、1997年の女性・児童人身売買防止・取締り措置に沿って、訴訟事件に関する調整・モニターを行う委員会も設置した。不正資金浄化防止・取締り法に沿って、人身売買を行った者に対し法的措置をとるという機能をもつ委員会である。

経済的に恵まれない貧困層が人身売買の被害を受けやすいことは間違いない。しかし、貧しい人々がすべて同じように人身売買に対して無防備なわけではない。ある村の「プル」要因が隣りの村よりも大きいこともあるし、人身売買されるのは必ずしももっとも貧しい人たちとは限らない。国際的、国レベル、地域レベルの経済的格差を過小評価すべきではない。これらは人身売買に一役買っているのである。

教育を受けていないことが人身売買につながることが多い。職の機会がごく限られ、自分の生活と家族の生活を切り離して考えられず、自尊心も持てないからである。自分自身を商品とみなしたり、地域や世界にまたがる人身売買チェーンに連なる者たちから商品とみなされ、搾取されることになる。

人身売買は国際社会および各国が直面する重大な人権問題、ジェンダー問題であって、無防備な女性や子どもをあらゆる形態の搾取から守り保護するため、世界中の社会がこの問題に目を向け、協力し合わなければならない。

ウッタイワン・ジャムステイ  
タイ検察局犯罪研究所上級検事

人身売買は人類史上における最大の重犯罪のひとつであり、20 世紀の奴隷制と断罪される。奴隷制と匹敵するという理由は、人身売買の被害者が搾取され、その多くは人身売買業者が財政的利益を得るために強制労働を強いられ苦しめられる点が伝統的奴隷制と似ているからである。さらに、人身売買被害者が受ける苦しみは奴隷制被害者に劣らない。人身売買には労働の搾取および性的搾取が含まれる。売買される被害者は自ら進んで売買されることもあれば、嘘の約束を使って強制、説得、誘惑などの手段で売買されることもある。最悪の人身売買は、被害者が業者による商業的セックスに強制的に従事させられるものである。グローバル化や開発計画の失敗、コンシューマリズム、経済的格差などを背景に、人身売買は国内でも国際的にも広がる一方である。貧しい農村部の若者は豊かな都市部にリクルートされる。経済的発展に遅れをとっている国々の人びとは、高給を取れる仕事があると期待して先進国へおびき寄せられる。しかし、人身売買という現象がこれほどはびこっているのは、きわめて行動的な触媒が働いているからである。すなわち、強力な犯罪組織がすべてのレベルで人身売買を管理し、こうした不法活動からあがる利益の大半を懐にいれ、人生も魂も健康もこの仕事に投じた被害者にはほんのわずかしか残さないのである。人身売買問題を抱える国はどこも、この犯罪の撲滅に努めてきたが、腐敗など多くの困難にぶつかっている。

### 人身売買関連法

#### 1. 国の憲法

新憲法はタイ国民であれ不法移民であれ法の下で平等の処遇を受けることを保証しており、その平等の処遇には憲法が定める保護とすべての権利におよぶ。憲法第 43 条は、義務教育を現在の 9 年間から 12 年間にすることを国に義務づけている。義務教育の期間が長くなれば、搾取や人身売買のリスクが高い集団の子どもたちが幼い時にそういう目に会わずにすむだろうし、高い教育を受け雇用の機会やさらに高度の教育を受ける機会が増えれば、大人になっても商業的セックスには向かわないだろうと期待される。不法移民の子どもにも平等の教育の権利が与えられる。第 53 条には、タイ国民と外国人をふくめ 18 歳以下のすべての児童と青少年を虐待から守る義務が国にあると明記されている。虐待について具体的記述はない。したがって、これはあらゆる形態の虐待を意味し、労働、セックス、商業利得、身体的・精神的虐待が含まれる。新憲法はその主旨に沿った国

内法の制定に非常に重要な役割をもつ。憲法の精神に反する国内法はすべて、異義を申し立てられ無効とされるのである。

## 2. 刑法

タイの現代刑法は1957年に施行されて以来、いくたびも改正されてきた。とくに第9章セクシュアリティ関連の罪には重罪を科している点ではよい法律とみなされていた。新たな問題が登場し、状況も社会的価値も変わりつつある中で、セックス産業における子どもの搾取とのたたかいをさらに有効なものとするべく部分的修正が必要となっている。

### 2.1 既存の関連条項

タイでは子どもにセックス商売をさせる目的で人身売買したり斡旋することは、それがどこで行われようと、犯罪として処罰される。男性と少年の人身売買も、女性と少女の売買とおなじ処罰の対象になる。レイプは懲役4年から終身刑まで科される罪であり、承諾年齢は15歳以上である。被害者が死亡した場合は死刑に処せられる。しかし、この法律の規定ではレイプされるのは女性だけと書かれている。すなわち、男子がレイプされることはありえない。加えて、最高裁の解釈は非常に狭く、男性の性器が女性の性器に挿入された場合のみレイプと認めている。この解釈が現在あらゆるところでまかり通っている。アナルセックスで少年をレイプした加害者は、猥褻行為を行ったかどで最大15年の刑を受けるにとどまる。被害者が死亡した場合は死刑ないし終身刑を宣告されることもある。他人の性的欲望を満たすため、女性を(承諾の有無にかかわらず)斡旋し、誘惑し、勧誘して猥褻行為をさせた者は、1年から20年の懲役が科せられる。被害者が18歳以下、15歳以下、13歳以下の子どもの場合は、その年齢によってさらに重い刑に処せられる。この場合の刑は懲役3年から終身刑ないし死刑まで含まれる。第286項によると、ポン引きは7年から20年の懲役に値するが、最高裁の狭い解釈があるため、この条項の執行は非常に難しい。タイでは個人的にポルノを所有しているのは罪にはならない。ポルノの売買、輸出入、制作、販売や流通や展示目的の所有は刑事法で禁じられている。刑罰の最大限は懲役3年である。

### 2.2 提案されている刑法改正

少年に対する性的虐待の増加に伴い、また児童ポルノの所有を起訴、処罰の対象とするために、国家女性問題委員会(および刑法改正を行うため法務長官事務局)によって2つの改正案が出されている。改正案で示された「性交」という新たな定義によって、男性ないし少年もレイプされうる。児童ポルノの所有は3年の刑に、児童ポルノ簿の流通、販売、展示は最高7年の刑に処せられる。

## 3. 売春防止・取り締まり法

1996年10月22日、新たな売春防止・取締法が議会を通過、36年間施行されてきた旧売春取締法(1960年)の概念がこれによって根本から変わった。

### 3.1 旧売春取り締まり法(1960年)

1960年まで売春は当局の許可を得れば合法とされていたが、これを全面的に非合法にする意図でこの法律が制定された。法案の背後には、斡旋業者よりも売春婦を重く罰するという考え方があった。逮捕された売春婦はその売春行為によって6ヶ月から3年以下の懲役ないし1000から2000バーツの罰金が科せられた。さらに、売春婦は2年間、更生施設に閉じ込められた反面、斡旋業者に対する最大限の処罰は3ヶ月の懲役と罰金1000バーツ以下、更生義務もなかった。売春宿のオーナーでもせいぜい懲役1年で済んだ。したがって、斡旋業者やオーナーに対する処罰は、そこから上がる莫大な利益と処罰されるリスクを比較しても抑止力にはならなかった。しかも、売春婦自身が取り締まりの対象とされ、犯罪者として扱われたため、斡旋業者の保護を受けざるをえず、その斡旋業者は法執行当局者に影響力をふるっていた。この法律は当初の意図に反し、売春を取り締まられなかっただけでなく、売春を奨励し、その数も形態も増加させていたのである。この法律が施行されていた36年間、売春は増加の一途をたどり繁栄を誇った。売春業で儲ける犯罪組織はさらに強大になり、影響力も力も増す一方だった。いたるところでリベートが横行し、誰知らぬ者がいないほどだった。この旧法に代って1996年の法律が制定されたことはまさに恵みだったのである。

### 3.2 現行の売春防止・取締り法(1996年)

1960年の旧法に代って制定された現行の法律は、1996年12月21日に施行された(官報で発表されてからあれ6日後)。この法律は、売春婦は貧困、社会問題、組織犯罪の犠牲者だという考えに基づいている。したがって、斡旋業者、売春宿(伝統的なもの、偽装したものを含む)のオーナー、ママさん、ポン引き、客、自分の子どもを売春目的で売った親を処罰することに重点をおいている。この考え方により、売春婦に対する処罰は大幅に減った。つまり、売春婦は不法ではないが、ある種の行為はいまでも禁止されている。人々を公然と恥も外聞もなく誘ったり、しつこくねだったりして、公共に不快感を与えることを、売春婦は禁じられている。売春をする場所にたむろすることを許されていない。たむろするとポン引きやオーナーその他、彼女たちを組織して搾取しようとする連中がやってくるからである。また自分を売春婦だと宣伝することも禁じられている。これに対し、搾取する側に対する処罰ははるかに厳しくなった。斡旋業者ないし人員売買業者は(被害者議の承諾の有無にかかわらず)、1年から20年の懲役に科せられる。他人を売春目的で拘禁した者は、1年から20年の懲役、終身刑さらには死刑もありうる。

この法律で新たに加えられた罪は2つある。ひとつは18歳以下の子どものセックスを買った客は1年から6年の刑に科せられる。ふたつ目は、売春目的で子どもを斡旋業者や人身売買業者に売った親は、4年から20年の刑に科せられるほか、裁判所命令で親権も取り上げられることもある。

この法律は完璧とはいえないが、売春ビジネスとたたかう法執行担当者にとっては有効な手段であるし、旧法にくらべてはるかにましである。取り締まりの強化によって、搾取する側は新法に沿って修正された刑法の下で、その所業に値する罰を受けるべきである。

#### 4. 女性・児童人身売買法

これは直接人身売買に対処するための特別法である。女性と少女の人身売買法は 1928 年に制定された。この旧法は女性と少女の人身売買だけを対象とし、少年には適用されなかった。この法律の下では、商業的な性的虐待を人身売買の目的とした場合、罪となった。当局者はあらゆる乗り物に踏みこみ、タイに出入国する女性や少女を検査する権限を与えられていた。人身売買業者は最大 7 年までの懲役に科せられることになっていた。タイ法は治外法権を認めており、犯罪の一部がタイ国外で発生した場合でも、加害者をタイで起訴することができる。人身売買とのたたかいがさらに効果をあげるために、1997 年に現行の法律が制定された。

新しい法律は「女性と児童人身売買法」と名前を変え、男子と女子両方を守るものとなっている。女性と子どもの人身売買に関する罪をおかす謀議は、最初の時点から法的手続きを取り得る犯罪であると定めている。この法律で定める罪を犯すことを助けたり教唆する者は、主犯と同等に罰せられる。この法律では、商業的性的搾取を人身売買の目的の必要条件とすることから、女性や子どもに対する猥褻行為にまで広げた。人身売買業者に対する処罰は懲役1年から20年、終身刑ないし死刑まで含まれる。被害者と疑われる女性や子どもをとどめて閉じ込め、質問することで人身売買を妨害する権限を当局者に与えている。当局者には、予防、取り締まり、被害者への援助を促進するため、乗り物だけでなくさまざまな場所を捜査する権限がある。裁判所は、被害者が救出された直後に証言を取る権限がある。

#### 5. 刑事訴訟法

1934 年に制定された刑事訴訟法は、子どもの被害者や証人を考えに入れていなかった。訴訟手続きは成人が使うために作られ、子どもとくに性的虐待事件の被害者を念頭においていない。被害者となった子どもは捜査、尋問、裁判の過程で何人もの人に何回も精神的苦痛を伴う話をしなければならない。その上、法廷では虐待者と顔を合わせなければならないし、つらい反対尋問にも耐えなければならない。これらは一般的犯罪の被害を受けた成人の場合は適切な手続きである。現行の刑事訴訟法で定めている保護は、非公開裁判だけである。いずれの当事者も非公開裁判を要請できる。判事がその方がよいと判断した場合は、当事者からの要請がなくても非公開裁判を行うことができる。この刑事訴訟法ができた時代は、女性も子どもも大家族の価値と強力な文化によって十分守られていた。したがって、とくに子どもを対象として訴訟手続きの制定に目を配る必要はなかったのである。

##### 既存の刑事訴訟法

この法律では子どもを守り、子どもの性的虐待事件を犯した犯罪者とたたかうために3つの措置を提案している。第一に、被害者や証人となった子どもの証言をビデオで取ることである。目的はその子どもが二次被害を受けないようにすることにある。第二に、子どもの被害者や証人が法廷で修験する際、ビデオを使って心理学者やソーシャルワーカーの助けを借りる。第三に、被害者や証人を

法廷で証言させることが難しくなった場合、加害者が起訴される以前に、裁判所は検察官の要請で被害者ないし証人である子どもの供述書を取る義務がある。これら3つの措置によって、訴訟手続きにおける子どもの被害者や証人の辛さは減るだろうし、加害者やその仲間に買収されたり脅されたりする前に、被害者ないし証人は証言することができる。

## 6. 不正資金浄化法

不正資金浄化法が犯罪とくに組織犯罪とたたかう非常に効果的な手段となっている国は少なくない。タイでは犯罪取り締りのためにこの法律を成立させようとする試みが絶えずなされてきた。反対をかわし、法律制定を成功させるべく、当初の法案は麻薬関連の犯罪者だけを対象としたものだった。法案の範囲を拡大して他の犯罪も含めるべきだとする声が上がった。そのひとつが女性と少女の人身売買を含む商業的セックス関連の犯罪である。不正資金浄化法は、女性と子どもの人身売買まで適用範囲を広げて承認され、人身売買と搾取とたたかうもうひとつの有効な手段となった。売春取り締り法と反人身売買法に違反する犯罪はほとんど、不正資金浄化犯罪と断定される。銀行や金融機関は財政上の取引を報告する義務がある。犯罪による収益は凍結され、没収され、立証責任は犯罪者の側にある。

## 7. 出入国管理法

この法律は 1979 年いらい行使されている。この法律によると、出入国管理地点を通らずにタイに入国する外国人は、合法的な旅券や(査証が必要な場合は)査証を所持していても、すべて不法入国者とみなされる。これは 2 年間の懲役、2 万バーツ以下の罰金に値する犯罪である。出入国管理局は、タイでの生活費を持っていない者の入国を禁止することができる。労働力を売ったり、売春婦となる、女性や子どもや麻薬を売買するなどの疑いがある者のタイ入国も禁止することができる。こうした不法移民が後で発見された場合は、当局は国外退去を命じることができる。不法移民は内務大臣に対し上訴する権利がある。

## 8. 人身売買に関連するその他の法律および政索

### 8.1 刑事事件における証人保護法(2003 年)

人身売買事件の証人はこの法律の下で保護を求めることができる。法執行当局者が証人のために安全な場所を提供するとか、新たな住居に移動させる、証人の身元や社会的立場を隠すなどの保護である。また、保護の期間中は証人とその家族に手当を払わなければならない。

### 8.2 了解事項覚書(MOU)

女性と子どもの人身売買事件における関係諸機関の実践活動についての共通指針覚書(B.E.2541)は、総理府、警察、公共福祉省、NGO の間で買わされた拘束力のない法的協定である。人

人身売買された人(タイ国籍の有無を問わず)の処遇に関し、警察と社会福祉当局が協力することを勧告するとともに、人身売買業者を起訴するチャンスをつかむよう勧めている。定義に関しては人身売買法にならっているが、さらに奴隷制に似た働かせ方、物乞いの強制その他の残酷な行為も含めている。タイに人身売買されてきた外国人の女性や子どもを不法移民として扱うべきではない、とMOUは定めている。MOUはまた、被害者の証言を取った後、情報を出入国管理局に提出し、出入国管理法 B. E. 2522(1979年)の第54項に基づき寛大な処置を認めさせると同時に、人身売買法第11項による援助(認可されたシェルター)を提供すると述べている。タイに売られてきて証言することに同意した女性や子どもは、裁判の期間中、タイに滞在することができ、シェルターを提供されることになっている。MOUの下で、食料、衣料、医療、カウンセリングも提供される。公共福祉局の当局者は、人身売買被害者から情報を集め、業者を裁く刑事法廷で証言として役立つ場合はそれを警察に渡すことが合意されている。MOUにはこの他さまざまな人身売買被害者に対するケアや援助関連の条項が含まれている。

## 9. 刑事事件に関する各国間の協力

かつては、ほとんどの法律は加害者の起訴と処罰は犯罪が起きた国で行うこととしていた。どこの国も自国の国民を他国での裁判のために身柄を引き渡すことをしなかったし、自国の裁判権の外で起きた犯罪の加害者を起訴することもできなかった。その結果、児童セックス犯罪の多くは処罰されずじまいだった。

現在これは変わりつつあり、刑法を改正して児童セックス犯罪の治外法権を認める国が少なくない。ノルウェー、スウェーデン、デンマーク、フランス、ドイツ、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランドなどである。この種の立法によって、加害者は自分がどこにしようと出訴期限内に訴追されるというリスクを自覚することになる。

治外法権立法は新しいものではないが、これまでは主として麻薬取引や児童の性的虐待以外の重罪犯を訴追するために制定されてきた。児童の性的虐待まで適用範囲が広がられたのは、この問題の深刻さとこれを根絶する国際的責任が認識されるようになったためである。

現在のタイの治外法権法では、他国でのレイプまで対象にしている。現在われわれはこれを改正し、すべての重大な性犯罪まで含めたいと考えている。治外法権法を行使して加害者を自国で起訴するためには、犯罪が行われた国で証拠を集める必要がある。もっとも重要な証言は被害者である子どもの証言であるが、その子どもの年齢も立証されなければならない。

他国との間で法的相互援助協定を交わせば、他国での証拠集めが非常にやすくなるだろう。2 国間協定がない場合は、自国の国内法と外交関係に頼るしかない。タイは英国と「犯罪に対する相互援助」協定を結んでいる。また、カナダとアメリカとの間でも相互援助協定を交わしている。

協定を結んでいけばいち早く協力体制がとれるが、タイは協定を結んでない国にも助力をおしまない。子どもへの性的いたずらで逮捕されたスウェーデン人が保釈になり、タイを去った。治外法権

法の下で、彼はスウェーデンで調べられ、起訴され有罪となった。スウェーデンの検察官はタイ法務局の協力をえてタイにいる証人から証言を取った。3年前、バンコクに本拠をおく NGO、子どもの搾取とたたかう会 (FACE) は、フランスとタイのユニセフの支援を受けて、被害者をパリの法廷まで連れて行って証言させたことがある。いずれも買春観光客を有罪にすることができた。日本の弁護士グループと FACE が地元の NGO ネットワークと協力して証拠を集め、日本人の虐待者を日本の裁判所で起訴したこともある。治外法権立法は子ども買売観光を抑止するひとつの方法である。

国境を超える人身売買に対処する主な協力方法は2つある。身柄引渡しと相互援助である。身柄引渡しは、他国へ逃げた逃亡者が逮捕されて送り返され、児童買春犯罪がおきた国で裁判を受けさせるために必要である。これは要請を受けた国が治外法権法を使って加害者を訴追する場合である。外国で子ども買春の罪を犯した自国民を罰するため、治外法権法を持つ国は 10 ヶ国以上に上る。数ヶ国がもっかこの立法を進めているところである。相互援助は、警察、検察官、裁判官に証拠を提出して、加害者が有罪であることを立証するために非常に重要である。身柄引渡しと相互援助は、2 国間協定、多国間協定ないし国内法によって可能である。メコン川流域の諸国間にはこうした協定はない。国境を超える人身売買、女性と子どもの搾取を管理する犯罪組織とたたかうため、これらの協力を促進しなければならない。

インターポール(国際刑事警察機構)も人身売買をはじめ犯罪関係のすばやい情報交換に役立つ機関である。しかし、メコン川流域諸国では、とくに人身売買に関してインターポールを通じた協力関係は非常に少ない。

## 10. 法執行

人身売買取り締まりの主要な問題は法執行である。いくら立派な法律があっても、執行されなければ有効な法律とはいえない。したがって、人身売買に対する法執行の問題を探求する必要がある。

被害者の大半は非常に弱い立場にいるため、法的手段に訴えることを好まず、供述や証言も進んで行おうとはしない。外国人の女性や子どもでタイ語を話せないとなると、事態はいつそうやっかいになる。刑事事件という長々しいプロセスも、警察にとって負担になる。被害者を長期間とどめておくだけの財源がない上、故郷へ帰りたい被害者は進んで留まろうとしないからである。

子どもの人身売買や搾取をとりしきる犯罪組織の活動も、取り締まりの足を引っ張る要因である。組織のメンバーが逮捕されると、その仲間はあらゆる手段を使ってメンバーを釈放させようとする。カネ、影響力、暴力その他、彼らは目的のためには手段を選ばない。警察官その他当局者や被害者や証人を買収しようとする。買収されるのを拒否して、事件後走り去ったトラックにはねられた被害者も少なくない。たいていの場合、普通の交通事故として片付けられるのである。こうした犯罪者は、非常に優秀かつ値段も高い弁護士を抱え、法的助言を受けて、法廷でも激しくたたかうことができる。裁判が長引き最高裁までたどりつき、その最高裁が判断を下すまで何年もかかるという事件は珍しくない。裁判の期間中、被告は保釈で刑務所を出る。誰であれ有罪を宣告されるまでは無罪と

みなされるからである。保釈で出ている間に被告は、警察や検察に話すのを恐れる被害者その他の証人に影響を及ぼすこともできる。

先に述べたように、とくに犯罪取り締まりの面で国際協力が欠如していることによって、この地域の児童の人身売買、搾取の状況はいっそう悪化している。各国当局は国境を超えて自らの力を行使できず、また隣国当局から即時に有効な助けをえられない反面、犯罪組織の側は当局と同じ国境によってその活動を制限されることはない。こうした犯罪者は好きなように国境を超えることができるのである。児童虐待で逮捕されても、当局は証拠不十分なまま終ることが多い。肝心の部分の証拠がなく、被害者や証人がいる場合、きちんとした法的相互援助がなければ加害者を取られることはできない。各国の当局者はどのような手続きをとるべきか、誰に連絡を取ればいいのか分らない。証拠が集められず、他国から証拠を手に入れる力も措置もないため、犯罪者をそのまま放置する場合が少なくない。諸国間で身柄引き渡し協定がないことも、人身売買の取り締まりのさまたげになっているのである。犯人が分っていて逮捕状が出ていても、当の犯人が外国にいれば逮捕できない。法律の適用範囲は国境で制限されている反面、犯罪者たちは制限なしであり、これが国境を超える犯罪に対処する際のもっとも難しい問題となっている。

## 11. 解決策

こうした問題の解決は、時間とすべての関係者や諸国の努力と協力が必要である。今すぐ実施できる措置もあるし、長期の継続的仕事となるものもある。具体的努力なしには、女性の人身売買と取り組むことはできない。本論は問題をある程度解決しういくつかの策を考えてみたい。

### 11.1 メコン川流域諸国の当局間協力

国際的協力なしに国境を超える人身売買問題を減らすことなど考えられない。これは言うはやすしだが行うのは非常に難しい。実行をはばむさまざまな障害があるためだが、中でも大きいのは国内法と法制度の違いである。そのため、相互援助協定を結ぶのが難しくなる。しかし、タイは現実主義路線を取り、各国と個別に交渉している。2003年5月31日、カンボジア政府との間で「子どもと女性の人身売買廃絶と人身売買被害者援助に関する覚書」を締結した。

### 11.2 すべてのレベルでの意識化が必要

ジェンダー差別もまた、女性と少女を虐待されやすくする隠された原因である。女子は男子とは異なる育てられ方をする。伝統的価値では、男子はできる限り、あるいは親の財力が許すかぎりの教育を受けるべきだが、女子の教育は重視されない。さらに、親の財力に限りがあるときは、女子は自分が犠牲になって男子が教育を受けられるようにしなければならない。息子は3ヶ月間僧侶になれば親に恩返しができるが、娘はセックス業もふくめて他の方法で恩返しをしなければならず、親やきょうだいの生存、快適な暮らしのために必死で稼いだお金を渡さなければならない。

政府や役人、国民がいったいどう努力するためには、子どもの搾取がいかにか重大な結果をもたらすかについて、それぞれが認識を深め理解することが何よりも肝心である。意識化が進まない限り、こう

した問題について政府や法執行当局や国民がこれを優先課題とし、支援することは望めない。この問題の存在をいまだに否定したり、報じられているほど深刻ではないとする政府も少なくないのである。人々が往々にしてこの問題から目をそむけるのは、知りたくないからであり、またそれほど重大な問題だと思っていないからである。被害者がどれほど大きな精神的傷を負うかわかっていないことが多い。衝撃的な話の多くは公開されない。社会に対してもまた人身売買の潜在的な被害者たちの家族に対しても、できるだけ大きなキャンペーンを行う必要がある。潜在的被害者とその家族は、そそのかされたり騙されたり、強制されて売春婦になった人たちの苦しみを教えてもらう必要がある。こうした情報は一般にも公開して、性的搾取がひきおこすダメージの大きさを知ってもらうべきである。

一般の認識が高まれば必ず、人身売買との取り組みは支持されるだろう。政治家はこの問題を優先課題にせざるをえず、法執行当局は手をこまねいているわけにいかず、人身売買の防止と取り締まりに専念するようになるだろう。

### 11.3 明確な政索と政索立案者の強い意志

女性の人身売買に対する措置や法律を執行するためには、その国の政府の断固とした政策が必要である。なぜなら、財源を人身売買問題に振り向け、割り当てられるのは政府だからである。また、女性の人身売買問題を強調し、優先課題にすることで、法執行期間は政府が自分たちに何を期待しているか分る。

政府が買春観光問題を解決しようと決意すれば、子どもと女性の生活の質を改善する社会的プロジェクト、すなわち教育、職業訓練、職業紹介、身体的・精神的リハビリテーションなども実施されるようになるだろう。

### 11.4 新しい法律の必要性

この犯罪と取り組むには既存の法律では十分ではない。各国の法律は重罪を科しているとしても、その範囲は変化する状況を網羅してはいない。タイの現行の女性と児童人身売買法を取ってみても、増加の一途をたどっている少年の人身売買には適用されない。1997年に法律が制定された理由もそこにある。不正資金浄化法は人身売買を管理している犯罪組織とたたかう有効な手段だが、こうした法律を持たない国も多い。政府が他国と協力するための治外法権や法的相互援助の協定、国内法を制定していない国も少なくない。必要な法律や協力が欠如しているため、メコン川流域は小児性愛者（ペドファイル）の天国になっているのである。法の抜け穴をふさぎ、買春観光客を排除するために、新たな実効力のある法律を制定する必要がある。

### 11.5 司法制度の調整

加害者がタイ国内で逮捕され、他国の協力を必要としない場合でも、訴追が保証されているわけではない。裁判制度そのものが時間のかかる複雑なプロセスであるため、被告は容易に手続きを濫用できるからである。

したがって、とくに人身売買や性的虐待の被害者にしかるべき保護を与え、同時に被告の権利も

守ることを目的とした手続きをつくる必要がある。この 2 つの保護のバランスをどう取るかが難しい。裁判手続きの問題でもっとも重要なのは裁判にかかわる人々の態度である。彼らが被害者の苦境を理解せず、彼女に対して何らの同情も持たなければ、被害者は自分を守ってくれるはずの裁判過程で深く傷つくことになる。したがって、判事、検察官、警察など裁判プロセスにかかわり、この種の裁判に対処することを命じられた人びとは、この問題について特別の訓練を受けるべきである。

## 12. 結論

人身売買はとりわけメコン川流域の女性や子どもに対する重大かつ危険な犯罪である。国内および国境を超える女性の人身売買の背後には様々な犯罪組織がいることは、多くの調査からはっきりしている。汚職、リベート、「袖の下」がこの地域で広がっており、手ぬるい法執行により取り締まりを弱体化させている。各国がもつ主権概念、協力の欠如が国境を超える人身売買取り締まりをさらに困難にしている。したがって、この問題を真剣に調査し、メコン川流域のすべての政府、NGO、国際機関が女性の人身売買に一致して取り組むようにすべきである。加えて、多くの法律を当局にとって有効な手段とすべく、正しい方向で制定ないし改正しなければならない。問題の根本的原因を緩和する社会的行動計画も必要とされている。こうした措置がすべて一致協力して取られれば、メコン川流域における女性の人身売買の廃絶に希望が持てる。

ナイヤナ・スパパン

タイ王国人権擁護委員、弁護士

マリー・プルポンスアリー

タマサト大学助教授

国連子どもの人権条約(CRC)には、性的サービスを提供している子ども(18歳以下)の保護と、子ども売春の買い手の処罰を義務付ける条項がある。さらに、ポルノ目的で女性や少女を取得し、誘い出し、連れてきて、他の人々の性的欲望を満足させることは、被害者の同意の有無にかかわらず国際犯罪であると述べている。つまり、その犯罪がその国の中で行われようと国外で行われようと、犯人は処罰されなければならないのである。加えて、国際犯罪とみなされる国際的人身売買を協力して取り締まるため、ネットワークを設立しようとする試みもある。タイは1992年2月12日、CRCの加盟国となり、同年4月26日から施行された。CRCの加盟国となったことによって、タイはCRCの原則に合うよう国内法を改正し、年齢制限なしに男性も保護の対象に含めることになった。

### 女性と子どもの性的目的の人身売買に関する考え方

女性と子どもの性的目的の人身売買はきわめて複雑な問題であり、関係者は多岐にわたる。現在、女性と子どもの人身売買は急速に広がっており、抑圧と搾取の原因となりつつある。HIV/エイズが増加する主要な原因とも言われる。その結果、政府もこの問題の防止と解決に取り組むことになった。主な考え方として以下の4つがある。

1. 有罪とする — 性的サービスの提供者、セックスワーカーを犯罪者とみなす
2. 合法化 — セックスワーカーを法的にみとめ、その統制下におく
3. 撤廃 — 売春を全面的に撤廃する
4. 処罰の対象からはずす — セックスワーカーを犯罪者とみなすのをやめる

この4つの考え方はそれぞれ根本的に異なり、どの考えに立つかで問題の解決方法にも影響を及ぼす。

第1の考え方は、男性にとって有利な形で女性を分断し、行動基準を決めて「悪い女性」と「よい女性」にわけると。さらに、女性自身にとって壁となるような神話やイデオロギーを作り出す。「よい女

性」は「悪い女性」よりも高いところにいると勘違いして、軽蔑を示し、問題の根本原因はどこにあるかを問わないままにする。この考え方は、男女という二つの集団の役割と関係を見過ごしにするが、それぞれの役割と関係は根本的に違わないとしても、どちらも男性ないし家父長制によって抑圧され搾取されているのである。

第2の考え方は、性感染症、課税、警察官の腐敗防止、人身売買業者による搾取削減という点では役に立つかもしれない。しかし、これは売春を合法化するものであって、タイも加盟している国連条約に反する。

3つめの考え方は理想主義的で実現はほとんど不可能である。しかし、女性と子ども、社会の安全第一の考え方といえる。

セックスワーカーを犯罪者とみなさないとする 4 番目の考え方は、現実を認めるという立場に立つもので、すでに被害者となっている女性と子どもをさらに被害者としないという人道的考え方である。したがって第3と第4の考え方をさらに詳しく検討すれば、問題の防止と解決のための政策を実施可能なものとして開発するのに役立つ。

筆者らは第4の考え方にいくつかの条件つきで賛成する。すなわち、セックスサービスの提供者は 20 歳という法的な結婚年齢に達していること、個人的な場所で独立してセックスサービスを提供すること、セックスサービスの提供者は人身売買を行わないこと、などである。同時に、政府と社会は売春ネットワークとその仕組みを全面的に取り締まらなければならない。

## 法執行が引き起こす問題

### 1. 関係者にとって不公平な形で法が執行されている。

この法律にはジェンダーと階級のふたつに関連する偏見がみられる。セックスサービスの提供者の処罰を義務づける一方で、18 歳以下の子どもによるセックスサービスでない限り、その買い手はなんの罪にも問われない。この法律の意図が人々に相手かまわずの性交をさせないことにあるなら、この行為が両者で行われる以上、提供する側も買い手ともに処罰されるべきである。だが法律ではセックスサービスの提供者だけを選んで処罰している。経済的には買い手の方が力をもっている反面、女性がセックスサービスの提供者となる傾向がある。この法律の執行は、階級差別だけでなくジェンダー差別も生み出していると結論づけられる。そのため、警察官は自分の法的義務を無視

するか、この行為の主犯のひとりよりもむしろ女性のセックスサービス提供者を罰するという義務を遂行する。Kitti Seributr 警察長官による報告書「国家とセックス売買の取り締まり」(国家防衛委員会、日付なし)の調査結果もこれを確認している。この報告書は日付がないとはいえ、以下の様な現状をよく反映している。

- 1.1 警察官は身分の上下にかかわらず、セックス売買にからんでいる者が少なくない。セックスビジネスのオーナーと関係を持っていたり、場合によっては自分がセックスビジネスを営んでいる。こうしたかかりあいによって、犯人は逮捕されることもなく、正直な下端の警官は自分の責務を遂行しない。そんなことをすれば上官に迷惑がかかり、自分がいじめられると怖れるからである。警察官がセックス売買に関係しているという申し立てがなされ、調査が求められても、その申し立てはしかるべき扱いを受けず、被疑者には情報が伝えられ、調査や処罰を免れることができる。加えて、逮捕されたセックスワーカー提供者に対し、自分とセックスするよう迫る警察官もいる。
  - 1.2 逮捕が行われる場合でも、セックス売買の主役ではなく、ほとんどの場合女性のセックスサービス提供者がつかまる。主役とはセックス売買を組織し、運営する者たち、ポン引き、セックスサービスの場所を守るために雇われた暴力団である。
  - 1.3 調査の過程でも、警察当局者はセックス売買の主役たちを裁判にかけるような方向での捜査は行わない。こうした人々の中から逮捕者が出た場合、助けを得るため巨額の賄賂が捜査担当者に支払われることが多い。一部の利己的な警察官は賄賂を受け取り、その返礼として犯人を助け、事件の抜け穴を利用して起訴理由を薄め、検事が事件を却下し被疑者を釈放することを許してしまう。
  - 1.4 女性を閉じ込めてセックスサービスを強制する場所、女性を買って性の売買をやらせる場所のオーナーやマネジャーないし管理人が逮捕されると、こうした犯罪者たちは女性に補償金を払って和解に持ちこもうとする。警察の捜査官は、こうした行為が法律の下では許されない犯罪であるにもかかわらず、和解を認めてしまうことが多い。
2. 法執行官はほとんど全員が男性であり、問題の複雑さや深刻さを理解していない。

しかも、彼らは問題の根本原因を分析する能力に欠け、セックスサービスの提供者を「悪女」とする考え方に影響されている可能性もある。したがって、ほとんどが男性である役人は、自分の権威を利用するのはまったく合法的だと考える。しかし、こうした主流の考え方は保守的な女性にも見られることを強調する必要がある。こうした見方が実践面に影響を及ぼしていることは間違いない。実際、公衆衛生や女性警察官などをふくめ、法的プロセスにかかわる女性の多くは、もっとよい働きをするためにジェンダー意識を高める必要がある。

3. マスメディアはポルノと思われるニュースや写真を広めているが、政府はこれを取り締まる法律を施行してこなかった。

政府自身も数多くの電子メディアを所有したり支配しているが、このメディアを使って積極的に女性と児童に対する性的搾取反対のキャンペーンを行ったことは1度もない。この面での政府の行動は、こうした搾取から利益を得るための民間部門のメディア利用よりもはるかに遅れており、そのため、タイの女性やタイ社会は性的にリベラルだというイメージが作り出され、社会的に偏った見方が生まれている。タイの女性と子どもは性の商品として安くて質がいいというブランドを作り出したのである。外国の事業家の中にはこのブランドを自社の製品の宣伝に使っている向きもある。セックス関連のビジネスの宣伝にタイの女優の顔が使われているのもその一例である。こうしたことが起こると、被害者は政府に苦情を申し立てるが、政府はこうした問題に個別に対応するだけで、根本原因に迫ることは決してない。

4. この問題に関係する法律はいくつかあり、しかもそれぞれ別の時機に施行されたため、問題の理解や系統的な法律の施行もがなされていない。

こうした法律の適用には専門的知識が必要となるため、政府の担当者が法律の主題について何らの教育を受けていない場合、問題はさらに悪化する。他方、知識が主流の部分だけに限られ、経済、社会、文化、政治、ジェンダーなどあらゆる要因を考慮する必要がある法律の意図をきちんと理解していない場合、法律を有効に施行することができない。しかしながら、法律の分野の外にいる人々が、法律の意図をよく知り、理解した上で、経済、社会、文化、政治的要因を考慮に置いて施行するならば、問題の解決と防止にむけた積極的な対応となるにちがいない。

要するに、女性と子どもの人身売買および売春の防止と取り締まりで主要な役割を果たすべき警察官は、実際にはその義務を果たしておらず、結果的に法は施行されず、また差別的施行もなくなっていない。そのため、女性のセックスサービス提供者は取り締まりと処罰の対象となる一方、人身売買や売春の主要な犯人たちは無視され、逃れることができる。しかも、セックスサービスの提供者を逮捕する際、警察官は彼女たちの尊厳をいっさい尊重しない。実際には、警察官はセックスを買うふりをする人が多い、そのため女性が衣服を身につけず客を相手にしているさなかに、その場所の手入れが行われ、女性たちが逮捕されることになる。上述したように、警察官の中にも逮捕したセックスワーカーに向かって自分とセックスするよう迫る警官もいる。

## 勧告

- 1) 女性の人身売買と売春女性の搾取は現在、一大産業となっており、これを防止し取り締まるには、積極的かつ継続的な行動を展開するしかない。こうした行動は、政府および民間部門の双方でかかわる人々が、地域から国際的レベルまで十分に調整して行う必要がある。さらに、行動の目標を明確にし、提起的なモニターと総括が必要である。
- 2) この領域における行動を監督する国レベル、地域レベルの委員会が必要である。公的部門と民間部門の両方でこの問題に取り組み、知識と経験を積んでいる専門家に注目すべきである。タイでは現在、社会開発・人間安全保障省が受け皿となり、取締りの面では国家警察が中心的機関となる可能性が高い。作戦行動は社会のあらゆる部門との調整と協力が求められるであろう。政府の関連部門が立てるさまざまな防止・取り締まり計画を調整する一方、民間組織(NGO)は人身売買の被害者となった女性の福祉、社会復帰と経済的自立の提供という面で調整をはかるべきである。こうしたサービスはセックスサービスの提供者の基本的な人権、自由、尊厳を尊重して行われるべきである。彼女たちを見下すような態度や振る舞いは決してしてはならない。長年の政策提言活動の結果、国民教育法のようにすでに施行されている新しい法律もある。また、国民社会福祉促進法2546(2003年)や児童保護法2546(2003年)のように近々施行される法律もある。こうした法律は問題の防止と解決の重要な仕組みとなるはずである。
- 3) 作戦行動にあたる政府の機構、とくに警察、検察官、裁判所、矯正部門を改善し、人身売買業者やセックスサービスを提供する場所のオーナー、売春から利益を得ている連中を厳しく罰するため法律を有効に施行できるよう強化すべきである。また、セックスサービスの提供者に対しては法の適用に幅を持たせ、学ぶ機会を与え、自分の力を伸ばし、社会でまじな地位を得られるようにすべきである。
- 4) ホテルその他のサービス業は、性の売買や売春の場所とならないよう、取り締まりの対象とすべきである。
- 5) 人身売買や売春に関連する法律について解説し、知識を広めるキャンペーンを行い、一般市民を教育することで、彼らも問題の防止と解決に参加できるようにすべきである。
- 6) 宗教、教育、マスメディアのそれぞれの機関、地方自治体および市民社会の組織がこの問題の防止と解決に一役買えるよう働きかける。

## 結論

セックスサービス業のオーナーは合法的にその場所を登録することが認められている。セックスサービスの買い手もこのビジネスの客もたいてい男性である。彼らは法的処罰を受けない。他方、大半が女性であるセックスサービス提供者は法律で罰せられる。

「客」の需要が増えれば、セックスサービス業のオーナーは「買い手」の要求に応えるべく、「人身売買業者」となって女性を手に入れることが必要だと考える。セックスサービス提供者ないしセックスワーカーを警察に逮捕されないようセックス業の管理下におくという悪循環が永遠に続くことになる。

男性客の需要が高く、セックス業が引き続き広がる中で、セックスサービス提供者を処罰の対象からはずせば、彼女たちは買い手やセックス業のオーナーに対する交渉力を増すことができるだろう。セックスサービス提供者を力づくで搾取したり、暴力を用いることも次第に減るだろう。同時に、女性に売春を強要する連中に対して警察が積極的に法を執行すれば、女性と子どもを人身売買する組織の取り締まりもさほど難しくなくなるだろう。これが可能になるのは、セックスサービスを提供する女性(18歳以上)がはっきりとその立場を認められ、法執行機関から逃げ出そうとする必要がなくなるからである。警察もまた厳しい措置を取ることで、女性や子どもに売春を強要している場所を以前よりも捜索しやすくなるだろう。

したがって、人身売買の防止と取り締まりは、売春を防止し取り締まる法律と結びついているのであって、この両者を切り離して考えるべきではない。



ファム ホアイ ジアン  
ベトナム女性連合国際部部長

ベトナムは女性と子どもの人身売買および女性と子どもに対する暴力を違法行為とみなし、女性の人権と尊厳に長期的かつ深刻な影響を及ぼし、女性被害者を精神的にも身体的にも傷つけ、家族にも悪影響を与えていると考えている。

この数十年来世界の関心事となっているように、ベトナムでの女性の人身売買は「開放政策」と経済部門の拡大につれて目立つようになった。国家経済は成長しつつあるが、社会的弊害も伴っている。ベトナムの法律では、女性の尊厳を傷つける行為や女性差別は禁じられているが、実際には国境を超えたり国内での女性の人身売買や売春は依然として重大な問題である。2003年9月、ホーチミン市で政府主催の会議が開かれたが、そこで警察が提供した情報によれば、1991年から2000年の間に警察が扱った人身売買事件は2269件で3787人の業者を逮捕した。大半が国境を超える人身売買であった。この会議の結論として、女性と子どもの人身売買ととりくむ国の対策委員会を設置すること、国としての法的義務を明確にすること、この種の犯罪を防止し取り締まる長期計画を立てることが決まった。この他の措置とあわせて2010年までに歯止めをかけることを目指している。

ベトナムの女性人身売買の根は深く、読み書きができないこと、失業、情報がないこと、人身売買業者によるペテン、女性や少女が法律を理解できないこと、こうした問題と取り組む当局や司法機関がすべてのレベルで十分機能していないことなどがあげられる。これに加えて、ベトナムでは国際的な人身売買ネットワークが女性の人身売買を成功させており、これは非常に儲かるビジネスとして知られている。

ベトナム政府は1981年の女性差別撤廃条約(CEDAW)と1990年の子どもの権利条約(CRC)その他の国際法に当初から加盟している。これはベトナム政府が国際的責任を果そうとする決意の表れであり、行政レベルや組織の関連部門の調整に基づき、立法化や司法その他の措置をふくむ具体的努力がなされてきた。その中で政府は中心的役割を担っている。

ベトナムには女性の人身売買取締法はないが、この問題に対処する法律はさまざまあり、とくに刑法が適用される。刑法第115条は、女性と子どもの人身売買にかかわった者は2年から7年の禁固

刑に課せられると定めている。さらに、人身売買を組織したり、女性を他国へ売ったり、何度も違反を犯した者は5年から20年の禁固刑に課すと定めている。刑法は女性の人身売買に直接関係する罪を具体的に定めている。例えば、第88条は、他者を強制的に別の国に不法に出国させたり滞在させるための組織化、第89条は、他国への不法出入国ないし不法滞在、さらに202条は売春の隠匿と斡旋を規定している。

ベトナム政府は女性と子どもの人身売買を取り締まり、歯止めをかけるため、率先して適切なメカニズムの確立をはかってきた。1994年の首相決定08/TTgの下で、女性と子どもの人身売買をふくむ社会の悪を防止し取り締まるための運営委員会が中央レベルで設置された。これには各省や各部、ベトナム女性連合(VWU)をふくむ各組織が加わっている。さらに労働・戦争による傷病者・社会福祉省(MOLISA)の下にある社会悪取締り局の援助で、すべての行政レベルと地方に委員会が設置された。

1997年9月17日に出された首相指令766/TTgによって、中央政府の統制下にある7省とその下部機関、すべての地方にある人民委員会の議長および各都市に対し、女性と子どもの他国への不法移送を止めさせる責任ある措置をとるよう命じた。1998年7月31日、首相は犯罪防止と根絶をはかる国家計画を承認する決定138/1998/QD/TTgに署名した。これには女性と子どもの人身売買と公式にたたかう目標と詳細が含まれている。さらに、大衆組織とくにVWUと青年同盟も女性の人身売買を防止する独自のプログラムを打ち出している。

女性人身売買に歯止めをかけ、根絶する積極的措置として、飢餓根絶と貧困緩和がある。ベトナム政府は飢餓根絶と貧困緩和運動に乗りだし、そのための国家計画と国家雇用計画を採択し、MOLISAにそれらの実施を任命した。1996年には貧者銀行ないし社会政策銀行が樹立され、貧しい農家に生産拡大の融資を行うようになった。こうした計画から利益を得た女性は少なくない。さらに、多くの機関、組織、地方自治体などが行う職業訓練計画も、貧困女性が農村部や都市部で職を見つける助けとなっている。

これらに加えて、VWU各支部ネットワークといった大衆組織は、とくに国境地域で、社会的悪の犠牲者になりやすい女性たちへの支援という面で多くの経験を積んでいる。全国運動となった「家庭経済発展のための相互援助」はVWUの融資プログラムだが、数百万の貧困女性とその恩恵を受けた。こうした活動は女性の人身売買を減らすことと同時に、被害者が地域や家族の元に復帰する助けとして、重要な役割を果たしている。

起訴まで持ちこまれた事件はすべて法に従って裁かれる。女性の人身売買、売春の隠匿にかか

わった組織や個人には、法廷は厳しい罰を与えている。被告の80%以上が禁固刑の判決が下り、そのうちの8%は10-20年の刑を宣告されたている。

草の根レベルでの世帯登録および国境での出入国管理を強化することは、女性の人身売買と売春を発見し、抑止する重要な措置である。国境警備隊や世帯登録を監督する警察は、国境、人口および移民取締りで重要な役割を演じており、女性の人身売買防止に一役買っている。観光局は、社会安全保障省および地方当局と調整をとりつつ、観光客と出入国手続きを厳しく管理することで、女性の人身売買業者の活動を阻止している。女性の人身売買は売春に対する認識を深め、とくに女性に悪とたたかう精神をもたせるという点で、大きな貢献をしているのがマスメディアである。マスメディアは法律や政策に関する情報いち早く流してきた。

ベトナムは女性の人身売買に関して公式の見なおしを行っていない。にもかかわらず、多くの省庁や地方当局は調査を行い、統計を集め、その結果を発表している。その中には、社会悪取締り局(MOLISA)、社会安全保障省、VWU、ホーチミン共産主義青年同盟などが含まれる。女性の人身売買防止の状況、解決策を議論するため数多くのセミナーが開かれているが、中でも特筆すべきプロジェクトとして、VWUと国際移住機構(IMO)が一緒に行っている活動で、地方の14省で展開している女性の人身売買防止・取り締まりの宣伝活動がある。大衆組織とくにVWUは、中央から地方レベルにいたるまで、とりわけ国境にある省や都市部で、被害者の社会復帰を助けている。相談窓口やヘルスケア、教育、職業訓練ならびに資本や技術提供などだが、いずれも彼女たちが劣等感を棄てて地域に復帰し、まっとうな生活を送ることが目的である。

予防措置としては研究、情報、教育、コミュニケーションがある。ポルノの禁止はとくにベトナムでは強力に推進されている。その他、人身売買された女性や子どもの救出活動の組織化、社会復帰の手助けがGOとNGOのパートナーシップで行われており、安全な住居やシェルター、夜の話し合いクラス、心理カウンセリング、医療などを提供しているNGOもある。

女性の人身売買とたたかう国際協力も引き続き促進されている。ベトナムが参加しているさまざまな地域的取り組みとして以下があげられる。女性と子どもの人身売買防止をめざすサブメコン・プロジェクト、子どもに対するセクシャルハラスメントと闘う戦略および行動計画の作成(2001-2010年)、多くの子どもが売春目的でカンボジアに売られているベトナム南部のアンジャン省やドンサップ省でのパイロット・プロジェクト、北部のランソン省やクアンニン省でベトナムに帰還する女性や子どもの被害者のためのシェルターを作るパイロット・プロジェクトなどである。

しかしながら、女性と子どもの人身売買問題はいぜんとして深刻で、さらなるGO、NGO間の協力

が必要である。現在、ベトナムNGOの最大の関心は、政府のどの省が人身売買問題の取り組みに中心的役割を果たすのか、という点である。警察か労働省か社会福祉省か外務省か、どこが中心かという問題である。VWUはベトナムにおける唯一の女性大衆組織である。4つのレベルで密接なネットワークをもち、全国に1100万人の会員を持つ。女性の権利と利益を代表する団体として、VWUは女性の人身売買、女性売春という搾取とたたかう政府の立場を全面的に支持する。

VWUはとくに国境にある各省でさまざまな活動を展開しているが、主な活動は一般社会、男女や青少年をふくめ人身売買のリスクが大きい集団に対する意識化や、帰還した被害者への援助などである。(VWUは救出活動を行っておらず、地方当局や警察による女性や子どもの被害者の救出を助けているにすぎない。)

VWUの研究部門と家族・社会福祉部門はいくつかの調査を行い、政策提言や政策勧告を行ってきた。VWUの常任委員会は年に2度開かれる。この会合で人身売買問題、被害者女性・少女の保護と社会復帰などの問題が話し合われ、地方、国のレベルから国境を超えて努力することが確認される。多くの地方女性同盟、とくに国境地域にある省の女性同盟は、人身売買防止や帰還女性援助に関するプロジェクトを率先して行ってきた。IECとよばれるそのプロジェクトの内容は、情報、教育・コミュニケーション活動、小額融資、職業訓練、法律相談、ヘルスケア、一時的宿泊施設の提供などである。

中国と国境を接する北部のランソンやクアンニン省の女性同盟は、とくにIEC活動と社会復帰に力を入れている。ホーチミン市の女性同盟は調査研究を行うほか、結婚不履行に対するIEC活動や帰国女性の保護とケアを行っている。

VWUはこうしたテーマに沿って何度か会議を組織し、女性と子どもの人身売買と取り組む3ヵ年計画をまとめた。1999年から2001年に実施されたこの計画は、政府と関連省庁の積極的支援を受けた。VWUはネットワークに対し以下のような活動を実施するよう指示した。すなわち、コミュニケーション活動、政策勧告のための調査研究、地域開発と帰還女性の社会復帰、女性と子どもの人身売買の発見と阻止、これらの問題に関連する法執行機関の監視、人身売買防止と阻止に向けた国際協力の推進などである。このプログラムの枠組みの下で、VWUはあらゆるレベルで各国政府や国際組織とのパートナーシップを模索している。これまでのところ、さまざまなプログラム/プロジェクト、活動を通じてIOM、アクションエイド、アジア財団、GATTWなどとの協力関係を作り上げている。

堀内 光子

ジェンダー特別アドバイザー、駐日代表

国際労働機関 (ILO)

1930 年に設立された ILO はもっとも歴史のある国際組織の一つとして、人身売買とたたかう基準をつくり上げ、その闘いの先頭に立ってきた。個人的には私は 1996 年にバンコクの ILO の一員となり、その直後から人身売買問題と取り組んできた。ILO は 1977 年に DFID (英国の国際開発局)の全面的支援を受けてメコン川周辺地域における児童人身売買の調査を開始した。先進国から来たばかりの人間として、この調査結果に大きな衝撃を受けたことを覚えている。例えば、1990 年から 97 年半ばまでに 8 万人の女性と児童が売春目的にタイに売られてきた、という数字があった。こうした調査結果が IPEC の土台となり、児童人身売買と取り組む行動計画が策定されたのである。翌年、ILO はサイスリー博士と技術的協力を開始した。博士の名はみなさんをご存知と思うが、当時はタイ議会上院議員で、現在は国連子どもの人権委員会のメンバーをされている。児童人身売買の活動では草分けのリーダーである。

ILO は人身売買の根本要因を労働市場における供給と需要の破綻ととらえている。私のペーパーの 1 頁目にあるように、貧困や一定水準の労働の機会がないといった「プッシュ要因」が、男女の移民の大きな引き金だと以前から言われてきた。同時に、行き先となっている国における「プル要因」、すなわち安く搾取できる労働力、買春観光やエンターテインメントの促進などの要因もあることを認識している。日本の場合は性的搾取が大きなプル要因といえるだろう。私の前に發題された何人かの方々が日本の状況について話されたので、ここではこれ以上は触れない。しかし、ILO としては日本を主要な行き先国とみなしていることを明記しておきたい。日本以外の国では、家事労働、製造業の労働、農業などの労働搾取が観察できる。ILO はさる 9 月東京で「強制労働に関する特別行動計画」のフォーラムを開催したが、そこで ILO のこの特別行動計画の責任者であるロジャー・プラントが指摘したように、2003 年 6 月米務省が発表した最新の「人身売買」報告は、強制労働と売春目的の人身売買にほとんど同じ重きを置いている。従来、ILO は送りだし国の状況に、つまり、供給サイドに焦点をあててきた。最近になって、西ヨーロッパや米国などの行き先国/受入国による取り組みにも関わり始めた。一例をあげると、ヨーロッパの 40 ヶ国が参加する南東ヨーロッパ安定化協定は、OSCE(欧州安保協力機構)の下に人身売買対策委員会(SPTF)を設置した。この委員会では人身売買の受け入れ国と送り出し国の双方で包括的対応策を打ちたてることを目的としている。ILO は SPTF の専門家調整チームの活発な一員である。このような送りだし国と受け入れ国が調整

をとりあい共同で働くやり方こそ、人身売買を防止しかつ被害者を保護するための有効なやり方だと私は思う。人身売買に関してもう一つの重要な側面は人身売買のプロセス全体を追跡し、リクルーター、仲介者やブローカーならびに犯罪組織など関係者に働きかけることである。言うまでもなくILO は犯罪的行為を取り締まることはできないが、労働市場の関係者に対し適切な行動を取らせることはできる。例えば、海外ないし自分の出身地以外のところで働きたいと願う人々に、適切な職情報を提供させることである。被害者が正常な生活に戻るためのリハビリテーションの重要性も強調しておきたい。例えば、ILO は地域の NGO と協力して相談窓口を開いたり職業訓練を行っている。

ILO の人身売買活動についての原則と技術的協力のいくつかについて、簡単に触れておきたい。ILO は人権組織である。したがって、われわれの活動は関連する条約に基づいている。すなわち、強制労働の廃絶、最悪の形態の児童労働の根絶、雇用目的の移民、差別とりわけジェンダー差別などに関する諸条約である。こうした条約の批准国がますます増えていることは、現代の悪とたたかう国が増えていることの反映である。しかしながら、ILO は批准だけでは不十分だと考える。条約に盛り込まれた原則を実際に活かさなければならない。そこで、われわれは開発途上国において数多くの技術協力を行っている。同時に、ヨーロッパおよび米国など一部の行き先国における人身売買の結果である強制労働に関し一連の調査を開始した。

ILO のもっとも広範囲の技術協力は「児童労働根絶のための国際計画」(ILO-IPEC)によって行われている。この活動の概略は私のペーパーに含まれている。人身売買に関するILO 計画の具体例として、最新のプロジェクトである「カンボジアとベトナムのコミュニティレベルでの児童・女性の人身売買防止」について簡単に述べたい。このプロジェクトは国連の人間安全保障基金から資金提供を受けている。ビデオで活動の場面をお見せできないのは非常に残念であるが、できるだけ現場の様子をお伝えしたいと思う。コミュニティの住民を対象に人身売買の危険性を訴え、住民の意識化をはかると同時に、防止やカウンセリングサービスを行っている。さらに、地域の学校、中学校で子どもたちに情報を与え意識化をはかると同時に、カリキュラムにこの問題が含まれる予定である。食料確保のための農業技能訓練や収入確保計画も促進されるだろう。農村部の能力拡充、開発とエンパワメントは、この二つの活動の中心として促進されるはずである。参加型の意志決定が行える地域住民の能力も、良い政治のために改善されなければならない。これらがこの計画の主要な構成要素であり、ILO-IPEC が地元の NGO との密接な繋がりをもって実施にあたる。端的に言えば、地域住民をエンパワーするこのプロジェクトこそ、有効かつ永続的防止計画となりうると期待されると言えよう。人身売買に取り組むには政策や法的枠組みも確かに重要であるが、地域開発の重要性を再度強調しておきたい。

最後になるが重要性では他に劣らない問題として、今なおいたる所で見られるジェンダー差別を

取り上げたい。女性が人身売買の被害者になりやすいのはそのためである。ジェンダーは人身売買の需要と供給のいずれにおいても決定要因となっている。少女が親や兄弟の犠牲になるのが当然とされている社会は少なくない。幼い少女は、売春やその他の搾取目的に売られることになって、両親に対する義務、配慮や感謝を示すという文化的伝統に操られていることもありうる。民族的少数集団、指定カースト、失業者や移動する住民、先住民その他の社会の片隅に追いやられた集団に属する女性と少女は、とくに人身売買にさらされやすい。したがって、差別撤廃、人種主義やゼノフォビア(外国人嫌い)と闘うという原則は非常に重要である。

インドへ売られたネパール人の悲しい実話を紹介しよう。

15歳のスニータはブラーマン・カーストの出身。学校へは五年生まで通い、継母と義妹とで暮らしていた。父親はかつてシャジャ・バス会社の運転手をしていた。スニータの父親が死ぬと、継母はスニータを退学させた。「父は私を愛してくれたけれど、継母には嫌われた。私が学校へ行くのをいやがった。産院のヘルパーとして働いていたとき、ビシャルに出会って恋に落ちた。私たちはデートを重ね、彼のアパートで数週間同棲した。ビシャルはルドレ、ディネシュなど次々と男を私に紹介した。伯父だという老人にも紹介された。みんなで妹がいるダージリンに行って金を借り、カトマンドウに土地を買おうとビシャルは言った。警官に質問されたら、結婚していると言えと。その時、私はまだほんの14歳だった。ダージリンにつくと、暗い部屋に入れられた。わたしはその後一度もビシャルに会っていない。9万ルピーで売春宿に売られたのだと聞かされた。

その翌日から売春宿で働きはじめた。朝6時から夜11時まで働かされた。嫌だというと手当り次第殴られた。だいたい一日に20人くらい客をとった。何ヶ月も働いた。マダムは私にはネパール人の客を回さなかった。この売春宿には女の子が全部で30人から35人くらい働いていた。

コンドームを使わないことが多く、私は妊娠した。7ヶ月になったとき、マダムに中絶をしろと命じられた。その時でもまだ客をとっていた。手術の後、大量に出血したけれど、それでも客を相手にしなければならなかった。働かなければ食事にありつけなかったから。幸い、スニータは常連客のひとりに救出された。

ランス・ボナー

IOM バンコク地域事務所プログラム開発上級担当官

ご存知の方も多いと思うが、密入国・人身売買および関連国際犯罪と闘う地域閣僚会議はこれまで 2 回行われた。第 1 回は 2002 年 2 月 26-28 日、2 回目は 2003 年 4 月 28-30 日に行われた。2 回ともインドネシアのバリで行われたところから、この 2 回の会議のフォローアップはふつう「バリ・プロセス」と呼ばれている。バリ・プロセスには約 40 カ国が参加しており、アジア太平洋地域全体を網羅している。西はトルコから東はサモアまで非常に広範な地域である。その他、オブザーバーとして 14 ヶ国と 14 のオブザーバー組織および国際機関がこのプロセスに関わっている。IOM と UNHCR は参加機関である。

オーストラリアとインドネシア両国政府がこの会議を召集したのは、密入国および人身売買という国際的犯罪に対し多国間の取り組みを強化する必要性を議論するためであった。これはアジア地域の諸国からオーストラリア、ニュージーランド、北アメリカ向けのボートその他の貨物船に乗せるため、人間を密輸したり人身売買する事例がいくつか大きく報じられたことを受けたものであった。これに加えて、アメリカで悲劇的なテロがおこったことから、テロに対する不安が増し、広範な地域でこうした問題に取り組む努力を強化しようという気運が高まったのである。

1 回目の閣僚会議では 2 つの「特別専門家」グループを作ることが合意された。現場で活動する上級担当者で構成されるグループで、目的は密入国や人身売買犯罪とたたかい、この犯罪を減らすための有効な地域協力の仕組みを開発することにある。専門家グループ I の議長国はニュージーランドで、「地域・国際協力と情報の共有」に取り組む。専門家グループ II の議長国はタイで、「政策、立法、法執行」と取り組む。IOM は会議のフォローアップを調整する中心的機関として働き、2 つの専門家グループの活動を支える資金調達プロジェクトを開発した。

2 つの専門家グループはバリ・プロセスで受け入れられた原則を踏まえて行動計画を打ち出した。密入国および人身売買問題と取り組むに当って、各国にはそれぞれ主権があり、独自の国内法を成立させ施行する正当な権利があることを認めた上で協力しなければならない、という原則である。これは共同議長国の声明が拘束力をもたないことを反映している。この 2 つのグループに付託された課題を、閣僚たちは以下のように定義づけている。

— 密入国と人身売買活動その他の違法な移民について完全に実態を把握するため、地域内で

の有効な情報収集、情報共有の方法を開発する

- － 法執行機関のネットワークを改善して、違法移民ネットワークを抑止し、これとたたかう力を強める
- － 違法移住の探知と防止を改善するため、国境および査証制度の面での協力を拡大する
- － 密入国や人身売買の現実についての社会的意識を強め、違法移住を考えている人びとと思いとどまらせ、女性や子どもをふくめ人身売買にさらされやすい人々に警告を発する
- － 違法移民を抑止する戦略として、適切な協定を交わし帰国を促進する
- － 違法移民の身元、国籍を早い段階で証明するため協力する

閣僚会議ではさらに以下のことが合意された。「こうした活動を抑止し、防止する重要な戦略は、とくに密入国や人身売買を法で処罰できるような法律を制定しかつ強化することである」

## 立法措置の強化

したがって、地域全体で人身売買と密入国に対する立法措置を強化することが、バリ・プロセスの主要目的の一つとなっている。周知のように、犯罪分子がはびこるのは、単に弱者を搾取することによってだけでなく、法執行が手ぬるいとか立法措置が甘いせいでもある。人身売買に対する法律が弱体かまったく存在しない国、処罰が軽い国から、あるいはこうした国をとおって人身売買を行えばリスクは非常に小さくてすむ。よく指摘されることだが、麻薬取引は厳しく処罰されるが、人身売買や人間に対する搾取はさほどではないことが非常に多い。犯罪分子が人身売買をリスクの少ない方法として選択するゆえんである。したがって、人身売買犯罪が麻薬犯罪と同等の処罰を伴うとともに、人身売買を行う業者を尻込みさせるほど厳しいものにすることが肝要である。同時に、立法措置は包括的かつ実施できるものでなければならないことは言うまでもない。さらに、各国の優先順位を考慮する一方で、地域としての一貫性も重要である。人身売買業者が地域的な弱点に乗じないようにするためである。

したがって専門家グループ II はとくに、地域全体の立法措置の強化と取り組み、既存のギャップや弱点を取り除き、人身売買業者に利用されないような「共通の基準をつくる」ことに努力を傾けることになった。この目的を達成するため、専門家会議 II は立法化ワークショップを2度開き、そこで立法化に必要な「主要素」ないし基本線が明確化された。すなわち、密入国者を訴追すること、人身売買を訴追すること、密入国と人身売買および関連する国際犯罪を捜査しかつ取り締まりに協力すること。こうした「主要素」を明確にし、さらに反国際的犯罪条約と議定書も考慮に示れて、各領域におけるモデル法がまとめられた。(ここでの議論の目的に添って、有効な反人身売買法の主要素としてあげられた事柄に焦点をあてたい。)

人身売買のモデル法を定義するにあたって、以下の要素が有効な立法化にとって不可欠であるとされた。

1) 人身売買を犯罪とする

≫ 人身売買を定義する。搾取を目的に国境を超えて、ないし一国内で人を騙したり強制したりすることもこれに含まれる。

2) 以下の項目を含めることで包括的な法律にする。

≫ 男性、女性、子どもを売買すること

≫ 売買目的で人間を「リクルート」すること（「詐欺、威嚇、実力ないし虐待を含む」）

≫ 人身売買された人々を搾取すること

≫ 人身売買された人々を隠匿すること

≫ 上記の人身売買活動の手配、組織化、資金提供を行うこと、ないしそこから利益を得ること。

3) 人身売買を組織する主要な人間を法の対象とすること。関連する犯罪組織も含む。

≫ 組織犯罪とたたかうため共同謀議の条項や措置も法に含める

4) 国の法体制の可能な範囲で、国外での活動（治外法権の適用）も可能な立法措置とする

5) 人身売買が重大な罪であることを反映した法律および処罰にする

≫ 最低限、犯人引渡しと相互援助は認めるべきである

≫ 状況（「加重状況」）によってはさらに思い処罰が必要かどうかについては国が考慮する

≫ 他の諸国で適用される処罰について認識する

6) 人身売買の訴追を容易にするという目的で施行できる法律にする

≫ これには他の諸国で集められた証拠を使うことや、証人がその国に滞在して証言すること、証人を保護することなどが含まれる

≫ 人身売買された人びとがその売買を組織した者たちを識別する際、特別の問題に直面することを認識する

また、人身売買された人びとの保護、援助の条項を法律に含めることが何より重要である。これは被害者が証人になることに成功するためにとくに重要であり、被害者に信頼感と安心感を持たせるような保護の枠組みを作る必要がある。その中には、各分野の適切な専門知識と経歴を持つ専門家チームの形成、女性の法執行官やソーシャルワーカーなどを起用してジェンダー意識を高めることが含まれる。このような方法によって、訴追に必要な証言や関連する証言を確保するチャンスが増えるだろう。

こうした「主要因」は非常に重要ではあるが、決してこれだけで完全とはいえず、国家が人身売買を処罰の対象にする方向で一步踏み出す助けとなるのが主たる目的である。人身売買を実際に訴追に持ちこむためには、包括的法執行に関する地域協力と協調が欠かせない。

## 今日までの進展

### 立法措置

バリ・プロセス加盟国の多くがここに参加しており、人身売買に対する立法化の強化という面では著しい進展が見られる。バリ・プロセスのフォローアップの中で集められた立法化に関する現段階の情報をまとめると以下ようになる。

- 密入国・人身売買を処罰の対象とする立法を行った国は19ヶ国。
- こうした立法の実施を考慮中ないし法案作りの段階にある国は12ヶ国。
- モデル法を使っている国が18カ国。
- 立法化を行った国のうちの8カ国が、人身売買被害者のための主要な保護措置を採用。
- 密入国や人身売買および関連国際犯罪に対し、相互の法的援助協定や治外法権措置をとっている国は15ヶ国。
- 国としての行動計画、防止戦略、政府間機関の協力体制を確立している国は9ヶ国。

### 法執行

人身売買を効果的に取り締まるためには、国内法の整備だけに依存できない。司法部門と法執行機関の間の国内および地域協力ネットワークを発展させる必要がある。さらに、政府部内でも国民全体でもこの問題への認識を深め、優先課題にしなければならない。バリ・プロセスはこの側面、言い換えれば全体的取り組みに力を入れている。すなわち、法執行担当者のための人身売買問題とりわけ被害者保護と支援に関するトレーニングや情報提供、警察と出入国管理局その他の法執行機関をつなぐ地域情報共有ネットワークの促進といった努力である。身元確認や偽造書類に関するトレーニングが行われたほか、以下の領域での法執行改善のための「主要素」が明確化された。

- 作戦協力と捜査
- 身元確認および書類検査
- 有効な法執行のために必要な技術と能力

人身売買や密入国とたたかうための国および地域レベルの協力関係を強化し、特別法執行チームの樹立を促進する努力も現在行われている。

### 情報交換

地域協力を改善し支援体制を強化するための情報共有、情報交換に関してはかなりの努力がなされてきた。とくに、特別専門家グループ I がこの面で活動し、以下のような発展をもたらした。

- IOM がウェブサイトを開設し、情報交換と資料照会の場所として役立っている

([www.awiz.net/bmcw](http://www.awiz.net/bmcw))。このウェブサイトには2つの専門家チームの活動によって集められたすべての情報が掲載されているほか、各国のウェブサイトともリンクしており、立法化と政策の情報、人身売買と密入国に取り組む行政機構その他の関連情報がわかる。また、立法のマトリックスも掲載しているので、人身売買/密入国問題の照会と資料のガイド、地域内の相互法的援助に関する立法化などの情報が簡単に得られる。社会的啓蒙活動のための資料メニュー、帰国協定の一覧その他の情報もここに加える計画である。

- 密入国問題に対処する国の機関に関する小冊子。ここには密入国や人身売買その他関連国際犯罪に国がどのような取り組みをしているかが述べられ、関係政府機関とそれぞれの役割や責任に関する情報、本部の住所、電話とファクス番号、eメールのアドレスなどが載っている。
- 国際協力に関する小冊子では、密入国と人身売買、関連国際犯罪に対し各加盟国がどのような二国間、地域間、国際レベルでの情報交換、支援行動に関わっているかが述べられている。
- バリ会議に加わっている23カ国はUNHCRが主導したワークショップに参加、実際に使える地位確定手続きの「最善の方法」リストを作成した。これは密入国者や人身売買された移民の中に紛れ込んだ弱者集団ないし難民、いわゆる「混合フロー」を確実に保護するため適切な措置が必要であることから作成されたものである。
- 社会的意識化のための地域的取り組みに関しても、もっか行動計画が準備されている。これはバリ・プロセス加盟国政府が、政府内機関の意識化、一般社会の意識化、無防備なコミュニティのための草の根の防止キャンペーンを展開するための計画である。

## 結論

どのフォーラムもそうだが、バリ・プロセスも参加国がそこで掲げられた原則と本気で取り組んで初めて成功する。密入国も人身売買と闘い実効をあげるには、こうした犯罪の根絶を国、地域、世界が優先課題としないかぎりできないのである。バリ・プロセスは拘束力をもたず、自発的な性質のもではあるが、こうした犯罪の根絶という目的に閣僚が取り組むよう努力しているし、それぞれの役割においてこの目的遂行のため働こうとしている。

## メコン川流域(GMS)におけるIOMの人身売買との取り組み

IOMがメコン川流域で初めて人身売買と取り組んだのは1997年であった。ベトナム北部のランソン省から中国へ人身売買されたベトナム人の女性と子どもの帰還と社会復帰を支援するプログラムを実施したのである。それから間もなく、同地域のIOMミッションは、タイへ人身売買されたカンボジア人の女性と子どもの保護、帰国、社会復帰のプログラム、およびベトナムのメコンデルタ周辺の州からカンボジアへ売られたベトナム人女性と子どものためのプログラムを実施した。2000年には、この二つのプログラムが統合され、「メコン川流域諸国間で売買されるなど弱い立場に置かれた女性と子どもの帰国と社会復帰」という3ヵ年プロジェクトにまとめられた。このプロジェクトは地域的取り組みとしては初めてのもので、カンボジア、ベトナム、ラオス、ミャンマー、中国から人身売買される被害者のために、政府機関やNGOと協力して、GNS内の帰国・社会復帰体制を確立することに重きがおかれた。

人身売買被害者の帰国と社会復帰援助を進めるための以下の活動も現在進行中である。すなわち、タイで実施されている「帰国前の心理社会的援助」とカンボジアにおける「人身売買された女性と子どもの長期的回復および社会復帰援助」のほか、メコンデルタ地方から人身売買された被害者のためのシェルターと回復援助のプロジェクトがベトナムで実施されている。

これらのプロジェクトに取り組むIOMのプログラムは、帰国と社会復帰という課題に組織的に対応するため、政府とNGOの能力を強化することに重きを置いてきた。その他の活動としては、救出、帰国、社会復帰のプロセスに関わる政府機関やNGOへの支援を通して、社会復帰を提供すること、帰国と社会復帰の問題に関して国境を超える協力を推進することで、送りだし国と受け入れ国の活動の協調ほかが含まれる。

人身売買被害者の保護、帰還、社会復帰をさらに推し進めるための措置や仕組みを確立するため、国や地域での協議を促進することもIOMの活動の一環である。タイではこの国のNGOやタイ政府が一連のMOUをまとめる努力にIOMとして援助を行っている。これは人身売買被害者の処遇についてNGOや政府帰還の間で具体的な協力体制を取るためのものである。人身売買被害者の処遇の基準、手続き、責任体制を決めるタイとカンボジアの2国間覚書(MOU)の起草にあたって、IOMはそのための協議会や準備を支援した。IOMはさらに、同じ問題に関するタイとラオスの2国間MOU交渉も援助している。人身売買に関連するタイの法律、MOUその他を掲載した資料の作成もIOMは支援している。タイ全土の出入国管理当局者や警察官のためのトレーニングで使用するための資料である。これまで2万部を超える手引書が印刷され、トレーニングを受けた警察官と出入国管理担当者は1500名を越える。

人身売買防止の分野では、IOMは最近、「破れた夢」と題する短いアニメ映画を製作した。ねらいは人身売買や搾取に関わることの危険、それがもたらす結果について若い人びとの意識化をはかることにある。このアニメは地域で配布するトレーニングパッケージ「ライフ・スキルズ」の一部で、人身売買されやすい青少年が直面する広範な問題や課題を取り上げている。問題の中身はジェンダー、ペテン、強制労働、性的搾取とその他の搾取、HIV/エイズの危険、社会的に烙印を押されることなどである。タイ、クメール、ビルマ、シャン、ラオス、ベトナム各国語のビデオも製作されている。

IOMがカンボジアの女性・復員軍人問題省(MWVA)と協力して2000年から開始した「カンボジアにおける女性と子どもの人身売買防止(PTWCC)」プロジェクトも現在進行中である。これは人身売買防止に中心的役割をもつMWVAを支援するため、同省の人的資源の能力強化をめざしている。2003年末までには、6つの省と市町村をふくむ国レベルから村レベルまで、2000人以上の当局者が、人身売買と移民関連の法律や社会経済問題のトレーニングを受ける予定である。このプロジェクトを通して、900の村の弱い立場の女性や子どもが正しい移民と人身売買の危険について信頼に足る情報に接することができた。

PTWCCプロジェクトを補完するものとして、IOMは「カンボジアにおける女性と子どもの人身売買取締りの情報キャンペーン(2002-2005)」も実施している。あらゆる形態の女性と子どもの人身売買防止を目的とするこのプロジェクトは、18の州全体に行き渡るマルチメディアを使って、女性と子ども向けの人身売買問題意識化をめざす情報を流している。MWVAとの協力プロジェクトであるところから、同省内の能力拡充にもつながり、将来的に国レベルで情報キャンペーンを展開できるようになるだろう。PTWCCプロジェクトが実施されていない州では、実際のところこうした情報キャンペーンが意識化とMWVAの能力拡充を保証している。カンボジアIOMは、過去の経験に基づいてバタンバン州ラタンクモンダル地区で「子どものメンタルヘルスと反人身売買」特別プロジェクトに協力している。Terres des Hommesと提携したこのプロジェクトは、タイ国境沿いにあり長年紛争地域となってきた、人身売買が発生しやすい最貧困地域での意識化活動、心理社会援助やカウンセリングの訓練活動を補完するものである。

これらのプロジェクトに加えて、IOMはベトナムでの人身売買防止のための情報キャンペーンにもかかわっている。第1回は1998年にランソン州でパイロットプロジェクトとして実施された。同州での帰国と社会復帰の取り組みを補完する目的のこの情報キャンペーンは、草の根の意識化キャンペーンを展開するランソン女性連合の能力強化に重きが置かれた。プロジェクトが終わったときには、女性連合は反人身売買の資料づくりや、省全体での直接、間接の情報キャンペーンを実施できるようになっていた。ここで作られた資料やトレーニング方法は、2000年にIOMとベトナム女性連合が行った「反人身売買全国情報キャンペーン」のモデルとして役立った。このプロジェクトの成果として6

600人の活動家がトレーニングを受け、農村部やリスクの大きい都市部で広範囲の反人身売買情報活動を展開するようになった。また、ジャーナリストや国境警備隊、出入国管理官、警察官に人身売買の現実に関するトレーニングを行い、幅広く報道することや省庁間の協力促進をはかることもこのプロジェクトの一環として行った。

人身売買の量的および質的実態を把握する必要性から、IOMは 1997 年以来、反人身売買調査活動も行ってきた。特定の集団で人身売買が発生する根本原因の研究、社会復帰を左右する現実についての分析、人身売買される人々の実像、地域的な帰還/社会復帰のギャップ、メコン川流域(GMS)内諸国での意識化、トレーニング、人材養成の必要についての調査などである。これらの調査研究の成果は、一連の報告書作成のために使われてきただけでなく、IOMのプロジェクト開発、優先課題の選択にも一役買っている。

さらに広いレベルのIOM活動としては、一貫した移民政策、立法措置、法執行をすすめると共に、反人身売買その他の移民問題に関連して、2国間および地域内協力を拡大するための地域プロセスの支援や、協議フォーラム開催がある。1999年、タイ府はIOMと提携してアジア地域の政府を招いてシンポジウムを開き、「不正規移民に関するバンコク宣言」に結実させた。これを受けてIOMは第1回の「密入国、人身売買、関連国際犯罪に関するバリ会議」の組織化に中心的役割を果たしたのである。この会議以来、会議の目的達成に向けた戦略開発にあたる2つの専門家グループを、IOMは運営面でも物質面でも支援してきた。これらのフォーラムならびにアジア太平洋難民、IDP(国内避難民)および移民協議会からできた原則や目的に取り組む各国政府との協力関係は、今も続いている。

GMS域内では、IOMはもっかタイ、ベトナム、カンボジア各国のミッションを通して人身売買防止活動を展開している。これらの活動の実施を促し、調整をはかることが各IOMに化せられた中心的役割である。ラオスでもIOM職員が働いており、いずれここにもIOMミッションを確立することがラオス政府との間で合意されている。IOMはミャンマーへ帰還する人身売買被害者の社会復帰援助を行っているNGOの支援も行うほか、雲南や広西といった中国南部の省で反人身売買活動を行う可能性を模索中である。

アン M. カンバラ

米国大使館 労働参事官

## はじめに

数週間前、私は日本の警視庁が作成した日本における人身売買(トラフィッキング)のビデオを米国大使館職員に見せた。私のコミュニティーが米国政府の人身売買政策や、親として六本木、赤坂、渋谷や新宿歌舞伎町などの地域で私たちの子どもたちが受けるかもしれない危険について知っておく必要があると感じたからである。米国人及び日本人職員はこの件について非常な関心を示し、難しい質問がでた。なぜ日本が人命に関するブローカーを捕らえるため、そしてこのような人々の苦痛から利益を得ている組織的な犯罪グループを調査するためにもっと対策をたてないのか。人身売買の犠牲者を助けている私的シェルターを支援するために何ができるか。私はこのような反応に勇気づけられ、このような人々の反応は、犠牲者を送っている国々だけでなく米国や日本のような人身売買被害者を受け入れている国々においても人身売買についての関心が高まっていることを反映していると確信した。

私の話は三つのセクションに分かれている。最初になぜ各国が人身売買という複雑な案件に取り組まなければならないのか。次に、2000年トラフィッキング被害者保護法(TVPA)を議会通過させた米国における色々な力について議論し、現在米国の法律家がこの法律を改善するために議論していることについて言及する。最後に、私が「タフな愛(tough love)」セクションと呼ぶ日本に対する提案を幾つかしたいと思っている。私は20年の外交官生活の中でその10年間を日本で経験したが、まだ「日本の専門家」とは自分自身を見ていない。しかし、米国や多くの国々のトラフィッキング専門家の経験に基づいて、日本が全てのレベルで人身売買問題と戦うために何ができるのかを提起する幾つかの実際的な提案ができると思う。

## なぜ人身売買に取り組まなければならないのか

多くの人々はなぜ米国が人身売買にこれほど関心があり、政府の中で誰がこの件を主管しているかとたずねる。人身売買に対する私の政府の関心はトップから始まった。2003年9月、ブッシュ大統領は国連総会における年次演説の中で人身売買の隠された危険について提起した。大統領は人身売買が毎年何十億ドルものお金を生み出し、その多くは組織犯罪を助けるために使われていることを指摘した。かれは特に多くの無垢で傷つきやすい人々を虐待し搾取する結果となる人身

売買の劣悪な性質を強調した。ブッシュ大統領は、商業的性産業を支援している人間は自分自身の品位を下げ、被害者の悲惨な状況を深めているのであるから、人身売買被害者を餌食とし、かれらの苦痛から益を得ている人間に重い罰を与える必要を呼びかけた。すなわち、米国は人身売買を憎むべき国際犯罪と見なしており、私たちは国として本国及び海外においても人権侵害を終わらせることに取り組んでいる。

人身売買に取り組む別の理由はこれらの行為が今や国境をもたない、国をまたがる組織事業となっていることである。人身売買からの利益は組織犯罪の財源となっている。国連によると人身売買は麻薬取引に次いでこのようなグループの収入源となっている。司法省の研究訓練機関である国立司法研究所からの助成金によって作られた「女性の人身売買に対する連合」による調査は、人身売買人やブローカーは盗難、車両窃盗及び輸出、ゆすり、マネーランドリー、外国人密輸、文書偽造、武器犯罪及び麻薬売買などの広範囲な犯罪活動に関与している。人身売買の境なき性質はこのような犯罪の調査、起訴のために法律執行当局や司法当局が新しい戦略を練る必要性を示している。「ハードな」犯罪の調査のために棚上げされるような「被害者なき」あるいは「外国人」犯罪として人身売買を無視することは出来なくなっている。自国民の毎日の生活に明確な影響を与えない、難しく時間を費やすものとして人身売買を追求しないことはもう出来ない状況になった。

さらに、人身売買に対する私たちの考え方も変える必要があり、人身売買は経済的需要と供給の原則に基づいていることを理解しなければならない。サービスを提供する人間、すなわち人身売買の被害者を罰することに焦点を当てている伝統的な法執行のアプローチでは効果がない。人身売買から利益を得ている人間から犯罪的搾取の一環となっていることすら自覚していないクライアントまで、人身売買の「需要者」に関する事にもっと注意を払わなければならない。

人身売買に効果的に関わっていないことが外交政策の失敗であることを認識する必要がある。今回の会議が、第二次世界大戦の慰安婦問題に元々焦点を当て、女性の尊厳と権利に関する現代の案件にまでその関心を広げているアジア女性基金によって主催されていることは非常に適切である。率直に言って、アジア諸国の中には日本の外国女性及び児童の性的搾取を日本の戦時中の慰安婦や強制労働の現代版として見る人もいる。このことは最近中国の広東省での買春ツアーについて多くの中国人がインターネット上に示した強い否定的反応に見る事ができる。大阪の企業が単にパーティーに多くの中国人売春婦を調達したと思っている一方で、多くの中国人は日本の満州侵略を記憶する国の祭日に中国人女性を侮辱したと感じ怒りを顕わにした。

同様に、日本へ人間を供給していたリクルーターや「ジョッキーズ(jockeys)」の外国の国々における犯罪捜査や摘発について国際メディアが報道した時、実際に「命令」を下しこのような人身売買被害者を雇っていたブローカー組織の包括的な調査が日本においてなかったように報道されたため日本に対する印象が悪くなった。米国は日本を価値あるパートナーであり成功したアジアの民主主義国としてみなしている。しかしながら、日本の近隣諸国が人身売買に対する日本の対応に不信感をもっている場合この地域においてリーダーシップを発揮することは難しいのではないか。

## 人身売買被害者保護法の発展

さて、米国のトラフィッキング被害者保護法(TVPA)の発展と成立は先例のない政治力の協力を表している。人権問題主導者、宗教的保守派、女性権利擁護者、児童保護活動家、労働者権利グループ、行政の全てが協力した。政治的全域の立法者が、4万人の不法に売買された東アジア及びロシア女性が日中は搾取工場で、夜は売春婦として強制的に働かされていた、北部マリアナス諸島における搾取労働者の調査である1999年グローバル・サバイバル・ネットワークのような報告書によって活気づけられた。CIAは国際組織犯罪の役割や現在の人身売買関連法による法執行に対する挑戦について議論した重要な専門報告書を作り、TVPAに実際にもこまれた具体的な提案を提供した。「Vital Voices」と呼ばれる両党のグローバル・リーダーシップ・グループもヒラリー・クリントン上院議員やマデリン・オルブライト長官、ケイ・ベイリー・ハッチンソン上院議員、そして私たちの「大使夫人」であるナンシー・ペーカー元上院議員などの人々を集め、人身売買の意識を高め、TVPAへのロビーイングを行った。下院では2000年10月に371対1でTVPAの最終版が通過し、上院では95対0で同法案が通過した。

TVPAのハイライトを掲載した「Vital Voices」の概要を添付したが、この法律の重点は：

- ・ まず、TVPAは犠牲者への実際的身體暴力を越える「強制」の定義をしている。これには身体的虐待、精神的及び心理的強制、犠牲者の家族への脅迫などが含まれる。
- ・ 法律は人身売買の犠牲者への保護と支援について詳しく焦点を当てている。すなわち、彼らを犯罪者ではなく犯罪の犠牲者として扱う。TVPAは一時的滞在や、時には永久的滞在許可を人身売買犠牲者及びその家族へ与え、彼らへの報復の可能性から保護し、シェルターや医療保障、法的支援等を提供する。
- ・ 初めて、TVPAは人身売買を特定の犯罪であり、犯罪の状況によって最低20年から無期懲役までに及ぶ強制的服役を適用した。人身売買人はその被害者の損失に対して必ず賠償をしなければならず、その資産は没収される。法は法執行当局に人身売買ケースを調査するために連邦恐喝関連法を適用することを認めている。
- ・ 人身売買の移り変わる性質に鑑み、反人身売買への努力を世界的に広げるために、議会は国務長官に諸外国の人身売買状況を毎年報告させ、深刻な人身売買問題を抱えながらも対応に失敗している国に対しては制裁を与えることを許可している。
- ・ TVPAは閣僚レベルのタスク・フォースの設立を要請し、国務省にこのタスク・フォースを支援するオフィスを作らせ政府関連機関にまたがる反人身売買行為の調整をさせている。
- ・ TVPAは国内及び国際イニシアティブに対して最初の2年間で9,550億ドルを拠出することを確保している。

TVPA改正法案が現在議会で審議されているが、今後どの方向にいくのか簡単にのべると、議会は日本のような他の国が人身売買に対応するため「大きな努力」を行っているか、あるいは効果的な反人身売買プログラムの最低基準のリストを満たしているかいないかを判断するため、年次報告書を改訂するよう法律改正を考えている。「大きな努力」、あるいは「国がもたらした進歩」の現在の定義は国の努力が止まっていはいけないということである。毎年乗り越えなければならない壁は高くなる。例えば、もし反人身売買法令が整備されたとしても、米国は国が積極的に調査や告発を行っているかどうかの証拠を求める。また、多くの人は豊かな国は基本的な生活水準を達成するのが難しい国々より高い水準が適用されるべきだと考える。問題の大きさやその国の資源や能力の点からの利用可能な措置を考慮して、その国が行っている反人身売買努力を主に見る傾向がある。本年の人身売買個別報告書によると、多くの国に限られた財政源にも関わらず人身売買を止める決意を示している。

## 日本の対応への提案

最後に日本が人身売買に対して何ができるかについて、米国がTVPAを作り上げた過程を参考に考えると、国務省及び2003年2月に行われた「War Against Trafficking Alliance」国際会議からそのアイデアを得ている。この会議は100国以上及び米国から400名以上の参加者があり、性の売買に対する最も効果的な戦略について議論し、人身売買人との戦いや被害者救出のための革新的な方法を提案した。政府機関、立法当局者、学者、医療関係者、宗教従事者、法律専門家、被害者、ジャーナリストまたNGO、国際団体、国際政府機関からの代表者が参加した。このように政府及び人々の参加を求め、日本における人身売買問題に取り組んでいくことが私の提案である。

まず、子どもがお願い事をしてもいいクリスマスが近づいているので、一つだけ私にもお願いをさせてもらおうと、2003年3月に米国が整備したモデル法と合致するような特定の人身売買法を日本が整備して欲しいと思う。日本の人身売買に関する国連における関与の実行が議論されており、包括的な法は必要ないと議論する人がいることも理解している。しかし、私が特定の人身売買法を日本に求める理由はTVPAに関する議論で得た私たちの経験に基づいている。米国は1865年以降奴隷制や強制労働に関して法律の整備をし、反人身売買の幾つかの面は広範囲な法律によってカバーされていたが、CIAによって整備された「2000年トラフィッキング専門報告書」は既存法の変更を求めた。この専門報告書は検察官が多くの犯罪が絡み合っている中で一つの人身売買だけを訴追するやっかさを指摘している。また、一つの人身売買法は事件をより効率的に追跡でき、記録が取り易く、法の執行や起訴調整を改善し、より良い防止策となりえる。特定の人身売買法は概念を明確にし、物事を定義し、人身売買被害者への適切な保護や支援を規定する。最も重要なことは、日本の場合、現在労働法や入管法違反が適用されているが、その代わりに刑法の手続きを

人身売買犯罪に適用出来るようになる。多くの外国人人身売買被害者が未成年者であるにも関わらず、現在既存の児童売春防止法の下で児童の人身売買を調査できない。法執行当局は、特定の人身売買法によって強制ではなく自主的に日本に皆来ていると推測しているよりも、もっと効率的に被害者を選別する必要性に焦点をあてられる。これらは全て日本で反人身売買法が成立した場合に日本にもたらすと考えられる利点である。

さらに、日本政府に省庁連携のタスクフォースと反人身売買事務局の創設を提案する。人身売買と戦うためには色々な関係機関が連携して犠牲者を救済し、人身売買人を調査し起訴し、国際支援を提供することが必要であるという認識からTVPAを整備した時に米国で行われたことである。人身売買人は法律及び司法の曖昧さが存在する所に繁殖している。色々な省庁の協力を義務化することは底辺まで効果的な執行を実現するためにハイレベルで行わなければならない。国連や米国の人身売買及び人身売買犠牲者の概念を受け入れている省もあれば、その存在すら否定する省もあるかぎり、効果的な反人身売買プログラムは整備されない。政府内の調整を改善する以上に、犠牲者を支援しているNGOや本件を取り扱っている国連関係機関と連携をとることも価値あることと私たちは経験から確信している。日本も関係NGOや国連機関、外国大使館等と相談し、効果的に反人身売買へのステップを踏み、人身売買の犠牲者への対応を改善することを提案したい。

## 一般的な提案

人身売買と関わっている全ての国に当てはまる一般的な提案として、私たちは人身売買の範囲と大きさをより正確に推測する必要がある。CIAの「2000年トラフィッキング専門報告書」が発行される前、人身売買を、特に組織的犯罪や国際範囲の問題と関連させて包括的に見ることが米国では存在しなかった。2001年3月に国立司法研究所によって出された「米国における女性の性売買」に関する報告書はTVPAの改正議論に参加できるだけの価値ある情報を提供した。問題に取り組むより、問題を研究することにより多くの時間をかけすぎているとよく感じるが、日本の場合には人身売買問題をよく研究することが問題に対する人々の意識を高め、政府関係者に犯罪の本質や程度をよく理解させ、さらには特定の人身売買法への支援を生む可能性もあると考える。人身売買に対する戦略を練るために、以下のような補助的、客観的な経験に基づくデータが必要である：

- ・ 私たちの手の届かない広範囲な国々で非常に多くの犠牲者が存在している。
- ・ 人身売買がやくざや外国の組織犯罪グループへの多大な資金源になっていることへの認識不足。
- ・ 性産業目的の人身売買と他の犯罪や強制労働目的の人身売買との関係。
- ・ 外国人の人身売買と日本人児童の性産業における搾取という大きな問題との関係。

## 可能性のある措置

日本がとれる可能性のある措置のリストを提出する前に最後に言っておきたい点は法律の執行過程の観察である。TVPAを執行した時、私たちは警察、労働監督者、移民担当者等法執行当局者に人身売買ケースを優先的に追求するように訓練する難しさに直面した。時間と資源の制限から、法の執行者は自分たちの仕えている社会への暴力的な犯罪を調査することに焦点を当てる傾向がある。また、「犠牲者のない」犯罪の成功的な調査はキャリアを積み上げたり、よい公共材料とならない。私たちは皆人身売買が決して「犠牲者のない」犯罪でないことを知っているが、法執行者にとっては調査が難しく、時間がかかり、「身近な社会を守る」ものと見なされないため、このような犯罪に焦点をあてるのが難しいままに放置される。しかしながら、グローバリゼーションが多くの経済恩恵をもたらしたように、私たち自身の「裏庭」の見方を変えることにもなった。今や私たちは経済的生活が世界中の政策決定者の決定によって影響を受けることを知っている。同様に、貧富や、市民戦争、腐敗、組織犯罪などの問題も今や物理的境界線に留まるものではない。ゆえに、新しい犯罪の挑戦は私たちの法律の在り方、その執行方法に変化を求めるのである。

日本においてこの問題は地域のATM強盗に対応するぐらい変化していく犯罪であり、法の執行への世間からの強い要求が必要である。あるいは、人身売買の日本人への「コスト」が人々に認識された時、私が先ほど提案した研究の結果としてその取り組みが求められる。NGOのシェルターやコロンビア大使館は最近警察に問題を引き渡す前にイニシアティブをとり、調査のネットワーク作業を行い、結果として今年初めコウイチ「ソニー」ハギワラの有罪判決につなげた。「世間が主導する」調査は人身売買が受けるべき注意を得るのに必要だったのかも知れない。米国では人身売買年次報告書がその役割を果たしているが、私は人身売買に取り組むために日本が実際にとれる措置を議論する際にそのことを心に留めて置く必要があると思う。

弁護士 吉田容子

- \* 「国連国際組織犯罪防止条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」(外務省訳)による「人身売買」(人身取引)の定義(§3)は、「採用～收受」までの行為を対象とし、その後の搾取を含まない様に読める。しかし、需要抑制の観点から目的たる搾取の抑制は「人身売買」撲滅の不可欠な要素であるから、「收受」後の搾取も要検討。
- \* 条約・議定書については <http://www.nichibenren.or.jp/> <http://www.mofa.go.jp/>

## 第1. 日本における人身売買被害の実態

- 1、実態は、統計的には殆ど不明だが、ケースとしては間違いなく存在する。
  - (1) 政府統計: 処罰の観点のみ。刑法、売防法、職安法、派遣法、入管法など
  - (2) 国内NGOの把握している被害。
  - (3) 在日大使館の把握している事実。タイ、コロンビアなど。
  - (4) 送出国政府、NGOの把握している事実
  - (5) 女性については、性的搾取の対象。  
暴力団の資金源。

## 2、日本社会の認識

- (1) 実態すら把握されていない、知られていない → 無関心
- (2) 金儲けのため好きで来ている、わかって来ている → 救済の必要はない
- (3) 日本の性風俗を乱している、しかも不法滞在、不法就労 → 即時の退去強制は当然

## 第2. 被害者救済の現状

### 1、被害者は、刑事処罰及び退去強制の対象

- (1) 現行法上、被害者は、  
ア、入管法(不法入国、オーバーステイ)、外国人登録法(不申請)、売春防止法(公然勧誘)、刑

法(公文書偽造同行使、公正証書原本不実記載等)等による処罰対象。

イ、入管法による退去強制の対象(不法入国、オーバースティ等)。また「売春…に従事したことがある者」と入管が判断すれば、それだけで退去強制および上陸拒否の対象。

(2)実際には、

ア、警察が逮捕し、身柄拘束のまま検察庁に送致し、検察庁は起訴し、裁判所は執行猶予付懲役刑を宣告する。

イ、引き続き入管に身柄を移し(収容)、違反調査の後、直ちに退去強制。

これで、「一件落着」。

2、被害者への援助:特別の規定は全くなし

(1)加害者からの防御

送出国及び日本の双方で犯罪組織からの脅迫復讐からの防御が必要、しかしそのための制度は皆無。

(2)身体的心理的社会的ダメージからの回復

ア、住居(一時避難所)

a、公的シェルターは婦人相談所のみ。しかしDV被害者で満杯のうえ、適法な在留資格のない外国人は「受け入れはするが入管に通報する」という建前。実際には、言語生活費などの問題もあって、殆ど受け入れていない。

b、民間シェルターは少なく(全国で2~3ヵ所)財政的にも厳しい。公的助成は少ない。

イ、医療、カウンセリング

a、労災補償制度(労働基準法、労働者災害保障保険法)は、「事業に使用される者で賃金を支払われる者」であれば、在留資格の有無を問わず適用されるし、従事する「事業」が適法なものである必要はない。労働基準監督署は入管への通報をしない(通達有り)。

しかし、人身売買の被害者が「事業に使用される者で賃金を支払われる者」であることの証明は不可能で、実際の適用は困難。

b、生活保護法は、§1で「国民」を対象とする。外国人は限定的に(永住者、定住者、日本人・永住者の配偶者)「準用」するだけ、恩恵的な措置で権利性はないという運用(1990.10の厚生省口頭指導)。人身売買被害者が利用することは全く無理。

ウ、他に、生活費その他の援助制度は、なし。

(3)被害者の法的権利の回復

ア、民事的救済

a、未払い賃金請求、損害賠償請求は、法的には在留資格の有無による制限はなく、たとえ退去強制されても可能。しかし、現実には到底、無理。仮にこれが可能であるとしても、加害者の特定やその財産把握は困難であり、権利回復の実効性は期しがたい。

b、償還を原則とする法律扶助制度の利用は困難。犯罪被害者給付法は適用対象外。

#### イ、法的地位の安定

a、被害者に対する一時的または長期的な在留資格の付与制度は、全くない。

b、在留特別許可制度は、法務大臣の広範な裁量による恩恵的制度。権利ではない。実際にも許可されるのは殆ど「日本人の子を育てる親」のみ。

### 第3. 加害者処罰の現状

#### 1、人身売買禁止規定とその違反に対する刑罰規定の不備

##### (1) 人身売買を禁止し処罰する規定

ア、「人身売買」を定義し一般的にこれを禁止し処罰する規定は、ない。

イ、要件を限定した上で「人身売買」を処罰対象とする規定（「人身売買」行為の一部を対象として処罰する規定）は、ある。（以下、資料参照）

a、刑法 § 224～225: 未成年者略取誘拐罪、営利目的等略取誘拐罪

・暴行又は脅迫を手段として（略取）又は欺罔又は誘惑を手段として（誘拐）、人をその従来<sup>1</sup>の生活環境から離脱させて、自己または第三者の実力支配内に移すこと。未遂処罰規定、国外犯規定あり。

・しかし、実際の適用例はおそらくない。

・対象となる手段行為が議定書 § 3の行為よりも狭い（権力の濫用、弱い立場の利用、困惑、親族関係による影響を利用などはダメ。募集採用は？）。

不法な実力支配の設定により既遂になる。とすると、その後関与する者は § 227 事後幫助のみで刑が軽い（幫助目的で被害者を収受する等。予備は不処罰。）

b、刑法 § 226: 日本国外移送目的での略取誘拐・人身売買など。制定当時とは状況が異なり、使えない。ただ「居住国外移送目的」と改正することには意味がある。

c、児童買春等禁止法 § 8: 児童買春児童ポルノ製造目的での児童の人身売買など。

・ 限定された要件の下ではあるがこれは使える、しかし実際の適用例はおそらくない。

・ 「人身売買」の意味は解釈に委ねられる（定義規定なし）。

d、児童福祉法 § 60・34⑦: 児童（18 才未満）に淫行等をさせる目的での当該児童の引き渡し等。実際の適用例はおそらくない。

ウ、今ある規定ですら、何故、使えないのか？

・人身売買の実態が明らかでなく、強度の違法性を持つ行為と認識されていない。特に被害者

が18歳以上の場合は「不法目的で任意に来ている」との認識。

- ・ 捜査の困難さ、立証の困難さなど。とくに組織の上層部に迫ることが困難。
- ・ 被害者が救援機関に救援を求めることが極めて困難。

## (2) 人身売買の過程で生じる違法行為に対する処罰規定

ア、処罰規定は刑法だけでもそれなりにある。

- ・ 暴行、傷害、傷害致死、殺人、脅迫、強要、逮捕監禁、逮捕監禁致死傷、公文書偽造同行使、公正証書原本不実記載など。
- ・ 実際の適用は、おそらく公文書偽造同行使、公正証書原本不実記載等だけ。しかも被害者が逮捕されている。

イ、何故、使えないのか？

- ・ 人身売買の実態が明らかでなく、強度の違法性を持つ行為と認識されていない。特に被害者が18歳以上の場合は「不法目的で任意に来ている」との認識。
- ・ 被害者が救援機関に救援を求めることが極めて困難。

## (3) 性産業等における搾取に対する処罰規定

ア、処罰規定はそれなりにある。

a、刑法：強姦、強制わいせつ

b、労働関係法

- ・ 労働者派遣法：公衆衛生上・公衆道徳上有害な業務に就かせる目的での労働者派遣
- ・ 職業安定法：精神身体を自由を不当に拘束する手段によって、又は公衆衛生上・公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で、職業紹介・労働者の募集供給を行うこと。
- ・ 労働基準法：強制労働、中間搾取、前借金

c、性産業関係法

- ・ 売春防止法：周旋等、勧誘等、場所・資金提供、売春をさせる契約、管理売春等のいわゆる売春助長行為。
- ・ 風俗営業法：営業場所制限違反、無届営業届出の虚偽記載、客引き行為、年少者使用
- ・ 児童福祉法：§ 34⑥児童に淫行をさせる行為

d、入管法：不法就労助長

イ、ある程度、使われているが、不十分。

- ・ aは、解釈により構成要件が不当に限定されており、使えない。
- ・ b～dは使われてはいるが氷山の一角で、法定刑量刑ともに軽い。しかも同時に被害者は売春防止法・入管法等の違反で逮捕される(判決後直ちに退去強制)。

## 2、加害者の刑事裁判における証人等の保護

- ・ 証人保護の制度は刑法・組織犯罪処罰法・刑事訴訟法等にある。が、裁判所の中だけ。
- ・ しかも、人定を避ける制度はなく、出身国等において家族関係者を保護する制度もない。

## 第4．日本に必要なこと

### 1、被害者救済、加害者処罰、被害の予防の3点が必要

最終的には意識改革が必要だが(需要の抑制、買春の抑制)、これはかなりの長期間を要する。従って、まずは法の制定が必要。そのことが意識改革と法の適切な適用にもつながる。同時に、パブリシティも必要。

### 2、被害者保護

- (1) 刑事不処罰、一時的ないし長期の在留資格付与の制度
- (2) 加害者からの防御
- (3) 住居、医療、生活費、帰国費用その他の援助制度
- (4) 法的権利回復のための援助制度

### 3、加害者処罰

- (1) 人身売買を定義しこれを禁止し処罰する規定の制定。実効性確保の観点から、組織犯罪への対処、証言者・関係者保護の制度も必要。
- (2) 現行法が使えない原因を検討

### 4、被害の予防

- (1) 需要の抑制
- (2) 送出要因の除去

### 5、総合的施策の必要性

- (1) 以上をトータルに捉えた法律の制定
- (2) 専門的な実施機関。NGOとGOの協力(国際的協力を含む)。関係者の研修など。

## ■人身売買の過程と適用される現行国内法

過 程	日本行きの斡旋	関連する現行法
リクルーター エージェント	コロンビア・タイ・フィリピンなど	
	パスポート取り上げ	児童買春ポルノ禁止法8条（児童買春等目的の人身売買等）*
日本側レシーバー	転売	刑法224条（未成年者略取及び誘拐）*
	監禁、架空の借金	刑法225条（営利目的等略取及び誘拐）*
	転売、脅迫→逃げたら親を殺す	刑法208条（暴行）
	暴行、傷害	刑法204条（傷害）*
	精神・身体の自由拘束	刑法220条（逮捕監禁）*
ブローカー	パスポート取り上げ	児童福祉法34条（児童引渡行為の禁止）
	給料不払い	労基法6条（中間搾取の排除）
	常時監視下におく	職安法63条（労働者の供給禁止）
風俗営業者	勤務態度による罰金	労働者派遣法58条（労働者の派遣禁止）
	客に女性を紹介する	入管法73条2（不法就労助長罪）
	脅迫・暴力により売春を強要	労基法5条（強制労働の禁止）
	架空の借金、給料不払い	労基法17条（前借金相殺の禁止）
	売春を業としている雇用主	風営法18条2（接客従業員に対する拘束的行為の規制） 売春防止法6-13条（周旋の禁止等）
女性に売春をさせる		刑法176条（強制猥褻）* 刑法177条（強姦）* 売春防止法6条（周旋） 売春防止法7条（困惑による売春）
摘発		売春防止法12条（売春させる業） 入管法70条（不法滞在） 外国人登録法18条（外国人登録違反）
退去強制		入管法27-55条

\* 国外犯規定のあるもの

泉田 スジダ

宇都宮大学講師

## はじめに

この20年間で日本にアジアの女性が多数入ってきて、その中にはタイ人女性も多く含まれている。そのうち8割の人が性産業で働かされている。彼らのおかれている環境は妊娠する可能性や性病にかかる可能性が高い。またそれらを防ぐための知識をつけることや予防するための薬を手に入れることができない状況にある。

彼らは日本の中で生活し、働いていく中で、性産業にくる日本人客や同じ地域に住むタイ人など様々な人と知り合いになる。そして同棲したり、結婚したりする中で子どもが生まれる。

その状況から妊娠、中絶、出産するタイ人女性が増加している。

その実態を把握するため、宇都宮市内の産婦人科で外国人女性の利用状況のアンケートを行った。調査は1991年4月1日～1993年3月31日の2年間に行った。

## 実態の把握

この10年間で彼らの子ども達に関する相談や、その子ども達を救援するNGO団体が増加している。しかし、子ども達の実態や人数は不明瞭である。特に不法滞在者から生まれた子どもに関しては明らかになっていないのが現状である。その実態や人数を明確にするための一つの手段として、在日タイ大使館に申請する出生届けから見るという方法がある。現在、その出生届けのデータを収集している。

## 問題点

その子ども達の抱えている問題について

### 1. 親に望まれていない子ども

父親が認定できなかつたり、父親が不明のままであったり、分かっているけど認知していないなど、親に望まれて生まれてきた訳ではない子どもも多い。

### 2. 子どもの国籍取得の問題

父が日本人の場合、日本国籍が取得できるが、不認知だったり不明の場合取得が不可能。

母がタイ人の場合、タイ国籍を取得できるが、超過滞在者の場合、パスポートがないなどの問題から取得が困難になる。

### 3. 保険

健康保険を持っていないため、身体に関して十分なケアができない。

### 4. 教育

5. 福祉 様々な福祉サービスが受けられない。

### 6. アイデンティティーの問題



## 補足資料

1) フィリピン共和国法	93
2) タイ王国人身売買防止・取締り 措置法(1)	100
3) 米国反人身売買法の概要	103
4) 警察庁生活安全局生活環境課	105



## フィリピン共和国法9208号

人身売買とくに女性・児童のそれを根絶するための政策を立て、人身売買被害者の保護・支援に必要な制度的機構を確立し、この侵害に対する処罰するための法

第1章 表題——この法律を「2003年反人身売買法」と呼ぶ。

第2章 政索宣言——国はすべての人の尊厳をたつとび、個人の権利尊重を保障することをここに宣言する。この政索を遂行するにあたって、国は人間の尊厳を促進し、国民を暴力と搾取の脅威から守り、人身売買を廃絶し、不本意の移住や苦役の圧力を軽減する措置の立法化、プログラムの開発を最優先課題とする。これは人身売買された人を支援するだけでなく、それ以上に回復、リハビリテーション、社会生活への復帰を保障するためのものである。

世界人権宣言、国連子どもの権利条約、国連移住労働者とその家族の保護条約、国連反国際組織犯罪および人身売買とくに女性と子どもの売買防止、取り締まり、処罰に関する議定書その他の関連する国際的な人権法、フィリピンが加盟している国際条約に掲げられた男女の平等の権利と、人間本来の尊厳を、国は政策として認める。

第3章——用語の定義。本法律での用法

(a) 人身売買——被害者の承諾の有無に関わらず、国内もしくは国境を超えて、脅しや暴力の行使、その他の強要、誘拐、詐欺、ごまかし、権力や地位の濫用といった手段を用いて、人をリクルートし、移動させあるいは匿い、受け取ることを言う。また、その人の弱い立場を利用したり、搾取を目的に、他人を支配している人の同意を得るため支払いや利益を授受するという手段も含まれる。目的は最低限、搾取ないし他者の売春その他の性的搾取、強制労働やサービス、苦役、臓器の切除ないし販売である。

搾取を目的に子どもをリクルートし、運び、移動させ、匿い、受け取ることも、たとえ上記に述べられた手段を用いない場合でも、「人身売買」とみなされる。

(b) 児童——児童とは18歳以下の者、あるいは18歳以上であっても身体的ないし精神的障害や状態のために虐待やネグレクト、冷酷な仕打ち、搾取、差別から自分の身を十分に守れないものをさす。

(c) 売春——金銭や利益その他の報酬と引き換えに性交ないし好色な行為を行うため、人を他の人間が利用する行為、取引、計略、たくらみを言う。

(d) 強制労働と奴隷制——誘惑、暴力、威嚇や脅し、力の行使や強要といった手段で人の労働やサービスを引き出すこと。そこには自由の剥奪、権威や支配的立場の濫用、借金のかた、詐欺などが含まれる。

(e) 買春観光——旅行代理店や観光関連会社、個人が組織するプログラムで、中心は観光客を誘致するためエスコートや性的サービスを利用したり提供するパック観光や活動。

(f) 性的搾取——脅しや詐欺、強要、誘拐、力、権威の濫用、借金、ペテンあるいは被害者の弱みの濫用などに屈した結果、人が売春やポルノの制作に参加すること。

(g) 借金奴隷——借り手が自分の個人的サービスや労働、自分の支配下にある者のサービスや労働を、借金の担保や支払いとして与えること。サービスの期間や内容が明確に決められていないか、あるいはサービスの価値が適切に査定され、借金返済にあてられていない場合を言う。

(h) ポルノグラフィ——明白な性的活動を実際に行ったりシミュレーションしている人を表現すること、また人の性的部分を主として性的目的で表現すること。その手段は、出版物、展示、映画撮影、猥褻ショー、情報技術などなどがある。

(i) 審議会——本法の第20節の下で創設された反人身売買政府間審議会をさす。

第4章 人身売買行為——以下の行為を行う者は、実在であれ法律上の存在であれ、不法である。

- (a) いかなる手段であれ、人をリクルートし、輸送し、移動させ、匿い、提供しあるいは受け取ること。その中には、国内ないし海外での雇用、研修ないし見習という口実を使い、売春、ポルノ、性的搾取、強制労働、奴隷制、不本意な苦役、借金奴隷を目的としている行為が含まれる。
- (b) 共和国法6955で規定された人、フィリピン人女性を、売春やポルノ、性的搾取、強制労働、奴隷制、不本意な苦役、借金奴隷をさせるため、取得、購入、提供、販売ないし取引する目的で結婚を口実に外国人に紹介ないし会わせ、金銭や利益、物資、経済的その他の報酬を得ること。
- (c) 売春、ポルノ、性的搾取、強制労働、奴隷制、不本意な苦役、借金奴隷につかせるために人を取得、購入、提供、販売、取引する目的で、結婚の申し込みや契約を行うこと。
- (d) 売春、ポルノ、性的搾取のために人を利用し提供する目的のバック観光ないし活動から成るツアーや旅行プランを請け負ったり組織すること。
- (e) 売春やポルノに従事する人間の面倒をみたり雇い入れること。
- (f) 売春、ポルノ、性的搾取、強制労働、奴隷制、不本意な苦役、借金地獄を目的として、養子縁組を行ったり促進すること。
- (g) 人の臓器の切除や販売を目的に、脅しや力の行使、ペテン、詐欺、暴力、強要、威嚇という手段で、人をリクルートしたり雇用したり、養子にしたり、輸送したり誘拐すること。
- (h) フィリピンないし外国での武装活動につかせるため児童をリクルートし、輸送し、養子にすること。

第5章 人身売買を促進する行為——以下の行為は人身売買を促進ないし助長するもの絵あり、不法である。

- (a) 人身売買の促進を目的に、そのことを承知の上で家や建物、施設の賃貸、また貸し、使用、使用許可を行うこと。
- (b) 人身売買を促進するため、相談免許証や登録ステッカー、こうした免許証やステッカーを発行する政府機関の証明書を制作、印刷、発行、配布して、政府の規制や出発前の必要条件を満たしている証拠とすること。
- (c) 人身売買を促進するパンフレット、ビラその他の宣伝用資料の広告、出版、印刷、放送、配布をすること。あるいは、情報技術やインターネットなどの手段を用いて、宣伝、出版、印刷、放送、配布をひき起こすこと。
- (d) 人身売買促進のため、政府機関から通関手続きや必要な出国書類をはやく手に入れられるよう、虚偽の陳述や不正行為に手をかすこと。これら政府機関は出発前に登録を行い、出国する人人へのサービスを義務づけられている。
- (e) 人身売買を促進するため、未発行、改ざん、不正な旅行書類の所持者に対し、国際ないし国内空港や国境や港での出入国手続きを容易にしたり、助けたりすること。
- (f) 人身売買された人が国を去ったり、政府やその他の機関に補償を求めたりしないよう、旅券、旅行書類、個人的書類や所持品を没収したり隠したり破棄すること。
- (g) 不本意な苦役、強制労働、奴隷制の状況下にある人の労働やサービスから、承知の上で財政的その他の利益を得たり、利用したりすること。

第6章 人身売買の条件——以下の条件をみたした場合、人身売買とみなされる。

- (a) 人身売買されたのが児童である場合。
- (b) 共和国法8043(「国間養子縁組法 1995年」)の下で養子縁組が成立し、その目的が売春、ポルノ、性的搾取、強制労働、奴隷制、不本意な苦役ないし借金奴隷にある場合。
- (c) この犯罪がシンジケート(組織暴力)ないし大規模に行われた場合。3人以上からなる集団が共謀し、あるいは同盟を組んで行った場合、シンジケートによる人身売買とみなされる。個々人であれグループとしてであれ、3人以上の人間に対し行われた場合、大規模の人身売買とみなされる。
- (d) 加害者が直系尊属、親、きょうだい、後見人ないし、人身売買される人に対し権威を行使する者である場合。または、公務員ないし従業員によって犯罪が行われた場合。
- (e) 人身売買された人が軍隊ないし法執行機関のメンバーと売春を行うためにリクルートされた場合。

- (f) 軍隊ないし法執行機関のメンバーが加害者である場合。
- (g) 人身売買の行為が理由となって、ないしその時点で、罪を犯された側が死亡したり、ひどい損傷を負ったり、精神に異常をきたしたり、あるいはHIVないしエイズに感染した場合。

第7章 機密性——この法律の下での犯罪の捜査、訴追、裁判のすべての段階で、法執行担当者、検事、判事、法廷関係者、医療関係者ならびに事件当事者は、人身売買された人と被告のプライバシーの権利を認識すべきである。この目的のために、告訴を受けた法執行官、検事および判事は、公正かつ公平な手続きのために必要とあればいつでも、また当事者にとって最善の利益はなんたるかを十分考慮した上で、非公開の捜査、訴追、裁判を命じる。人身売買された人ないし被告の氏名、個人的状況、その他彼らの身元を明かすような情報、またそうした事情や情報は公開されるべきではない。

訴追や裁判が非公開で行われている時、印刷物の編集者や発行者、コラムニスト、テレビやラジオのアナウンサーやプロデューサー、映画の場合は映画監督、その他、広域メディアや情報技術議kを利用する人間が、人身売買事件を公にすることは不法である。

第8章 事件の訴追——この法律の下での犯罪遂行について個人的に知っている場合、人身売買被害者された人、両親、配偶者、兄弟、子どもないし法的後見人は人身売買の告訴を行うことができる。

第9章 犯行地——この法律の侵害による犯罪行為の提訴は、犯罪が行われた場所、その要素が生じた場所、ないし人身売買された人が犯罪の起きた時点で実際に居住していた場所で行われる。ただし、裁判権は犯罪行為が最初に提訴された裁判所が取得し、他の裁判所は排除される。

第10章 処罰と制裁——この法律で列挙される犯罪の処罰と制裁を以下のように定める。

(a) 第4章にあげられた行為を犯したとして有罪になった者は、懲役20年、100万ペソ以上200万ペソまでの罰金。

(b) 第5章にあげられた行為を犯したとして有罪になった者は、懲役15年、50万ペソから100万ペソまでの罰金。

(c) 第6章で定義された人身売買行為で有罪となった者は、終身刑および200万ペソから500万ペソまでの罰金。

(d) 第7章を侵害した者は懲役6年、50万ペソから100万ペソの罰金。

(e) 加害者が会社、共同経営、団体、クラブ、施設その他の法人である場合は、その所有者、社長、パートナー、マネジャー、ないし犯罪行為に参加した責任者、犯行を承知の上で許したり防止しなかった者に処罰が与えられる。

(f) あやまちを犯した機関、会社、団体、宗教組織、旅行会社、クラブ、施設その他の娯楽場所は、証券取引委員会(SEC)の登録と営業許可を取り消され、恒久的に無効とされる。その所有者、社長、パートナー、マネジャーは以後、他の名前で似たような施設を運営することは許されない。

(g) 加害者が外国人である場合は、刑期をつとめた後、直ちに国外追放にし、恒久的に再入国を認められない。

(h) 政府機関の公務員や担当者が、出国手続き、旅券、登録証明書、カウンセリング証明書、結婚許可証その他の書類を人やリクルート帰還や施設その他の個人ないしグループに発行した場合、その相手が規定された手続きを守らず、法や規則、規制で定められた必要条件も満たしていなければ、その公務員なり担当者は行政責任を問われるが、犯罪に対する責任を失うことはない。有罪となった公務員や担当者は、職を解かれ、二度と公務にはつけない。退職金その他の手当は没収される。

(i) 養子縁組をした親がこの法律で定める罪を犯したとして最終的に有罪を宣告された場合、養子縁組の決定は直ちに無効となる。

第11章 人身売買した人の利用——人身売買した人を売春目的で買ったり、そのサービスをさせる者は以

下の処罰を与える。

- (a) 初犯——裁判所の決定による6ヶ月の社会奉仕と5万ペソの罰金
- (b) 2回目以降の犯罪——懲役1年と10万ペソの罰金

第12章 時効期間——この法律の下での人身売買の時効期間は10年とする。ただし、第6章で定義されたような組織的ないし大規模に行われた人身売買については、時効期間を20年とする。

時効期間は人身売買された人が拘束状態から救出ないし解放された日から始まり、告訴や情報の提出によって中断され、被告が有罪にならないまま、あるいは無罪になってこうした手続きが終了した場合、あるいは被告に責任はないとは言えない理由で不当に中止された場合、再び開始する。

第13章 提訴費用の免除——人身売買された人が損害の回復を求めて別個に民事裁判を起こす場合、その提訴費用は免除される。

第14章 人身売買によって得た収益および財産の押収と没収——この法律の侵害に対する処罰に加えて、犯罪から得られた収益および財産はすべて、それが不法行為に責任のない第三者のものでないかぎり、裁判所の命令により政府に有利なように押収、没収される。損害賠償の裁定額はすべて加害者の個人的および別個の財産から支払われる。ただし、そうした財産が不十分な場合は、差額を押収ないし没収した財産から支払われる。

犯行で得た収益や財産、手段を加害者の行為、直接ないし間接の怠慢によって破壊されたり、価値が減少したり、あるいは無価値なものになった場合、あるいはまた発見されたり、押収・没収されたりしないよう隠匿、移動、転用、移転などの工作を行った場合、加害者は犯行による収益、財産、手段と同額のことを支払うことを命じられる。

第15章 信託基金——この法律によって課される罰金の全額、第14章の下で押収、没収された収益や財産は、信託基金に蓄積され、審議会がこれを管理する。その使用は、人身売買行為を防止し、人身売買された人の保護、リハビリテーション、社会復帰のためのプログラムのみに使われる。こうしたプログラムには以下が含まれるが、これに限るものではない。

- (a) この法律の第23章で定めるサービスの提供
- (b) 人身売買に関する全国的調査計画およびモニタリングと検討のためデータ収集システムの確立を後援する。
- (c) 適切な政府機関と非政府組織(NGO)に対する技術的、物質的支援の提供
- (d) 一般社会、学界、政府、NGO、国際組織間の合意形成をめざす会議やセミナーの主催
- (e) 人身売買に関する情報、教育の振興

第16章 人身売買問題と取り組むプログラム——政府は人身売買の予防、保護、リハビリテーションのプログラムを確立し実施する。この目的に沿って、以下の機関がそれぞれのプログラムを実施する権限を与えられる。

(a) 外務省(DFA)——受入国への入国方法のいかに関わらず人身売買された人々のために海外の財源・人材および施設を使えるようにすること、また国内および海外の政府機関と密接なネットワークをつくり、人身売買根絶への援助拡大の手段を探索すること。とくに関連プログラムの制作策定と実施が求められる。

外務省は効率的な「機械読み取り旅券」を実施するため必要な措置を講ずる。これは真正のフィリピン人旅券、査証その他の旅行書類を保護することで、偽の身分証明書使用による人身売買事件を減らすためである。

国際結婚に関し、結婚前、結婚時、出発前のカウンセリングを確立し、実施する。

(b) 社会福祉・開発省(DSWD)——人身売買された人びとのためのリハビリテーションと保護プログラムを実施する。カウンセリングと一時的シェルターを提供するほか、センターの設立や社会の様々なレベルでの介

入プログラムを行うNGOに対する認可制度を開発する。

(c) 労働・雇用省 (DOLE) —— 国内および海外での雇用に関連する規則やガイドラインを厳密に実施し、遵守すること。同様に、雇用主やリクレーターがかかわる人身売買事件のモニター、記録、通報を行う。

(d) 司法省 (DOJ) —— 人身売買被害者を確実に訴追すること。また、人身売買事件を処理し訴追する特別検察官を任命して訓練を行う。また、DSWD、フィリピン弁護士会 (IBP) その他のNGO、ボランティア組織と協力して、人身売買された人々のための無料法律相談を確立する。

(e) フィリピン女性の役割に関する国家委員会 (NCRFW) —— 関連政府機関と共に人身売買問題と取り組む政策の策定とモニターに積極的に参加し、協力する。また、国内および国際的な女性問題の提言に、人身売買問題を含めるよう声をあげていく。

(f) 出入国管理局 (BI) —— 出入国管理法および外国人行政法を厳密に適用し、執行する。到着と出発の両方の場所で人身売買容疑者を逮捕するための措置を講じ、外国人をフィアンセや配偶者にもつフィリピン人が、この法律で定めるガイダンス、カウンセリング、必要条件を確実に満たすようにする。

(g) フィリピン国家警察 (PNP) —— 主要な法執行機関として、人身売買の容疑者の監視、捜査、逮捕を行う。さまざまな法執行機関と密接に連絡しあい、人身売買容疑者の捜査と逮捕を効率化するよう一致して努力する。告訴を受けつけ、人身売買された人々の援助の呼びかけ、救出作戦の実施の受け皿を確立する。

(h) フィリピン海外雇用局 (POEA) —— 海外での求職者に対し、効果のある雇用前オリエンテーション・セミナーと出発前のカウンセリングを実施する。また、人身売買された人びとのための無料法律相談を制度化する。

(i) 地方政府内政省 (DILG) —— 人身売買事件に関し、一貫性のある情報・防止キャンペーンを実施するとともに、モニター、記録化、訴追のためのデータベースを維持する。

(j) 地方政府ユニット (LGUs) —— それぞれの管轄権における人身売買事件のモニターと記録化を行うとともに、この法律に違反する施設の許可取り消し、そうした事件の訴追を行う。また、各地方自治体や州内に移民助言・情報ネットワーク (MAIN) を設立して、反人身売買キャンペーンを展開する。その際は、以下の機関と協力する。DILG、フィリピン情報庁 (PIA)、海外在住フィリピン人委員会 (CFO)、NGO その他の関連機関。これらの機関は人身売買と取り組む地域のイニシャチブを奨励し支援する。

この法律を実施するに当たって、各関連機関は NGO、民衆組織 (PO)、市民団体その他のボランティア組織の援助を求め、協力を得てもよい。

第 17 章 人身売買された人々に対する法的保護 —— 人身売買された人びとは人身売買行為の被害者とみなされ、この法律で定める人身売買に直接関連する罪で罰せられることはない。また、それに関連する人身売買業者による命令に従った罪に問われることもない。この点で、この法律で言う意図された搾取に、人身売買された人が与えた承諾は無関係である。

第 18 章 証人保護プログラムの下での優先的権利付与 —— 共和国法 6981 の規定とには反するにもかかわらず、人身売買された人はそこで定められた証人保護プログラムの資格を与えられる。

第 19 章 外国人の人身売買被害者 —— 審議会が出したガイドラインにしたがって、外国籍の人がフィリピンで人身販売された場合も、この法律の下で人身売買された人びとに与えられる保護、援助、サービスを同じように受ける資格がある。ただし、加害者の訴追に必要であると審議会が認めた期間、フィリピン国内に引き続き留まることを許可されるものとする。

第 20 章 反人身売買政府間審議会 —— ここで設立される反人身売買政府間審議会は、司法長官を議長、社会福祉・開発長官を共同議長とし、以下のメンバーで構成される。

(a) 外務省長官

(b) 労働雇用省長官

(c) フィリピン海外雇用庁長官

- (d) 出入国管理局局長
- (e) フィリピン国家警察長官
- (f) フィリピン人女性の役割に関する国家委員会委員長
- (g) NGO 代表 3 名。内訳は、女性、海外在住フィリピン人労働者 (OFW)、子どもの代表者各 1 名。それぞれ人身売買の防止と取り締まりに実績を持つことが条件。この 3 人の代表は審議会の政府代表によって指名され、大統領によって任命される。任期は 3 年。

審議会のメンバーは、次長ないし次長に相当する地位の常駐代表を委員として指名してもよい。そのメンバーは現行予算と会計規則・規約に沿って審議会がさだめる報酬を受け取る。

第21章 審議会の機能——審議会は以下の権限と機能を与えられる。

- (a) 人身売買の防止と取り締まりのための包括的・統合的プログラムの策定
- (b) この法律の有効な実施に必要な規則・規制の公布
- (c) この法律の厳正な施行についてのモニターと監督
- (d) 各メンバー機関が人身売買に伴う諸問題に有効に取り組めるよう、プログラムやプロジェクトの調整。
- (e) 人身売買に関する法律の存在、さまざまな問題について、地方政府 (LGU) や関連機関、NGO を通じた大規模情報キャンペーンを実施するための調整
- (f) 他の機関に対し、注目すべき問題に即座に対応し、かつ取った行動を審議会に通報するよう命じる
- (g) この法律に違反した個人、機関、団体や施設に対する提訴を助ける
- (h) DOEL, DSWD, 技術教育・スキル開発庁 (TESDA)、高等教育委員会 (CHED)、KGUs および NGO と協力して人身売買された人びとのための社会復帰プログラムを策定する
- (i) この法律の実質的施行のために必要な援助を、政府の省、局、オフィス、機関ないし仕組み、NGO などから確保する。
- (j) 共和国法 8042、別名「1995 年移住労働者および海外在住フィリピン人法」の下で作られた移住に関する政府と共有の情報システム似、人身売買事件のデータを補完し、人身売買のパターンや計画について、適切な機関が引き続き調査・研究を行うことを保証する。これは政索策定とプログラムの方向を決める基盤となるものである。
- (k) 人身売買事件に迅速に対処し、一致した有効な対応ができる仕組みを開発する。
- (l) 2 国間ないし多国間取り決めを結び、人身売買の防止と取り締まりのための外国との協力および相互援助を広げる措置を勧告する
- (m) 輸送・コミュニケーション省 (DOTC)、通商産業省 (DTI) その他 NGO などと協力して、インターネット上での人身売買の広告振興をモニターする
- (n) 人身売買された外国人のフィリピン国内での権利とニーズを守る措置、政索を採用する
- (o) 人身売買された人びとへ必要な介入と援助を明確にし、実施するための研修プログラムを始める。
- (p) この法律の目的、目標の達成へ向けて、すべての権限を行使し、その他の機能を遂行する。

第 2 2 章 審議会の事務局——審議会に必要な事務局を司法省が設置する

第23章 人身売買された人々に対するサービスの義務——回復、リハビリテーション、社会復帰を確実なものにするため、関連政府機関は以下のサービスを人身売買された人びとに提供する。

- (a) 緊急シェルターないし適切な住居供給
- (b) カウンセリング
- (c) 無料法律相談。ここには被害者の権利、告訴手続き、補償およびその他の法的救済方法が含まれる。人身売買された人が理解できる言語で行うこと。
- (d) 医療ないし心理学的サービス
- (e) 生計およびスキル・トレーニング
- (f) 人身売買された子どもへの教育援助

人身売買された人びとの回復、リハビリテーション、社会復帰の向かう進歩の過程を一貫して監督し、追跡する仕組みを採用し、実行しなければならない。

#### 第 24 章 人身売買された人へのその他のサービス

(a) 法的援助——人身売買された人は「困窮した海外在住フィリピン人」の部類に入るとみなされ、共和国法 8042 の下で定められた法的援助を受けることができる。法律での定めたガイドランに従うものとする。

(b) 海外在住フィリピン人資料センター——共和国法 8042 で定められた海外在住フィリピン人に対するサービスは、人身売買された人びとも適用される。受入国における入国の法的立場は問わない。

(c) カントリーチーム方式——行政命令 74 (1993 年) の下でのカントリーチーム方式は、運営体制を指し、その下で海外のフィリピン大使館は人身売買された人びとの福祉、尊厳、基本的人権の促進に関する限り、そうした人びとを保護しなければならない。

第 25 章 人身売買された人びとの帰還——DFA は DOEL その他の機関と調整をとりつつ、ちり人身売買された人びとの帰還について主要な責任を担う。その際、法的書類の所有の有無を問わない。

しかし、人身売買された人の帰還によって被害者が白日の下にさらされる危険が増大する場合は、DFA は代表として受入国政府と適切な滞在許可の延長、その国で法的に許される範囲の保護を話し合う。

第 26 章 身柄の引渡し——DOJ は DFA と協議の上、身柄引渡しの判事アに人身売買を含めるよう尽力する。

第 27 章 報告の義務——この法律の施行に関連する政索、プログラム、活動について、審議会は毎年、年次報告をフィリピン大統領に提出する。

第 28 章 資金調達——関連省庁の長は、この法律の条項を施行する規則や規制を直ちにそれぞれのプログラムに含め、これを布告する。そのための資金は、一般的予算法に含まれる。

第 29 章 規則・規制の施行——審議会はこの法律の施行後 60 日以内に必要な規則・規制の実施を公布する。

第 30 章 言論、結社、宗教の自由と旅行する権利に制限は設けないこと——この法律は決して、言論、結社、宗教の自由および憲法で保障された法律に反しない目的の旅行の権利を制限するものと解釈されてはならない。

第 30 章 分離可能条項——この法律のいずれかの章ないし規定が何らかの理由で違憲ないし無効とされても、その他の章や規定はそれによって影響を受けることはない。

第 31 章 廃棄条項——この法律の規定と一致しないすべての法律、大統領令、行政命令、規則と規制は、それぞれにしたがって無効とされるか修正されねばならない。ただし、この法律が共和国報ウ 7610、別名「児の虐待、搾取、差別に反対する児童特別保護法」の規定を修正したり無効にすることは決してない。

第 32 章 効力——この法律は少なくとも 2 つの全国紙で前文が掲載された日から 15 日後に効力を生じる。

承認。

女性と児童の人身売買防止・取り締まり措置法(1) (B.E.2540)(2)

プミポン・アドウンヤデート国王  
B.E.2540(1997年)11月14日  
現王朝52年

プミポン・アドウンヤデート国王陛下におかれては、慈悲深くも以下を公布された。

女性と少女の人身売買に関する法律の改正が時宜を得ているからして、議会の助言と同意を得て、国王は以下の法律を制定する。

第1章 この法律を「女性と児童の人身売買防止・取り締まり措置法、B.E.2540(1997年)」と呼ぶこととする。

第2章 この法律は王立官報に掲載された翌日から発効する。

第3章 「女性と児童の人身売買法 B.E.2471(928)」は無効とされる。

第4章 この法律において、

「児童」とは18歳以下の者をいう

「当局者」とは、この法律の執行するため大臣によって任命された3等級以上の公務員、上級行政官ないし警察官を意味する。

「大臣」とは、この法律の執行責任をもつ大臣を意味する。

第5章 女性と児童の人身売買に関する犯罪行為において、女性ないし児童を買ったり、売ったり、売り歩いたり、連れて来たり送りつけたり、受け取ったり、閉じ込めたりした場合、あるいは他人の欲求を満たすため、猥褻な性的目的のため、また自分自身や他人が不法な利益を得るために、本人の承諾の有無に関わらず女性や児童に行為をさせたり行為を受け入れさせた場合は、刑法、売春防止・取り締まり法、児童と青少年の安全・福祉法あるいはこの法律の下での犯罪であり、当局者はこの法律による権限の行使を認められている。

第6章 第5章で述べた犯罪行為の準備をした者は、この罪を犯した者と同じ処罰を受けるものとする。

第7章 2人以上で第5章で述べた犯罪行為の共謀を企てた場合、懲役5年以下の懲役ないし罰金1万バーツ、またはその両方の処罰を受ける。

前節の加害者のひとりが共謀した罪を犯した場合、共謀者全員がこれに加えて規定された通りの処罰を受ける。

犯行が企てられ進行している間に、共謀者の反対にあつて遂行できないとか、犯行は成されたが目的は達成されなかった場合、悪事に反対した共謀者は、第1節で規定された処罰に対してのみ責任を問われる。

第1節にしたがって、加害者が心を入れ替え、犯行に至る前に当局者に共謀の情報を伝えれば、法廷はこの加害者の処罰を規定以下にするか、まったく処罰しなくてもよい。

第8章 当局者は空港、港、鉄道の駅、バス停留所、娯楽施設、工場、公共の場所を査察し、調べ、モニターして、第5章で述べた犯罪の防止につとめる。

第1節の機能を果たすにあつて、その当局者は大臣が規定し官報に発表された規則に従って、助力者を求めることができる。

第9章 第5章で規定する犯罪を防止し取り締まるため、当局者は以下の権限を授与される。(1)供述をさせ書類や証拠を持参させるため召喚状を発行する

(2)第5章で規定する犯罪の被害者だと信じる理由があれば、女性ない児童の身体検査を行う。被害者が性的な場合は検査も女性によって行われる。

(3)あらゆる場所や車両の捜索を行えるが、捜査は日の出から日没までの間に行う。直ちに行動を取らなければ女性や児童が暴行される可能性がある場合、または加害者が女性や児童を他に移したり隠したりした場合、当局者は警察長官、バンコク管轄区の警察長官が指名した人物、捜索が行われる県の管轄区の県知事ないし県知事が指名した人物の許可があれば、夜間の捜索を行うこともできる。

第10章 第5章で規定した犯罪の防止と取り締まりに役立たせるため、あるいはそうした犯罪の被害者と思われる女性や児童を救出するため、当局者はその女性と児童を事実の解明のために留置することができる。しかし、留置時間は30分を超えてはならない。さらに留置を延長する必要がある場合は、公式の報告書に記載した上で、女性や児童を24時間留置することができる。しかし、その留置はバンコク管轄区の警察長官、留置が行われる県の県知事に遅滞なく報告されなければならない。

十分な必要性があれば、24時間以上の留置も可能だが、10日を越えてはならない。また、警察長官ないし県知事の許可を得なければならない。

本章に従って女性や児童を留置する際、その女性や児童を適切な場所に滞在されるべきであって、留置場や刑務所に入れてはならない。

報告書、記録、虚家長は大臣が定め、官報で発表された規則に沿ったものでなければならない。

第12章に従って女性や児童が法廷で証言した時は、そこでその女性や児童の留置は終了したものとみなされる。

第11章 当局者は第5章で規定した犯罪の被害者である女性や児童に、食料やシェルター、自国や故郷への帰還などの援助を自分の判断で行うことができる。

第1節に沿った援助を行うに当たって、当局者は女性と児童を、売春防止・取り締まり法で定められた「プライマリー・シェルター」、ないし児童と青少年の安全・福祉法で定められた「児童のためのプライマリー・シェルター」、その他の政府やNGOの福祉施設に預けることができる。

場合によっては、大臣は官報で発表される本章に沿って規則を發布することができる。

被害者の居住地が外国にある場合、当事国間で交わされた協定、ないしタイが加盟している条約に従って被害者を送還させる。

第12章 第5章で定めた犯罪が行われたと判明した場合、加害者が逮捕されていなくても、検察官は独自で、あるいは捜査当局の申請を受けて、被害者の女性や児童を連れてきて訴状を出させ、行われたとされる行為のすべてと、直ちに法廷での証言が必要である理由を明らかにすることができる。

法廷での証言の最初が被害者の女性や児童の証言であり、その被害者が検察官に知らせる場合、検察官は直ちに訴状を提出すべきである。

訴状が提出されたら、法廷は即座に証人調べを行う。この調査では、事件関係者が反対尋問の理由や必要性を述べて訴状を出したり、反対尋問の弁護士を指名した場合は、法廷はそれが適切であるとみなせば、許可を与えることができる。

証人の証言は証人の前で読み上げられる。

加害者が第5章にいう犯罪のかどで起訴され被告となったときは、先に出された証言は裁判の証拠として、事件の判決を下す際に使われる。

第13章 被害者の女性や児童、配偶者、親戚ないしその女性や児童と利害関係をもつ人が、第10章の下での女性や児童の留置が間違っていると考える場合は、バンコク管轄区の警察長官ないし管轄県の県知事に上訴することができる。

第1節で規定した上訴を考慮する権限をあたえられた者は、事実を調査し、速やかに判断を下すべきである。警察長官ないし県知事が女性や児童の留置を合法的と見なす場合は、その件は内務大臣に報告され、最終判断が下される。

上訴を考慮する期限、最終判断をおおぐため内務大臣に提出する報告書の形式や期限は、内務大臣が準備し官報に発表される規則に従う。

第14章 この法律の義務を執行するに当り、当局者は犯罪手続き法で定める「上級行政官ないし警察官」があたる。

第15章 内務大臣と労働・社会福祉大臣がこの法律を執行する義務と統括権をもち、この法律をしっこうする当局者の任命権をもつ。

首相署名

公式英文翻訳であることを証明する

Wanchai Roujanavong

上級専門検事

法務長官オフィス内務部

## 補足資料 (3)

### 米国反人身売買法「2000年人身売買及び暴力被害者保護法」の概要

#### 防止:トラフィッキング発生前に阻止するためNGOとの協力

- ・ 経済的機会の増加:潜在的トラフィッキング被害者に対する経済的機会を増加するための新しいイニシアティブにより、彼らが違うコミュニティ、宗教、国での誤った約束を信じて家(故郷)から誘惑され引き離されることがないようにする。
- ・ 認識の拡大:人身売買人について潜在的被害者へ警告を発したり、このような犯罪の被害者にならないための方法を教示する公的認識プログラム。

#### 保護及び支援:被害者へ新たな救済を提供

- ・ 一時的滞在場所:最悪なトラフィッキング被害者5,000人が現在米国において一時的滞在ができるようになっている(T-visas)。
- ・ 新たな支援:被害者はその移民身分に関らず広い範囲に渡る恩恵やサービスを楽しむことができる。
- ・ 司法省助成金:トラフィッキング被害を救済するNGOへの助成金が初めて創設された。
- ・ 復帰支援:本国に戻り、その生活を立て直す被害者への支援。
- ・ 拘留中における救済及び安全:拘留中のトラフィッキング被害者はシェルター、医療保障、法的権利について情報、通訳サービス等の支援を受けることができる。被害者やその家族の情報は公表されず、人身売買人による脅迫や報復から保護される。
- ・ T-visasを保有しないトラフィッキング被害者への米国滞在許可:いかなるT-visa評価が行われる前に、トラフィッキング被害者が緊急の支援を必要としていたり、本人あるいはその家族が危険な状態にある場合や、彼らが潜在的人身売買を支援しうる場合には、法執行人はその被害者を米国に逗留させることができる。
- ・ 司法省及び国務省職員へのトラフィッキング被害識別及び支援方法訓練

#### 起訴:犯罪に合った新しい罰則

- ・ 新しいトラフィッキング犯罪の確立
- ・ より重い判決:有罪判決が下された人身売買人は20年以上の刑に服さなければならない。
- ・ 強制的賠償:人身売買人は被害者に対してその損失を支払わなければならない。
- ・ 資産の没収:人身売買人は判決に従いその資産を没収される。
- ・ 証人の保護:トラフィッキング被害者に証人保護プログラムが適用される。

#### 制裁

- ・ この法によって国務省は諸外国のトラフィッキング状況について年次報告書を提出することが義務づけられ、深刻な問題を抱えながら対処できていない国にたいして経済的制裁を課すことができる。また、米国はこの法の下、他の国の住民であっても重大な人身売買人に対して制裁を課すことができる。

#### 大統領の機関連携反トラフィッキング・タスク・フォース

- ・ 大統領は閣僚級タスク・フォースを創設しなければならない。さらに、国務長官はそのタスクフォースを支援するオフィスを作り、政府関係機関の反トラフィッキング活動の調整を助けることができる。

### **連邦政府の新たな報告義務**

- 毎年、国務省はトラフィックに影響を受ける国のリストやトラフィック対策努力の評価が載った報告書を発表しなければならない。さらに、健康福祉省はどれくらいのトラフィック被害者がサービスや恩恵を受けたかの報告をしなければならない。

### **基金**

- 反トラフィック法は、議会認定基金として国内及び国際イニシアチブに対して2年間で9,550万ドル拠出を確保している。

# 我が国における「人身取引」 (Trafficking:トラフィッキング) 事案の概要

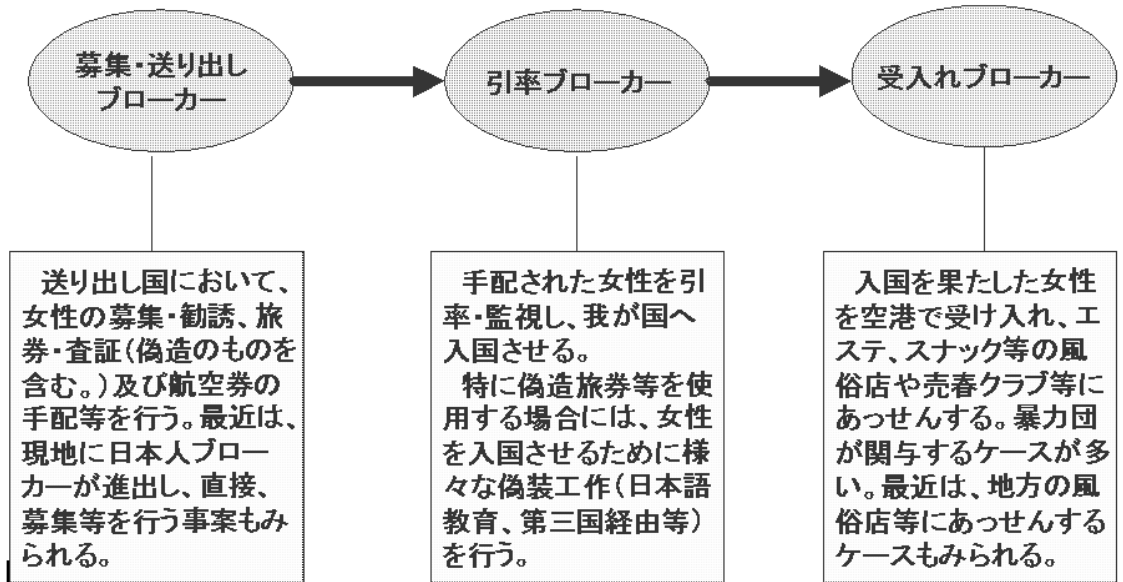
警察庁生活安全局生活環境課  
Consumer and Environmental Protection Division  
Community Safety Bureau  
National Police Agency

## トラフィッキング (trafficking)



『国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書』(2002年12月9日 日本国署名)  
第3条  
(a) 「人身取引」とは、搾取の目的で、暴力若しくはその他の形態の強制力による脅迫若しくはこれらの行使、誑誘、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくは弱、立場の悪用又は他人を支配下に置く者の同意を得る目的で行う金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を採用し、運搬し、移送し、蔽匿し又は收受することをいう。搾取とは、少なくとも、他人を売春させて搾取すること若しくはその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器摘出を含める。  
(b) (a)に規定する手段が用いられた場合には、人身取引の被害者が(a)に規定する搾取についての同意をしているか否かを問わない。  
(c) 搾取の目的で児童を採用し、運搬し、移送し、蔽匿し又は收受することは、(a)に規定するいずれの手段が用いられていない場合であっても、人身取引とみなされる。  
(d) 「児童」とは、18歳未満のすべての者をいう。

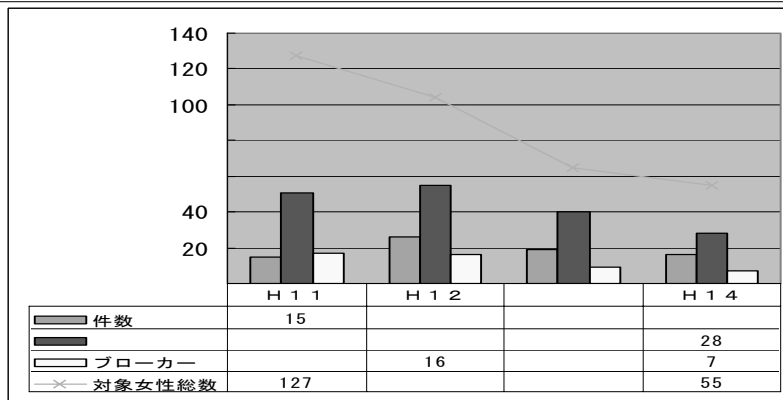
# トラフィッキング事案の流れ



## トラフィッキング事案の検挙状況

平成13年6月19日丁生環発132号「風俗・外国人雇用関係事犯におけるトラフィッキング事案の報告について」

- 外国人女性等が我が国での就労に際して、ブローカー等に職種を騙されて入国し、売春等に従事させられていた事案
- 外国人女性等からの搾取を目的として、外国から我が国に強制、欺もう等の手段によって連れてこられた事案
- 外国人女性等が売春等に従事することを承知で入国するに当たり、入国費用等名目で高額な借金を負わされていた事案
- 外国人女性等が売春等に従事するに当たり、雇用主等によって部屋に拘束されたり、旅券等を取り上げられていた事案
- 単純労働に係る雇用関係事犯において、強制、欺もう等の手段によって連れてこられ、強制労働等で搾取されていた事案



注) 平成11年は高額な債務を負わされていた事案のみを計上

### (主な検挙罪名)

- 売春防止法(周旋、管理売春等)
- 出入国管理及び難民認定法(不法就労助長、不法残留、不法入国援助等)
- 風適法(無許可営業等)
- 刑法(公正証書原本不実記載)

## トラフィッキングにおける被害女性の現状

### (事例1)

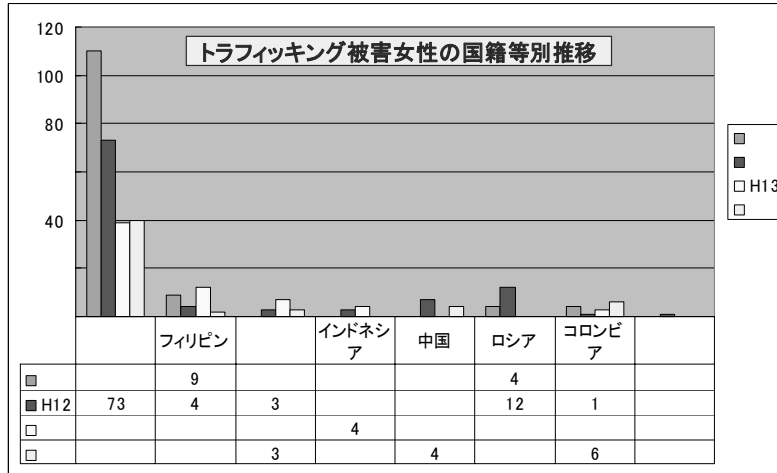
コロンビア人街娼に係る管理者を売春契約で検挙(愛知、平成14年1月)

名古屋市中区の堀川周辺において、通行人等に売春の勧誘をしていたコロンビア人女性を売春防止法(勧誘等)違反で検挙するとともに、同女性を管理していた日本人男性、コロンビア人女性の2人を売春防止法(契約)違反で検挙  
 同人らは売春婦の女性と、客から売春料金として2万円以上をもらうこと、1日3万円を支払うこと、合計300万円を支払うまで売春婦として働くことなどの契約を結んでいた。

### (事例2)

スナックにおけるタイ人女性雇用の売春防止法違反事件(長野、平成14年1月)

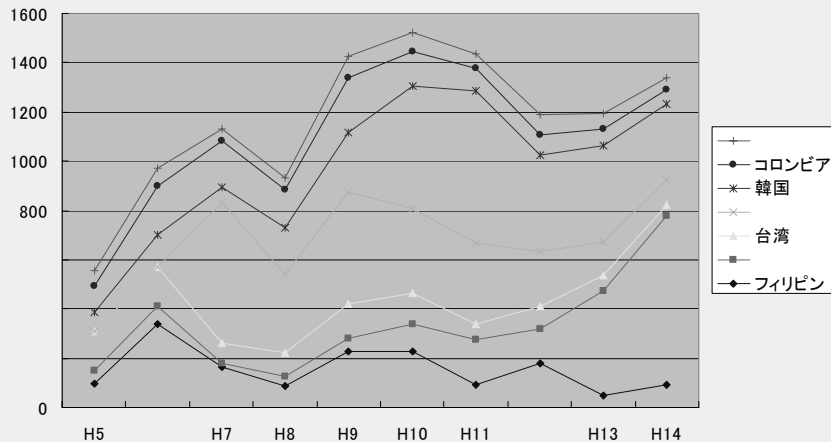
タイ人女性をホステス兼売春婦として雇用していたスナック経営者を風適法(無許可営業)違反で検挙するとともに、タイ人女性18人を入管法(不法残留等)違反で摘発  
 タイ人女性らは、日本において売春に従事することを承知の上、偽造旅券で入国し、高額な債務(500万円)を背負わされていた。



## 風俗営業等における外国人女性の就労状況

- 不法残留外国人の現状～220, 552人(平成15年1月1日現在 法務省)
- 稼働先～エステ、バー、スナック等
- 稼働形態～マッサージ嬢、ホステス、売春婦等
- 在留資格～短期滞在、興行等のほか、偽造旅券を使用して入国する場合もある。ほとんどが不法残留、資格外活動等

### 風俗関係事犯に關与した外国人女性の推移(平成5年～平成14年)



注) タイについては、H4=1,702人、H5=1,849人、H6=1,407人であった。

## 国連国際組織犯罪防止条約等の現状

近年、国際組織犯罪対策は、国際社会における喫緊の課題とされ、これに対応するものとして、国連総会において

- 2000(平成12)年11月 国連国際組織犯罪防止条約  
(同年12月に日本国署名。批准については、今国会において国内法の改正案とともに提出される予定)
- 2000(平成12)年11月 附属議定書「人身取引議定書」「密入国議定書」  
2001(平成13)年5月 「銃器議定書」  
(2002(平成14)年12月に日本国署名。批准については、今後関係省庁間における国内法整備の検討を経て行われる予定)

が締結された。

### 「人身取引議定書」批准に向けた検討の方向性 ～「人身取引」に関する現行の刑罰法規～

- (1)刑法(明治40年法第45号)
  - 第33章 略取及び誘拐の罪 第224条～第229条
    - 未成年者略取及び誘拐
    - 営利目的等略取及び誘拐
    - 身の代金目的略取等
    - 国外移送目的略取等
    - 被略取者收受等
- (2)職業安定法(昭和22年法第141号)
  - 第63条第1項(暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段による職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給)
  - 第2項(有害業務に就かせる目的での職業紹介、労働者募集若しくは労働者の供給)
- (3)児童福祉法(昭和22年法第164号)
  - 第34条第1項(刑罰法規に触れるおそれのある者に対する児童の知情引き渡し、営利目的の養育、有害業務目的で支配下に置く行為)
- (4)児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成11年法第52号)
  - 第8条(児童買春等目的の人身売買等)

児童買春、児童ポルノ製造目的以外の児童の移送についての法制化を検討する必要

国際人身売買専門家会議参加者名簿

カンボジア	Sreyroth <u>Nopsarin</u>	女性緊急避難センター (CWCC)、監視と法律援助 コーディネイター
ラオス	Vilaychaleun <u>Amphayvanh</u>	ラオス政府労働および社会福祉省評価監視局長
フィリピン	Merceditas <u>Gutierrez</u> Carmelita <u>Nuqui</u> Wilhelm D. <u>Soriano</u> Rhoda F. <u>Yap</u>	フィリピン政府人身売買禁止連絡会議議長、 司法省事務次官 フィリピン移住労働者権利監視会委員長、DAWN 代表 フィリピン共和国人権擁護委員 フィリピン政府社会福祉開発省事務次官補
タイ	Uthaiwan <u>Jamsutee</u> Weerasak <u>Kowsurat</u> Sudarat <u>Sereewat</u> Chatchawal <u>Suksomjit</u> Naiyana <u>Supapung</u>	タイ政府検察局犯罪法研究所上級検事 タイ政府社会開発および人間の安全省副大臣 子どもの搾取撲滅連合 (FACE) 代表 タイ警察、子どもおよび女性の保護局・局長 タイ王国人権擁護委員、NGO 女性の友でも活動
ベトナム	Glang Hoai <u>Pham</u>	ベトナム女性連合事務局長
国際機関	Lance A. <u>Bonneau</u> Masae <u>Shimomura</u> (下村理恵) Mitsuko <u>Horiuchi</u> (堀内光子) Yuki <u>Sekine</u> (関根由紀)	国際移住機関 (IOM)、プログラム開発担当部長 国際移住機関東京事務所 国際労働機関 (ILO) 駐日代表 国際労働機関 (ILO) 東京事務所
在日大使館	Ann M. <u>Kambara</u>	米国大使館、労働参事官
日本	Yoko <u>Hayashi</u> (林陽子) Sujinda Izumida (S. 泉田) Yoichi <u>Kumota</u> (雲田陽一) Teruko <u>Maeda</u> (前田照子) Jun <u>Shimato</u> (島戸純) Akihiko <u>Suzuki</u> (鈴木明彦) Tomonori <u>Taki</u> (滝友則) Yolanda <u>Tsuda</u> (Y. 津田) Tomoe <u>Yatagawa</u> (谷田川知恵) Yoko <u>Yoshida</u> (吉田容子)	弁護士、アジア女性基金運営審議会委員 宇都宮大学講師、アジアの問題を考える会代表 警察庁生活安全局生活環境課 礼拝会、日本管区・管区長 法務省刑事局付検事 外国人支援 NGO, OC Network ウオーリック大学博士課程 (国際移住労働政策) 神戸女学院大学助教授、ハーバード大学研究員 慶応義塾大学博士課程 (刑法) 弁護士、京都の NGO 人身売買禁止ネットワーク
	Levinson <u>Alcantara</u> Shoko <u>Tsujimura</u> (辻村聖子)	早稲田大学アジア太平洋研究センター 早稲田大学アジア太平洋研究センター
主催者	Momoyo <u>Ise</u> (伊勢桃代) Mizuho <u>Matsuda</u> (松田瑞穂) Tomoko <u>Manaka</u> (間仲智子)	アジア女性基金専務理事・事務局長 “ 業務部長 “ 総務部

Masahide Maeda Professor, Tokyo Metropolitan University

Jean Guy Banville

First Secretary, Canadian Embassy

FAX: 5412-6303

Thai Embassy

Philippine Embassy

Colombia Embassy

Ministry of Foreign Affairs Human Rights Section

“ Regional Policy Division, Asia & Oceanian Affairs Bureau



## アジア女性基金について

財団法人女性のためのアジア平和国民基金は、元「慰安婦」の方々への国民的な償いを行うこと、女性の名誉と尊厳に関わる今日的な問題の解決に取り組むことを目的として、1995年7月に発足いたしました。以来、政府と国民の協力によって具体的な事業を実施してまいりました。

元「慰安婦」の方々に対する事業は、1)元「慰安婦」の方々の苦痛を受けとめ心からの償いを示す事業として、国民の皆様のご協力を得た募金による「償い金」のお届け、2)国としての率直なお詫びと反省を表す日本国内閣総理大臣の「お詫びの手紙」、3)政府拠出金による医療・福祉支援事業から成り立っていました。この償い事業は、フィリピン、韓国、台湾において、285名の元「慰安婦」の方々に実施し、2002年9月末に終了いたしました。さらに医療・福祉支援を中心としたオランダでの事業は79名にお届けし、2001年7月に終了しました。インドネシアでの事業は2007年3まで継続いたします。

他方、武力紛争下における女性に対する暴力や人権問題、国際的人身売買およびドメスティック・バイオレンス(夫や恋人からの暴力)など、女性や子どもに対する暴力や人権侵害によって苦しむ方々は現在も後を絶ちません。

アジア女性基金では、過去の反省をふまえ、女性に対する暴力のない国際社会を築くため、国内外に女性の名誉と尊厳を守ることの重要性について啓発活動等、以下の活動にも積極的に取り組んでいます。

- ◇女性に対する暴力のない社会をめざすための啓発活動
- ◇女性が直面している問題についての国際会議の開催
- ◇女性の人権問題に取り組んでいる団体などへの活動支援
- ◇女性に対する人権侵害などについての原因と防止に関する調査・研究
- ◇暴力被害を受けた女性に対する援助者を育成するための研修

財団法人女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)  
102-0074東京都千代田区九段南2-7-6相互九段南ビル4階  
電話03-3514-4071 ファックス03-3514-4072  
Home Page: <http://www.awf.or.jp> E-mail: [dignity@awf.or.jp](mailto:dignity@awf.or.jp)